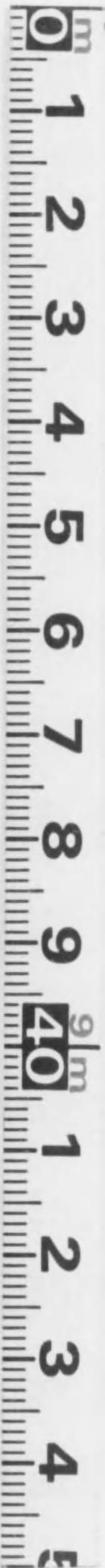


312
320



始



特273
399



訂增

考

教學院
教授

古川喜九郎著

試
資
料

東京
國民法制學會



緒言

- 一、本書は考試提要の姉妹編として發行せり故に考試提要と本書を併用するときは考試試験と普通試験の何れに應ずるも隨意又單に普通學研究の參考書としても適當なり
- 二、本書は發行以來考試提要と共に非常に好評を博し居りたる處關東大震災の際原版焼失に付爾來各科に亘りて大修正を加へ且つ問題を多數増加せり
- 三、各科共過去約二十年間の各種試験問題を集め特に最近出題のものを多く採録せり
- 四、本書科目中算術は數學專攻家山上弘一氏の著に係るものなり
- 五、歴史・地理・算術は問題を系統的に排列して前後の連絡を保たしめ且つ或問題に就き特に注意を要すべき事項は之を其の末尾に附記して問題の理解・記憶に便ならしめたり
- 六、本書には外國歴史及地理をも収録する豫定なりしも四方各位より本書の發行を急がるゝこと切なりしを以て之を省き該二科目は他日別冊として發行することとせり

一、 作文の練習
 二、 算術の練習
 三、 国語の練習
 四、 地理の練習
 五、 歴史の練習
 六、 外国歴史及地理の練習

掲載科目

- 一 作文
- 二 国語
- 三 漢文
- 四 日本地理
- 五 算術
- 六 外国歴史及地理は追て別冊として發行す

算術
 国語
 歴史
 地理

作文目次

一	普通試験に及ぼせしむる作文	一	日本の歴史
二	試験に及ぼす作文	二	日本の地理
三	英語を成す作文	三	日本の物産
四	英語を成す作文	四	日本の人口
五	英語を成す作文	五	日本の産業
六	英語を成す作文	六	日本の交通
七	英語を成す作文	七	日本の教育
八	英語を成す作文	八	日本の政治
九	英語を成す作文	九	日本の外交
一〇	英語を成す作文	一〇	日本の文化
一一	英語を成す作文	一一	日本の宗教
一二	英語を成す作文	一二	日本の風俗
一三	英語を成す作文	一三	日本の習慣
一四	英語を成す作文	一四	日本の法律
一五	英語を成す作文	一五	日本の科学
一六	英語を成す作文	一六	日本の芸術
一七	英語を成す作文	一七	日本の文学
一八	英語を成す作文	一八	日本の音楽
一九	英語を成す作文	一九	日本の演劇
二〇	英語を成す作文	二〇	日本の美術
二一	英語を成す作文	二一	日本の建築
二二	英語を成す作文	二二	日本の園芸
二三	英語を成す作文	二三	日本の畜産
二四	英語を成す作文	二四	日本の漁業
二五	英語を成す作文	二五	日本の林業
二六	英語を成す作文	二六	日本の鉱業
二七	英語を成す作文	二七	日本の製鉄
二八	英語を成す作文	二八	日本の造船
二九	英語を成す作文	二九	日本の機械
三〇	英語を成す作文	三〇	日本の電業
三一	英語を成す作文	三一	日本の通信
三二	英語を成す作文	三二	日本の交通
三三	英語を成す作文	三三	日本の航空
三四	英語を成す作文	三四	日本の航海
三五	英語を成す作文	三五	日本の郵便
三六	英語を成す作文	三六	日本の銀行
三七	英語を成す作文	三七	日本の証券
三八	英語を成す作文	三八	日本の保険
三九	英語を成す作文	三九	日本の税関
四〇	英語を成す作文	四〇	日本の海關
四一	英語を成す作文	四一	日本の通商
四二	英語を成す作文	四二	日本の貿易
四三	英語を成す作文	四三	日本の輸送
四四	英語を成す作文	四四	日本の倉庫
四五	英語を成す作文	四五	日本の銀行
四六	英語を成す作文	四六	日本の証券
四七	英語を成す作文	四七	日本の保険
四八	英語を成す作文	四八	日本の税関
四九	英語を成す作文	四九	日本の海關
五〇	英語を成す作文	五〇	日本の通商

作 文 目 次

一	普通試験に及第せしを祝する文	一
二	就職を賀する文	一
三	榮轉を祝する文	二
四	藍綬賞を受けたる人を賀する文	二
五	治水功勞彰表を受たる人に送る文	三
六	友人の外國に赴くを送る文	三
七	入替の友に送る文	四
八	普通試験を受けたる感想を郷里の友人に報する文	四
九	安着を報する文	五
〇	轉居を報する文	六
一	人を推舉する文	六
二	人を紹介する文	六
三	就職依頼の文	七

一四	子弟監督の依頼に答ふる文	七
一五	新聞記事取消申込文	八
一六	展覽會に誘ふ文	八
一七	紅葉見に誘ふ文	八
一八	農事講習會へ入會を勸むる文	九
一九	武徳會へ入會を勸むる文	九
二〇	和解を勸告する文	一〇
二一	新築祝に招く文	一一
二二	月見に招く文	一一
二三	海苔を贈る文	一一
二四	手製の茶を贈る文	一二
二五	仲裁の勞を謝する文	一二
二六	出張中世話を受けし人に謝する文	一三
二七	演習後宿舍主へ送る禮狀	一四

非 文

二八	青年矯風會の開設を相談する文	二四
二九	病氣見舞の文	二五
三〇	火災見舞の文	二五
三一	友人の試験に落第せしを慰むる文	二六
三二	同僚の驕奢を戒むる文	二六
三三	梅見の記	二七
三四	潮干狩の記	二八
三五	登山の記	二八
三六	秋日郊遊の記	二九
三七	初雪の記	三〇
三八	除夜の記	三〇
三九	入學試験準備の記	三一
四〇	受験者の雜感	三一
四一	五箇條の御誓文を捧讀して感あり	三二
四二	世界地圖を見て感あり	三三
四三	我が住家	三六

四四	我が郷土	三六
四五	愛國心	三六
四六	皇室と臣民の關係	三六
四七	國民の義務	三六
四八	義勇奉公の道を論ず	三六
四九	忠孝一教論	三六
五〇	人の本分を論ず	三六
五一	人格論	三六
五二	常識修養の必要を論ず	三六
五三	精神修養の必要を論ず	三六
五四	家庭教育の必要を論ず	三六
五五	國民教育の必要を論ず	三六
五六	交友の道	三六
五七	交際の必要を論ず	三六
五八	信用重んずべきの論	三六
五九	公德論	三六

六〇	秩序論	四三
六一	規律	四三
六二	光陰貴ぶべきの論	四四
六三	自重心	四五
六四	忍耐の必要を論ず	四六
六五	克己論	四七
六六	自助論	四八
六七	職業の貴き所以を論ず	四八
六八	職業に貴賤なきの論	四九
六九	國法遵守すべきの論	五〇
七〇	法律研究の必要を論ず	五一
七一	自治の氣風を振作することの必要なる所以を論ず	五二
七二	立志論	五三
七三	讀書論	五四
七四	勉強の目的	五五

七五	實力養成論	五五
七六	現代に處する日本男兒の覺悟	五七
七七	現代社會の要求する人物	五九
七八	何故に官吏たらん事を希望するか	六〇
七九	官吏の責務を論ず	六一
八〇	官紀を論ず	六一
八一	綱紀振肅論	六一
八二	職務に忠實なるべき論	六一
八三	勤儉力行論	六一
八四	勤儉貯蓄の必要を論ず	六一
八五	奢侈の風教に及ぼす影響を論ず	六一
八六	國民的協力の必要を論ず	六一
八七	衛生の必要を論ず	六一
八八	體育の必要を論ず	六一
八九	農は國の基たるの論	七一
九〇	農村振興の急務なる所以を論ず	七一

九一	朝鮮の富力増進策……………	七三
九二	殖産興業論……………	七五
九三	交通と産業との關係を論ず……………	七五
九四	河川の効用……………	七七
九五	森林の効用……………	七八
九六	水源涵養の必要を論ず……………	七九
九七	海と文明との關係を論ず……………	八〇
九八	海外移住を奨励す……………	八一
九九	外國貿易の必要を論ず……………	八二
一〇〇	工藝發達せしめざる可らざるの論……………	八三
一〇一	習性となる説……………	八四
一〇二	知るは易く行ふは難き説……………	八五
一〇三	獨を慎むの説……………	八六
一〇四	志ある者は事遂に成るの説……………	八七
一〇五	青年讀書會設立趣意書……………	八八
一〇六	青年矯風會設立趣意書……………	八八

一〇七	町村合併處分の申請文案……………	八九
一〇八	農産物共進會開催に付出品勧誘方を依頼する文……………	九〇
一〇九	某縣に於て普通試験を施行するに當り曩に該試験を行ひたる他の縣に對し參考事項問合せの文……………	九〇
一一〇	甲官廳より其の採用すべき人物に付き乙官廳に照會する文……………	九一
一一一	土藏新設に關する意見を長官に具申する文……………	九二
一一二	廳舎の改築を長官に具申する文……………	九二
一一三	火災の状況を知事より内務大臣に報告する文……………	九三
一一四	意見回報の督促文……………	九三

作文目次 終

作文

一 普通試験に及第せしを祝する文

貴兄には此の度某縣に於て施行せられたる普通試験に及第なされ候趣、めでたく御祝し申上候。近年實業方面不振の爲め、官途を志望する者おい／＼増加し、此の度の如きは受験者の數例年よりも非常に多く、問題も大に難かしかりし由なるにも拘はらず、貴兄には拔群の御成績にて此の難關を突破なされ候ひしとか、全く天性の英敏と平素の御勉強に因りたること、敬服の至に堪へず候。此の上は一日も早く御就職、國家の爲め御盡瘁のほど今より御待ち申候。これなる辭典は某博士の親しく執筆せられたるものにして、從來坊間にありふれ候ものとは聊か選を異にし、頗る便利なるやに存せられ候まゝ、一部進呈仕候。先は御祝まで。勿々。

二 就職を賀する文

時下晩秋益々御健勝奉大賀候。陳は貴兄この度某市長に就職遊ばされ候由、大慶の至りに奉存候。しかし、聞く所に依れば、彼の地は有名なる難治の處にて、歴代の市長も大に手こすり候由なれば、定めし御骨の折るゝことなるべしと存じ候。されど、貴兄の敏腕を以てすれば、如何なる難關も快刀亂麻を斷つが如くなるべく、さしもの積弊も貴兄を俟ちて始めて矯正され申すべくと確信致し居候。この意味より言へば、この度の機會こそ眞に貴兄の健腕を揮はるべき時節到來と、

小生の一入快感に堪へざる處に御座候。唯一言致し度きは、世故に長け、事務の材幹に富める貴兄の事なれば、之に處するに萬一の御遺算は有るまじく候はんも、弊害の多き處だけに、道理上より推され難き事情も蟻まり居り候こと、存じ候間、吳々も着々歩を進め、漸次に治績を擧ぐるの御方針を取られんこと、切に祈る所に御座候。敬具。

(註)本文第一行の「某市長に御就職」を「何々に任せられ近日御赴任」と改むれば、「赴任する友に送る文」と云ふ題に對する好個の答案となるべし。

三 榮轉を祝する文

謹啓。貴兄今回保安課長に御榮轉なされ候由欣賀奉り候。右は全く貴兄が積年の刻苦勵精の結果に外ならずと奉存候。近年累に御榮轉、それと共に追々貴兄の手腕の表はれ來り候事、よそながら實に愉快の情に禁へず候。此上ながら益々御自愛、多事多憂なる我が警察界の爲め十分の御盡瘁を奉祈候。長崎のカラスミ一連折柄到來のまゝ、御目にかへ申候。何れ參堂御祝ひ可申上候。不盡。

四 藍綬賞を受けたる人を賀する文

寸書拜呈。殘暑未だ退かず候へども、高閣益々御清福の由御祝ひ申上候。さて大兄兼て心力を盡され、御自費にて某橋御架設の儀既に落成に相成り、世上のため公益著しく、實に感佩の至りに堪へず候。就きては、今般藍綬の褒賞御下賜相成り候趣、長久の御名譽と賀し奉り候。先は御歡びまで斯くの如くに候。頓首再拜。(小山田白村)

五 治水功勞の彰表を受けたる人に送る文

今朝の朝日新聞紙上に於て、君の治水功勞者として彰表されあるを見て大に悦び申候。昨年来小生は、君の彰表あるべしとは信じ居り候へども、昨日今日とは思はざりしに候。されば今日の發表を見ては、殊に嬉しく存せられ候。御老母様の御心中も察し上げ、今日は何となく心地よくしく覺えられ候。來月五日には差して體に故障なきに於ては、是非參上御祝ひ申上度しと、それぞれ手配仕り居り候。取り敢へず御歡びまで。勿々。(小山田白村)

六 友人の外國に赴くを送る文

謹啓。時下益々御清穆の段、欣喜此の事に候。其の後打絶え御無音平に御海容下され度候。然れば、貴兄には、此の度文部省留學生として佛國に御留學の事、昨日の官報にて承知いたし候。貴兄が御在學中は固より、御卒業後も専心一意新學の爲に御盡瘁なされ候事は、萬人の均しく瞻る所、今回留學生として其の選に入られしは、正に當然の報酬と申すべく、誠に慶賀欣羨の至に候。貴兄の御留學は、ただに貴兄御一人の御名譽に止らず、貴兄の如き篤學の士を外國に紹介するは、亦邦國の光榮と存じ候。二年の日子は短きが如きも、貴兄の頭腦貴兄の精力を傾注せらるるに於ては、凡人の十年二十年にも相當致すべく、貴兄の此の行、必ずや多大の効果を收められ、御歸朝の上は我が學界に新光明を寄與せらる、事と確信致し候。御出發も近きに在らん。遠隔のこととて、親しく御送別申上ぐる事も相叶はず、略儀ながら一筆祝意を表し、併せて送別の詞に代

へ申候。申までも無之候へども、異地風土の變御愛護のほど祈る所に候。頓首敬白。(友田宜剛)

七 入營の友に送る文

拜啓。貴兄にはいよく御入營あらせられ候由、兵營生活はこれまでとは違ひ、多少の窮屈と困難とを感じられ候ことと奉察候。しかし從來も嚴格なる家庭に生ひたち給ひしことなれば、他の人々よりもその苦痛はすくなからんと推せられ候。今更こと新しく申すにも及ばれど、銃を執りて邦家に盡すは男子の誇とす可き事に候へば、今後は朝夕軍務に勵精せられ、あつげれ國家の干城たる實を示され候やう希望にたへず候。軍隊の教育は規律服従等の美德の養成には此の上もなきもの、と承り候間、二ヶ年の兵營生活は貴兄のため決して無意義に終らざることと存じ候。麗かなる日は嵐の後に來るとやら、こゝ數月は、霜雪凜冽との苦闘をつづけられ候とも、これより收むべき所得の餘からざるを思ひて、自重自愛日本男子の誇を完うせらるゝやう祈り上候。(作者不詳)

八 普通試験を受けたる感想を郷里の友人に報ずる文

拜啓。小生先般當縣に於て施行せられたる普通試験に應じ候處、本日其の成績發表有之、幸に合格者の一員に加り居候間御安神下され度、なほ左に聊か受験當時の感想を可申述候。願れば曩に志を抱いて郷關を出で當地に參り候ものゝ、資力乏しき身の悲しさは、人並正則なる學校に勉學する事叶はず、かつ公務の餘暇に、怠る心を戒めつ、獨學自習せし智識の覺束なさ、さても本年は受験すべき分にも非ずと斷念致候ひしに、突然の思立にて試験場に臨む

事となりし當時の心中御憐察被下度、さなきだに小心翼々たる小生、問題の掲出せらるゝを見ては少からず胸轟き申候ひしが、人事自ら命あり唯運を天に任すに若くはなしと觀じれば、此處ぞとばかり度胸を据ゑ、流る筆を呵しつゝ、兎角に書き申候。

固より普通學の要素すら十分ならぬ小生に、面倒なる法理上の難問の解決せらるゝ筈はなければ、平素文讀む暇の少き身として、つくづく時間の貴重なるを感じ、新聞紙上などに現るゝ實地問題も、平素文讀む暇の少き身として、つくづく時間の貴重なるを感じ、新聞紙上などに現るゝ實地問題を捕へては、多少づゝ思考を廻らし居たりしと、一方幸か不幸か赤貧の家に生れてあらゆる世の辛酸を嘗め盡し候小生には、最も相應しき常識的問題多く、且つ又受験前半ヶ月程の間普通文官受験提要进行を精讀して其の要を撮ることに務めし等が、よき助となりて所謂案するより産むが安く、淺學不才なる身の割合には問題容易かりし感有之候。

兎もあれ斯くて試験と申す鐵條綱丈は切抜け候も、近き將來に來るべき官吏としての實地經驗が中々の難關にて、又々新なる心配湧き出で候ものゝ、勤勉誠實の一徹を以て奉公の道を盡さば或は大過なかるべきか。今後も倍舊の御愛顧と御指導を賜はり度希望に堪へず候。敬具。(村山熊太)

九 安着を報ずる文

拜啓。小生御地在勤中は何かと御懇情を辱し、殊に出發の際に厚き御芳情を賜はり有り難く存上候。父始め家族一同、至極無事にて昨朝着京致し候間御安心下され度候。勤め先の都合により表書の所に住居を相定め候。こゝは東京と申しても場末にて、家の附近には田畑・森林・小川等これあり、時々蛙の鳴き聲、小鳥の囀る聲など聞え候。且つ高臺にて眺望も相應に宜しく、屋敷

内も稍手廣に候間、父が道樂の養鶏、草花造りなどには誂へ向きにこれあり、御地に居るも同様の心持致し候。先は安着御報のみ、何れ後便にて委細申上ぐべく候。勿々。

一〇 轉居を報ずる文

水草を追うて移轉する野蠻人の如しとは、君に嘲られし御詞なるが、此の度國元より兩親を呼び寄せ、是までの家にては手狭につき、已むを得ず昨日表記の處へ轉居致し候。中濫谷まで市内電車、それより五六町西南に在る、小高き丘の三軒家の真中に候。附近の雜木林すでに若葉して老鶯の鳴くなど、何處かに武藏野の面影ありて、野趣すてがたく、閑靜といふよりは寧ろ淋しい位に候。御閑暇の折は御運動かたぐち御來遊下され度、取り敢へず御報まで。勿々。

一一 人を推舉する文

謹啓。益々御健勝賀し上げ候。さて先般事務員一人御入用との御話承り候節、當方に心當りの者有之様申上置き、早速その者可差出管に候處、折柄歸郷致居候爲め、遷延今日に及び候。最早御見當りに相成、御入用可無之かとも存じ候へど、履歷書相添へ、當人何はせ候ま、御引見下され度願上候。温厚にして誠實なる人物に有之、事務を執つて敏活稱すべく候。十年以來の知合に有之、同人の氣象はよく飲み込み居候に付、進んで御推舉申上ぐる次第に候。頓首。(金子薰園)

一二 人を紹介する文

拜啓。此の手紙の持參者は大山岩三と申し、小生續き合の者に御座候。貴處に拜接の上相願ひ度件有之候趣にて、過日御宅へ伺ひ候處、其の節は御差支有之、拜顔の榮を得る能はざりし由、就ては小生より豫め相願ひ置きくれ候様依頼に付、若しや再び參上致し候はゞ、可成本人の願意御聞届け下され候様願上度、右得貴意候。敬具。(外山正一)

一三 就職依頼の文

先夜は失禮致し候。兼れて御願ひ致し置き候件、何卒御盡力下され度願上候。實は小生も筆ばかりにては心細く相成り候間、一日も早く社會に飛び出し度と、種々苦心致し居候事ゆえ、若し中央の方向さか決定すれば、その決定次第にて方針の立てかたも有之、従つて一日も早く其の結果を知り度望み居候。直接に書狀を以て小生より大將に申込み候ても宜しきやうなれど、それにては餘り書生流にて面白からずと控へ居候次第ゆえ、御都合もあらんかなれど、以上の事情御推察の上一日も早く何とか御返事の程待上候。(國木田獨歩)

一四 子弟の監督を依頼せられしに答ふる文

御令息監督の儀に付御書面の趣委細拜承仕候。就ては此の返書差し上ぐる前に、一應主任教師につき成績其の他の事情聞き糺し候處、同級四十七人中三十二番の由にて、成績さほど悪し、こ申す程にも無之候へども、從來寄寓の宅が書籍屋なるが爲めに、自然教科書以外の書籍を濫讀する傾きを作りしは事實の様候。又頭腦は緻密ながら稍々燥急の方との事に有之、此處兩三年間

は最も注意を要すべき時期と存じ候間、御依頼に任せ、來月一日より小生宅に御預り申し、不及ながら嚴重に監督致し、着實修養の氣習を相つけ申上ぐべく候間、御安心下さるべく候。先は御回答のみ此の如くに御座候。早々。

一五 新聞記事取消申込文

拜啓。三月五日貴紙第三面に大竹節造重忠云々の記事有之候處、右は大誤報にして同人は近來風一つ引きたることなく、頗る元氣にて活動致し居候。此の全文を掲載して至急御取消相成度候。

一六 展覽會に誘ふ文

書畫論の盛におこりし結果にや、明日より一週間、上野公園美術協會に於て某々の人等發起となり、現今名家の書畫展覽會を開設すべきよし通知にあづかり候處、大兄には此の道に御老練の御事、御伴はゆるされまじく候や。時間は午前九時より午後六時までの筈に候へば、御退廳後によろしかるべく存じられ候。尤も一般に廣告するわけにてはなく、たゞ有志の人々に見せむ主旨のよしに承り候。早々。(池邊義象)

一七 紅葉見に誘ふ文

ますく御壯榮大慶に存じ奉り候。明十七日の新嘗祭には、上野驛より觀楓列車出で候由につき、日光まで御同遊は如何。少々早

からんとは存じ候へども、徒然草の「花は盛に月は隈なきをのみ見るものかは。」の主義に基づき、半縁半紅と申す處も、中々二月の花にまさる妙味はこれあるべくと存じ候。

小生は夏まわり候のみにて秋色如何、經驗は御座なく候へども、華嚴の壯快なる、裏見の幽遠なる、露降の清爽なる、水の白きと、山の紅なると、相映じ相照したる光景に至りては、想像も及ぶまじくと存じ候。

御同意に候はゞ、失禮ながら道順ゆゑ、明朝六時までに拙宅へ御立寄り願ひ上げ度、御返事ひとへに御待ち申し上げ候。(大和田建樹)

一八 農事講習會へ入會を勧むる文

前略。大分照り込み、多少早魃の聲を聞き候處、御同様山陰の稻作に取りては此の上なき仕合、天道人を殺さず、二三年來の埋合もつき大助かりに御座候。時に新聞にて御案内の通り、來る二十日より縣教育會の巡回農事講習會が高畑村にて開催せらるゝとの事、丁度農事も手すきなり、旁々傍聴致度と存候處、貴下は如何に候や。なほ聞く所に據れば、今回は毎日一時間づ、講師が諸種の農事質問に應じ呉れらるゝ由、糞製肥料を始め、廢田利用法の事、藥用農作物の事など、御同様かれて問題とせる事柄も多々に候間、幸の機會と存候。御都合御一報被下候はゞ入會の手續は小生の方にて致置き可申候。申込期限が、この十日につき大至急御返事奉待上候。草々。(芳賀矢一)

一九 武徳會へ入會を勧むる文

拜啓。貴下益々御壯健にて御勉學の由大賀奉り候。さて御承知にも候はんが、今回當地に武徳會の支部を設くる事に相成り、小生其の幹事とやらに選定され候。當地には舊來も青年間に武術體育を奨励する方針にて、夫々有志の小團體の如きもの有之、多少壯年者の元氣を鍊る仕組にはなり居り候へども、今までのものは何分區々の寄り集りにて、格別の成績も擧げ難かりし始末に候。されば何とか十分青年の士氣を養ひ、體力を鍊るに足るべき機關もがたと存じ居り候ところ、此の度武徳會の支部を設置されたるは、甚だ喜ばしき次第に候。併し同會支部も、僅に設置されたりと申すだけにて、未だ何事も不備に候へば、貴下の如き青年の入會して一臂の力を添へられんことを切望して止まざる儀に有之候。右早卒ながら御依頼を兼ね御勧誘申上候。頓首。(大町桂月)

二〇 和解を勧告する文

拜啓。貴下對某氏に係る貸金督促の件は、亡父が他人の爲めに形式上負擔したる連帶の債務を家督相續の結果として、法律上某氏が負擔せざる可らざるに至りたるものにして、某氏も今回初めて承知せしもの由。併し貴下に於て〇〇まで御讓歩下され候上は辨濟致すべくと申居候間、此の邊にて和解せられては如何。若し貴下にして訴訟を繼續せらるゝも、其の債權には法理上多少の瑕疵あるを以て、結局の勝敗は執れに歸すべきや知るべからずと存候。假に貴下の勝訴に歸するとするも、其の得る處は、唯權利上の名義に止り、物質上に於ては殆ど皆無に終らんかと愚考致し候。元來訴訟は多く意思の疏通せざるより起るものに有之候處、相互の意思既に明瞭なる以上は、此の際和解せらるゝ方双方の爲めに御利益かと存候に付、失禮をも顧みず敢て御勧告申上候。

二一 新築祝に招く文

拜啓。かねて郊外某地に新築致し居り候家いよく落成致し、昨日までに無事移轉を終へ候について、其の祝として、平生御高誼に浴し居り候方々御招き申し上げ、粗酒一献さし上げ度、此の頃は御役所の方御多忙にておらせられ候はんを、却りて御迷惑かとも存じ候へども、明日午後五時頃より御繰合せ新宅の方へ御臨席を願ひ度、御都合御伺ひ申し上げ候。御相客は執れも貴下御面識の方のみに候へば、御氣兼ね聊かたりとも御無用に願ひ上げ候。敬白。(薄田泣菫)

二二 月見に招く文

朝夕は冷氣を覚え、心地よきかぎりに候。承れば兄には此の頃、箱根の温泉に御保養のよし、私も過日來父と共に、此の鎌倉の別荘に出かけ居り候。御承知の如く、今宵は仲秋に候が、思へば一昨年も昨年も、兄と共にさやけき月影を賞せしを、今年にかぎり其の樂を共にせざるは、いかにも残念に存ぜられ候。高根に上るさやけき影、溪間に映る影、さぞかしとは存じ候へど、波に碎くる影を、白砂青松の間に眺めんも亦一興に候はずや。ここに兄には、近來和歌に御熱心のよし、それは父の最も好むところに候。終夜月下にて御相手も致さんさ、しきりに待ち上げ居り候につき、是非御來遊下されたく候。まづは御案内まで。早々敬具。(塚越停春)

二三 海苔を贈る文

拜啓。昨日は御清閑を御妨げ致し恐縮に存じ候。つまらぬものに候へども、伊豆の仁科海苔御笑草までに早上仕候。敢て御膳に上すやうの品には無之候へども、少々焦げ過ぎるほどに御焙りなされ候てこれを御もみに相成り、さて熱湯を滴らし醬油を御加へなされ、聊かこれを煉りて後召上るとも、又は御焙りなされ候て御揉みになりたる後、三杯酢などにてあがるもよろしき由、伊豆人の傳に候まゝ申上候。阿々。早々頓首。(幸田露伴)

二四 手製の茶を贈る文

拜啓。當地赴任當時は、何だかわびしく淋しく、日夜落莫の思ひに暮し居り候ひしが、一年を過ぎての今日は、漸う土地馴れてすつかり田舎者になりおほせて候。家内の者どもは、今は結句のんきでいゝなど、申し居り候。

御承知の通り、當地は茶の名所にて、家のまはりなど何處もかしこも皆茶畑に候。私宅にても人に勧められて、屋後のあき地に少々の茶畑をしつらへ候が、今年はじめて新芽うるはしく吹き出で候。よりに隣人の誰彼を師匠に仰ぎて、私がさきだちに妻や妹をまぜての製茶、いやばや滑稽の限を盡して候。かくて覺束なくもこしらへ上げし茶、驚く勿れ無量三斤半と申す次第、やあヒシキの行列や。とは、隣人の奥へくれし痛評に候。誠に御目につけられるやうな品にてはなけれど、飲んだ味はわるくもなしなどの自慢が高じて、こゝに少々御目にかけて候。形を以て質を害せず。と銘打ちたる所、御目とめられ度候。勿々。(内海月杖)

二五 仲裁の勞を謝する文

拜啓。この度何々事件に付、一方ならぬ御盡力にあづかり、御蔭を以て大事に至らずして落着、御厚情の段々も御禮申し上げ候。御承知の通り該事件はわづかの行違より、遂には感情の衝突と相成り、日を経るまゝに事はいよく固く結ばり、今や是非を法廷に争ふ外策なき場合に立至り、私に心痛致し居り候折柄、圖らず貴下の御配慮により、數年の紛糾一朝に解決を告げ、兩親始め家内一同大に喜び居り候次第に御座候。雨降つて地固まるとは此の如き場合を申すべきか、爾來双方の感情全く打解け以前にも倍する交誼に復し居り候間、御安心下され度候。就ては此の品甚だ失禮ながら、只小生の寸志までに進呈致し候間何卒御笑納下され度、實は一盞を献じ御勞に酬いん積りに候ひしも、此の際之を行ふは却て角立つ儀と存じ見合せ申し候。何れ兩三日中に參堂、親しく御禮申し上げべく候へども、取り敢へず右まで斯の如くに御座候。頓首。

二六 出張中世話を受けし人に謝する文

拜啓。御地出發の際には、態々停車場まで御見送りに預かり、御深切の御志、今に始めぬことながら有りがたく存じ候。途中無事にて今朝歸宅仕り候間、憚ながら御放心下され度候。さて小生御地滞在中は、たびく御尋ね下され、何かと御心附に預り、なほ又小生參堂の節は萬事御配慮を煩し、御禮申し上げべき事の數々筆紙に盡し難く候。かくまで御深切の御世話蒙り候こと、身に餘る仕合と、歸宅後早々兩親にも話いたし、共に御厚情を感謝仕り候。兩親より別に御禮の手

紙差し上ぐべき筈に候へども、取り敢へず小生より右御禮申述べ度斯の如くに御座候。(森田草平)

二七 演習後宿舍主へ送る禮狀

拜啓。時下益々御清程奉賀候。陳は今回陸軍特別大演習に際し、軍隊宿舍の備御依頼申上候處、早速御快諾被成下、宿營上多大の便益を得候儀は、獨り當所のみの幸慶に止まらず候。殊に軍隊宿泊中は、懇切なる御待遇に預り、何れも大に満足の意を表し居られ候。斯る多数部隊の宿泊にも拘らず、無事終了候ことは、全く奉公の御赤誠に因る儀と深く奉感佩候。右は拜禮の上親しく御禮可申上筈に候へども、略儀ながら寸楮を呈し、御禮申述べ度如斯御座候。敬具。(大阪市北區長)

二八 青年矯風會の開設を相談する文

近來青年墮落の聲甚しく、日としてこれを聞かざるはなし。これを實際に徴するも頗る寒心すべきこと少しとせず、今に於いて此の惡弊を矯め、青年の志操を固くし、元氣を鼓舞せしむれば、益々風儀は悪しくなり行き、また救ふべからざるの極に達せんかと日夜憂慮罷在り候。思ふに吾人と感な等うする人少からざるべく候。就ては此の際村内に青年矯風會を起し、以て風儀の矯正をつとめ、進みて改良進歩を圖ることは如何に候や。尤も名稱は必ずしも之に限る譯に之れなく、又方法とて定案のあるにもこれなく候へども、前陳の趣旨御賛成に候はば、一度何れかにて賛成者全體の會合を催し、萬端相談の上開設の手續いたし度候。右手紙を以て御意見御伺ひ申上候。(森田草平)

二九 病氣見舞の文

暑中休暇より引續き御見えにならぬは、定めし遠方へ御旅行なされ候ことと存じ候ひしも、何となく心許なきまゝ友人に尋ね候處、豈圖らんや、御病氣にて御引籠りの由、誠に驚き入り候。存ぜぬ事として今日まで御見舞も致さざりし段、何卒心なき者と思召さぬ様願ひ上げ候。承れば脇の御煩ひとか、時節柄御注意肝要に存じ候。充分藥餌を御取りなされ候て、一日も早く平生の快活なる御身に御恢復のほどを祈り候。明日午後參上致すべく候間拜顔を御許し下され度、取り敢へず御見舞まで。奥様へよろしく御風聲下され度候。(伊藤銀月)

三〇 火災見舞の文

唯今承り候へば、昨夜御近所より出火、折悪しく北風煽りたて候ため、貴宅も類焼の厄に御遇ひなされ候由、贈瀆るゝまでに驚き入り候。皆様御怪我などあらせられずや御見舞申し上げ候。昨夜、夜半過と覺ゆる頃警鐘の音に夢さめて聞耳すまし候に、何うやら遠火のやうにもあり、寒さ激しく候まゝ、それなり再び睡眠に就き候やうの始末、斯とも知らば急ぎ馳せつけて、御調度の一つなりとも持ち出し候ものかと、今更のやうに悔まれ候。此の品甚だ輕少ながら、御見舞の印までに差し上げ候。使の男は小宅出入の至極正直者に候へば、何なりとも御用仰せつけ下され度、何れ後より小生も參上、及ばずながら何かの御手傳ひ仕るべく候。先づは御見舞まで。勿々。(薄田泣菫)

三一 友人の試験に落第せしを慰むる文

只今某君より承れば、君には此の度の試験に失敗を取られ候由。平素の御勉強といひ、天性の御英敏と申し、君には無論御成功遊ばされ候はんと誰しも申居候ひしに、如何なる譯にや誠に残念の至りに有之、御同情申上候。それにつけ君には右の不結果を苦にし給ひて、書々御引籠り相成居られ候由、御力落しは御尤なることながら、今日の如く競争劇しき時代に於ては一度や二度の失敗は當然のこと、存じ候。然るに初陣の失敗にかくまで御ふさぎ遊ばされ候とは、日頃の君にも似氣なき御事に候はずや、成敗は時の運にもよるものに有之、殊に古人も「失敗は成功の基」とも申され居り候へば、小挫折を以て心を屈し給はず、大に御奮勵相成候て、近日某縣に於て施行せらるゝ試験を御受け遊ばされ、所謂會稽の恥を雪がれんことを切に御祈り申上候。頓首。

三二 同僚の矯奢を戒むる文

拜呈。直接聞え上ぐるに忍びず、拙筆を借る事に致し候。さて承れば日頃質朴主義の君も追々驕奢の弊風に浸まれし由、産ながら歎息致し居り候。さらぬだに都門の活計困難に候を、一着の洋服に數十金を投じ、一々に數品の副食を要するが如き、目下の御身分に不相當か存じ候。平生の御儉素、金錢の上に於て當分之を支へ得給ふとするも、決して愉快なる御結果之れ有るまじく、積年の御貯蓄無意義に終ると共に、借金を着たる上に又借金を食ふ御境遇に至らざるかと、御前途憂慮に堪へず候。ふとした御不平より今日の事ある様にも噂之れ有り、或は御家庭の不和に原因す

三三 梅見の記

春來てよりまだ幾程もたぬれど、遠近の山々既に霞みそめて、暖かなる日影も長閑に覺ゆれば、梅も驚もいつしが寄合ふ友の舌頭に上ほりぬ。

我が家より程遠からぬ所に古梅園といへるあり。この園の主人、わきて梅花を好みて種の木どもを集めたるが、今は積りて一大梅園となりたれば、近年花の時節には往きて観る人ひきも切らずと聞けり。されど吾はまた見たることもあらざりしに、去る日曜の夕近き頃、姉につれられて二三の友と散歩せし序に幸に之を觀るを得たり。

園の片隅に園主の家あり。主人に請うて風雅なる小門を入れば、廣やかなる園中梅ならぬはなし。幹老いて臥龍の如きあり、枝ひろがりて鶴の翼を張りたるが如きあり。今や花期まさに熟し、白きもの、丹紅なるもの、單瓣重瓣相まじはりて、實に主人の丹精を想ひやられたり。

折しも夕日は山の端に落ちゆきて、おぼろなる新月木の間にかり、客の足跡も絶えたれば、思ふまゝに木の下をくぐりあるくに、吹き來る東風につれて、白き花の二ひら二ひら清き香と共に散り來るなご、我を忘れしむる趣なり。姉は歌なき詠み出でたるにや、友たちとさゝやきつゝ、樂しき限なき様なりしも、あまり遅くなりてはとて、袖のかかりを家づとにして歸りぬ。(作者不詳)

三四 潮干狩の記

陽春四月某日、櫻桃已に盡きて満目の江山皆翠緑を帯び、揚々たる翠柳亦南風に舞ひ、老鶯時に藪間に囀る。遇々干潮に會す。乃ち友人三四を誘ひ、輕舟に棹し、某海濱に至る。太陽は昇りて已に中天に在り。海潮は退いて濱砂現る丁有餘、老幼皆已に潮干狩して、相樂み相興じ、沿岸爲めに人堤を築くに似たり。奇岩怪石海中に突出して、或は富岳に似たるあり、或は人立かと疑はるゝあり、草に眠る虎の如く、青空に嘯く鯨兒の如きものあり、各々其の趣を異にす。岸邊に漂ふ一帶の青藻は花氈の如く、輝々たる濱砂は暗夜の星の如く、鯨は水を失うて、砂間に躍り、又其の興を助く。衆先づ勇み、萬能鍬を取りて濱砂を堀り、蜆貝を探る。忽ちにして大なるもの四五を得るあり、愈々堀りて愈々得、興益々加はる。衆下伏の儘且つ堀り且つ進む。人の呼を顧みず、衣の垂れて濡るゝを覺えず。蜆貝の輝々たるを見て珠玉と誤り、失笑するものあり、海鼠を捕へて轉倒し又餘念あるなし。此の日や天澄み、風靜かに、水天彷彿として境を一髪の間接し、天は廣闊として其の限を知らず、水は渺茫として其の極るを知らず、彩霞帶の如く小波悠悠たり。風を合む帆船は遠く行き、黒烟を吐く汽船は近く來り、白鷗群翔し、風景轉た人を酔はしむ。各々快談豪笑、或は歌ひ、或は詠じ、知らず光景全く散て暮色漸く蒼然たるを。乃ち順風に帆を孕まして家に歸り、一門其の獲物を賞味するの樂み終つて、燈下に之を記し、聊か以て同遊に示す。(作者不詳)

三五 登山の記

某月某日、友人兩三輩と暑を冒して某山に登る。石徑極めて險にして、若々鞋を嚼む。絶壁を廻りて攀ち、斷崖に傍うて登り、漸く其の巔に達す、一亭あり、茅屋竹扉、翼然として崖に臨む。衆皆大に喜び、直に之に投ず。時に涼風習々として來り、酷熱を一洗し爽快云はん方なし。四方を眺望すれば、東南には某々の諸山雲を貫き、東北は某原渺々として際限なく、西方を望めば、宛かも長蛇の逸するが如く、某川の北より南に流るゝあり。更に眼を前方に轉すれば、吾等の村は近く竹叢林際に隠見し、豆人寸馬の、田圃の間に耕種するを見る。其の風景の美なる、能く鈍筆の盡す所にあらず。是に於て、行厨を開きて且酌み且食し、歡笑甚だ樂しむ。既にして夕陽西に傾き、山影模糊たり。乃ち愛を割き、情を遣して歸り、即夜燈下に於て之が記を作る。(作者不詳)

三六 秋日郊遊の記

天氣明らかに、千里一點の雲なく、澄みに澄みて水よりも清し。世の人は日比谷・上野・淺草とうかれゆく。われは近郊の秋訪はゞやま、一時過ぎ家を出で、詩打ち誦しながら鶯横町に到れば、垣に咲ける紫の小さき花の名も知らぬがまづ目につく。木立遠近につらなりて、右には千住の煙突四つ五つ黒き煙をみなぎらし、左は谷中・飛鳥の岡つゞきに、天王寺の塔聳えたり。見渡すかぎり眉墨ほどの山もなければ、平地の眺の廣き、我が國にてはこれほどの處、外にはあらじと覺ゆ。胸開き氣伸びて悠々たり。田は半ば刈らすあり。刈りたるは、皆田の縁に竹を組みて、これに掛けたり。榛の木にかけたるは殊に趣あり。その上より森の梢、塔の九輪など見えたる、更に面白し。

我が足音に野川の水のちらりと動くは、目高の群の驚きて逃ぐるなり。あないとほし。目高を見るは我が野遊のめあての一つなるを。小鮎にやあらん、いちばやく逃げ隠れたる殊に憎し。彼方の籬の中に、柿の残れるがあらちこちに見ゆる、此方の家の垣根に、一叢の菊のとりどりに咲き亂れ、他の草木のしなれゆく此の頃、朝ごとの霜に堪へて凛々しきさま、色にも香にもほの見えて貴し。そのほざりに鶴の餌をあさるさま、何れ浮世の外の趣、郊外なればこそと思ひぬ。

諏訪神社の茶店に腰を休む。日傾き風俄かに寒くなりたれば、興未だ盡きざれども歸る。

(正岡子規の文刪修)

三七 初雪の記

朝の風一しほつめたく、空には雲のゆきとあわたしく、霞も降り来べき景色なり。空は一面に曇る、風いよ／＼つめたし。

かたき霰にまじりて、鹽のやうなる雪はら／＼と木の枝をうつ。暫くはさらさらと音たて、をやみなく降る。細かき雪、瓦屋根をうち、飛石の上をはれて庭中に散り布く。

この音しばらくにしてやみ、つゞいて鳥の羽根のやうなる雪ひら／＼と舞ひ落つ。この雪次第に降りかさなり、燈籠の屋根、枕のかしら、垣の結目など、綿を着けたる如し。地も一面に白く、樹々の枝皆満開の花を着く。青き松は重げに枝を垂れ、南天の實はいよ／＼赤し。

や／＼小降りとなる。窓さきに雀の聲聞え、笹の雪をり／＼すべる。やがて全くやむ。雲漸く晴れて、薄日の光もれ、野も山も目覺むるばかりに鮮なり。鳥の聲高き空に聞ゆ。

空全く晴る。日影一しほまばゆし。松の枝はおのづとはれ上り、軒の霏こ／＼かしこより垂る。庭の雪は犬の足あとより消えそめて、野も山もやがてもとの姿となる。風なほ寒し。(坪内雄藏)

三八 除夜の記

矢の如き月日は、いつしかまはり／＼て、今歳も令一日の名残を惜む大晦日とはなりぬ。

來ん年を迎へんとて、忙しき思ひを胸につゝめる人、あるは今年も今日限りなれば、今年の事は今日限りに仕遂げんものと、足らぬ身を足るべくたちはたらしく人もあらん。されど、われは然らず、獨住居の身にては、何の／＼と、いと暢氣に振舞ひたるが、夜に入りても別に迎歳の準備もなさざれば、いと静閑にて、殊に今宵は風も吹かず、天井の鼠族も音たてず、死せるかと疑はれぬ。瘦世帯にても、我に妻子のあらむには、とてもこの氣樂の振舞は覺束なかるべしなど、思ひ出で、人は、人並に市の模様なりとも見んとて、ふら／＼と破戸をくゞり出でぬ。

大路はさすがに年の暮さて、往きかふ人の足も地につかず、かけまはるさまのせばしき。われには不思議に思はるゝもをかし。さるほごに、急ぐ人足の往來やうやく宵すぎで、軒毎の大提灯のほのぐらくなりし時は、二十日あまりの寒けき月いで、今宵のいそがしき様も知らぬ顔なり。さばいへ我とても月に劣らぬ樂天漢、臘月風和いで意已に春なれば、あながち月の無情を咎むべき身にあらずなご思ひつゝ歸りぬ。

寒房燭影微なる闇に入りて、燭を吹き消せば、月光寒く破壁を漏れて、乾坤寂として聲なし。折しも枕に落つる鐘の音は、百八煩惱のきづなを断ちたらむが如く思はれて、氷れる月影のいと

身に沁みぬ。(江見水陸)

三九 入學試験準備の記

爲す所あらんとするものは豫め備ふる所無かるべからず。豫め備ふる所あれば、勞少くして其の效果確實なり。豫め備へんには先づ其の目標を確定せざるべからず。目標確定せずして徒に爲す所あらんとするものは、なほ楫無き舟を操りて大洋を渡らんとするが如けんのみ。入學試験準備も亦然り。余中學校三年級にして此に感ずる所あり。先づ父兄に謀りて其の目標を定めたり。爾來一往直進、其の所志に達せんとし、學校の正科を修むるの餘力は擧げて此の準備に費したり。人或は曰ふ、「試験は一の賭博なり、其の日の運次第なり。」と。是れ失敗者を慰むるの言のみ。天下何事か僥倖によりて成し得るものあらん。要は實力如何に在るのみ。實力の存する所、畢竟に成らざるなし。余の諸學科に於ける皆實力養成にのみ勉め、所謂試験問題集なるものを顧みざりき。此の如き事二年半。中學を卒業するに及んで始めて最近六七年間の試験問題集なるものを見たり。而して其の初一讀して解する能はざりしもの十に三四。稍悲觀する所無きを得ざりき。再思三考するに及んでは猶解し難きものは十に一二に過ぎず。自ら謂へらく以て科目に應ずべしと。今試験場に臨みて心靜かなること平生と異ならず、庶幾くは難關を突破するを得んか。(松本洪)

四〇 受験者の雜感

人生五十功なきを愧づ、我に將相の材あらざるも猶尺寸の功業を建てずして可ならんやと、燃ゆる青春の血潮に大なる希望と理想とを漲らし、別を郷里の親族故舊に告げ、揚々都門に入りし當年の意氣を、今日の元氣にみて奈何なる運庭を生じたるものぞ。顧みて聊か忸怩たらざるを得ざるも、數奇なる運命は飽まで我を戯弄し、竟に一時學を廢するの已むなきに至らしめしを如何にせん。弟妹は我に頼りて衣食し、我が歸遅ければ門に倚りて待ち、我が財囊空しければ陣ち飢をうつたふるが如き、境遇の急變に遭ひしを奈何にせん。志を今日の受験に有して既に二星霜を経るも、其の間多くは寒風膚に砒するの夕、風死し氣蒸して蚊軍襲來する夜半、僅に机に對して書を繙くに過ぎず。且つ疑を釋くの師なく、加ふるに天性の粗笨を以てす。精緻なる法理の研鑽固より我が分に非ず。讀書の間或は人生官吏となる亦難いかなと歎ぜしもの幾度ぞや。

今日此の場を集る者何ぞ其の數、爾く大なるや。知らず此等の入奈何の感想を懐けるか、如何の經歷を有せるか。此の中果して幾人か月桂冠を贏ち得る者ぞ。

滿身是れ膽なるを誓ひし身を以て、今日何故に斯くの如く小心翼翼胸波躍るの陋態を演ずるものぞ。掲出の問題を視て讀過一遍二遍、自信有るが如く、無きが如く、未だ此の種の戦歴を有せざる身は、筆を那邊より染むべきかを辨へず、強ひて貧弱なる腦漿を絞り朦朧たる記憶を辿りつゝ、之に若干の想像を交へて溢る筆を呵す。刻々時は去れども案文全からず、妙想天來して助くる有るなく、徒に努力足らざる過去を追憶して之を憾むのみ。

亞聖顏淵は其の過を再せず故に賢なりと。我にして眞に今日の苦衷を再現せざるの覺悟あらば、顔回の賢を得ざるも猶一介の君子人たる必ずしも難からざるべく、成業の期亦自ら到るに庶幾か

らんとは、是れ余が今日受験に際して懐ける感想の一斑にして又全豹なり。(村山熊太)

四一 五箇條の御誓文を捧讀して感あり

明治元年三月十四日、天皇、公卿・諸侯を率ゐて紫宸殿に御し、天神地祇に誓ふに五事を以てし給へり。曰く、

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
- 一、文武一途庶民に至るまで各々其志を遂げ人心を以て倦まざらしめんことを要す。
- 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基づくべし。
- 一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ大に斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす。衆皆此旨趣に基づき、協心努力せよ。

嗚呼、この五條の御誓文を拜しては、誰か陛下の大御心に感激し奉らざるものあらん。誰か協心努力を誓ひ奉らざらんや。

かくて陛下は、宵衣旰食、以て大御心を之が御實行に盡させ給ひ、明治二十二年二月十一日には萬世不磨の大典を發布し給ひ、翌二十三年には始めて議會を召集し給へり。文教に、武備に、内治に、外交に、蓋し瞬時も聖慮を注がせ給はざるなし。日出の島帝國、一躍再躍して遂に世界第一等國の列に進めるもの、豈故なくして然らんや。

我等は既に身を陛下に捧げたり。一朝有事の日、死は固より鴻毛と輕んじ、生間の事業亦以て聖恩の萬一に報い奉るを得ば、微軀の光榮何物かこれに若かん。(友田宜剛)

四二 世界地圖を見て感あり

余、幼時父の膝に憑りて話を聴くことを好みたり。父嘗て曰く、坤輿の上、國するもの少からず。然れども國體の尊嚴なる、風俗の醇美なる、山水の秀麗なる、曾て我が國に比すべきものなし。我が君は日の御子なり。日を以て徳となす。他日太陽を奉じて世界に君臨するものは其れ我が天皇か。と。余幼心にも之を喜び、竊に以て誇となす事久しかりき。

後、中學に入り世界地圖を見るに及び、我が國は東海の上に浮べる小島にして西は支那・露西亞の大陸と一衣帯水を隔て、相接し、東、遙に北米合衆國と相望む。彼の諸國は其の境域の廣き、人口の多き、財物の豐なる、皆我が國のそれに數倍せるものあるを知れり。而して學問の進歩、人智の發達に至りては、亦我が國の比にあらざるを聞きぬ。此の時獨り竊に悲觀せざるを得ざりき。我が國の貧弱なる此の如くんば、假令國體の尊嚴、風俗の醇美ありと雖も將た何をか爲さん。況や山水の秀麗をや。東海波靜かにして日章旗の光を失はざるを得ば幸のみと。

今や歐洲の天地、戰雲漠々たること既に三年。一獨逸國あり、世界の大半を相手として、未だ嘗て常勝の名を失はず。試に世界地圖を繪きて之を見るに、其の面積や我と相如き、其の人口や我と伯仲す。而し能く此の如し。是に於て乎、余また以爲らく、境域の廣からざるは恐るゝに足らず、財物の豊ならざるは憂ふるに足らず、民心振ひ士氣揚り、億兆一心以て事に當らば、世界を

定むる敢て難きにあらざるなりと。獨り恐る。近者我が國民の覺悟果して如何。字内に卓越せる皇國を存負つて立つの意氣ありや。彼の獨逸國を敵として奮闘するの自信ありや。(松本洪)

四三 我が住家

おのれを構へてより、七年の間に、家に移すこと六たびになりぬ。今の家は二棟にて六間、廣かられども住むにはあまりあり。南向にて日あたりよく、かたへに木立おほくて風よくとほせば、此の上は何をかいばん。二つの棟のあはひに新たに廊を渡して通路とす。西のはての六疊なるは座敷にて、床にはひく人もなき琴を立ておき、あるじの好む能の道具など之にそふ。夕日は直にさして堪へがたければ、軒に葡萄棚など設けんとぞ思ふ。それに續きて四疊半なるを書齋とす。かたへには棚ありて、本とりちらし置くにたよりよし。座しながらほしき本も抜き出すべく、倦めば歌集・小説枕べに親しめり。よしや世人の道は絶ゆとも、鶯・蛙は絶えず來りて友となるものを。庭はいさ廣し。たゞ春草の原なりしを、刈りばらひ、山つくりなごしたれば、趣きは日にいで來ぬ。山吹・萩・楓・松など植ふ。いけ垣のもとには、朝顔の種もまきつ。明日は鷹鷲をや添へまし、卯の花をや移さまし、粟ある住居とはなりぬるかな。(大和田建樹)

四四 我が郷土

我が村は、縣廳の所在地を北に距る、五里の山間に介在し、南北に長く、東西に短く、廣袤約二

方里、東北より北西には、峰巒起伏重疊して殆ど平地を見ずと雖も、南には沃野拓けて遂に大洋の煙波を望むべく、一水あり、北より南に村内を貫流して穀蔬を灌溉し、夏季は少年唯一の水泳場となれり。これを境川となす。

村の西北隅に、鬱蒼として繁茂せるは鎮守の森なり。社殿莊嚴にして風致幽邃を極め、六月中旬に行はるゝ祭典には、遠近より善男善女の來り賽するもの夥しく、殊に祭日を卜して立つ生絲の市は、其の地方に於ける市價を定むるの標準となれり。

水田肥沃にして五穀よく稔り、畑は限なく耕されて蔬菜の收穫豊かに、養蠶を始めとして農家の副業頗る多ければ、住民富み生計極めて安穩にして、一村四百五戸の内、衆議院議員の選舉權を有するもの百八十五人の多きを算す。

青年會は明治二十七八年戰役當時の創設に係り、組織内容共に齊整せるの故を以て、嘗て文部大臣の名譽ある表彰に浴し、處女會は、今上天皇陛下の御即位を記念として設置せられ、青年會と雁行して婦徳の涵養に裨補する所少からず。其の他實業補習學校、在郷軍人會等各種の機關互に連絡を通じて地方の改良に力め、娛樂の設備また能くと、のひ、祝祭日はもとより記念日の如きは、全村民業を廢して歡樂するを常とす。殊に此の地方の特色ともいふべきは、明月の夜鎮守の境内に行はるゝ豊年踊にして、村内の老若男女相携へ、餘念なく舞踊する情趣いふばかりなし。地の利と人の和と相俟ちて、四百餘戸の村民みな其の業にいそしみ、郷土に安住して自ら平和の別天地を成せり。これを我等が郷土と爲す。(公民讀本)

四五 愛國心

我等の同胞にして「愛國心なし」と云ふものあらば、これ我等が同胞にあらざるなり。我が國民にあらざるなり。抑も人にあらざるなり。凡そ如何なる國にても、其の國民此の心に富むときは、其の國隨て榮え、此の心乏しきときは其の國隨て衰ふ。されば、國民が此の心を持つことの多少は、直に其の國の盛衰を來す所以なり。見よ一年の多數は寒米に閉されて、春暖の快きを知らざる寒帯の地に國を建つる人々も、亦其の國を愛するに非ずや。又一年の多數は炎暑砂石を燥き、絶えて秋涼の快きを知らざる熱帯の國に住する者も、亦其の國を愛するに非ずや。まして我が國の氣候其の度を得、地味豊に諸種の産物に富めることは言ふも更なり、吉野の櫻、立田の紅葉、松島の月、富士の白雪、到る處風光明媚にして、山川清秀なること他に比倫を見ず。殊に我が歴史の特色に至りては、萬國絶えてまたなき所なるをや。

思ひ見よ。世界に建てたる國は多かれど、其の皇統の連綿たる、我が國の如きものまた他にありや。一代の兵力によりては、或は國の境土をも廣むべく、或は國の富榮をも増し得べからん。しかも我が國の如き歴史沿革は、到底今更に作り得べきものに非ざるなり。かゝる邦土に住みて、かゝる歴史を有する日本臣民たる我等、いかでか愛國心を有せざるべき。

されど眞に其の國を愛すとは如何なることを云ふか。徒に愛國心なりと云へばとて、その愛する方を知らずんば、愛する甲斐なかる可し。おのが心には國を愛する一念より爲すよと思ふことにてても、却つて國の爲にならぬこともあるべし。されば先づ其の國の政體・法律を辨へ、公には法

律・命令に服従して社會の秩序を亂さず、私には道德の規矩を守りて一身の行爲を清くし、各々其の業とする所を勵みて怠ることなくば、直接には一身を益し、間接には國家を益す可し。もし一朝事あらば一身を擲ちて公に奉じ、上は君國に竭し下は我等の祖先の遺志を紹ぐべきなり。是れ眞に國を愛するものの行爲たるなり。(岡田正美)

四六 皇室と臣民の關係

天皇は、神命に基づきて、皇位に即き給ひ、先天統治の大權を帯びて、帝國を治め給ふ。故に皇室は、絶對の尊嚴を保持し、天皇は、神聖にして侵すべからず。

抑も我が國は、古來氏族を重んじて、人倫の道を正し、尊卑の分派、整然として存し、姓氏の糺定頗る嚴明なりしなり。而して天皇は、天つ神の直裔にして、神聖尊嚴なるが故に、固より姓氏なるもの無く、開闢以來、君臣の別既に定まり、大義名分萬古に明かなり。

此に於て、臣民は世々忠良の分を守りて、皇室に奉じ、祖先の遺風を顯彰して、皇運を扶翼し、一誠以て國體の精華を發揚し來れり。乃ち益々上下の徳を一にし、億兆の心を合せて、更に儀範を後世に傳へざるべからず。是れ現代臣民たる吾等の本務なり。(日本國民訓)

四七 國民の義務

國民の國家に對して爲さるべからざる義務は、納税と兵役の二者を、最大なりとす。およそ、一國の獨立を保つに缺くべからざるものは、立法・行政・司法の三衙門なり。海陸軍な

り。教育なり。鐵道・航海・電信・電話・驛遞なり。他國との交際なり。民業の獎勵なり。これらを辨する費用は、國民の租税より他に頼るべきものならず。また國民よりいふ時は、政府に斯くの如き設なき時は、おのれの生命・財産を安全にすること能はず。おのれの智慧を發達せしむること能はず。外國人の侵掠を防ぐこと能はず。他人より枉屈を受けたる時、これを雪ぐこと能はず。災害を被りたる時、救助を受くること能はず。通信・運搬を迅速安全にすること能はず。故におのれの得たる所の利益中の幾分を出して、政府の費用に供するは、國民たるもの、當然なる務にして、古今東西をかけて、變ずること無きなり。

租税に二種あり。一を直税といひ、一を間税といふ。直税とは、直にその人より納むるものにして、間税とは、國民が日々用ゐる所の物産の上に課するものなり。さて又これを國税と、地方税とに分てり。國税は全國の用に供するものにして、地方税は、一地方の用に供するものなり。又他國より輸入する爲に課するを輸入税といふ。

次に、國民の安寧を維持し、國家の獨立を保たむには、一日も軍備無かるべからず。これ兵役の生ずる所以にして、その國民みづから任ずるにあらずば、誰かこれに任ぜむ。昔は兵役を武士のみの役目とせしかども、今日は、國民同一の負擔となりたれば、およそ生を此の國に稟けたるものは、兵役に服せざるべからざるなり。歐洲諸國にては、獨逸國が全國みな兵たるべき制を行ひて、その軍備最も整へるにより、わが國も今はこれに倣へり。

抑も、武威の盛なる時は國も亦盛に、武威の衰ふる時は國も亦衰ふるは、歴史の明に示す所なり。況や今日狼貪虎噬の世界に立ちて、國威を墜さざらむとするには、軍備の如きはます／＼こ

れを強盛にせざるべからず。

わが國は、古來武を以て國を建てたり。その人民の忠勇なる、萬國無比と稱せらる。これ今日まで、外侮を受けたることなき所以なり。(西村茂樹)

四八 義勇奉公の道を論ず

世或は義勇奉公を以て、獨り軍人のみの事となし、身を軍籍に置くものに非ざるよりは、得て爲すべきの事にあらずと以爲へるものあり。惑へるも亦甚しい哉。夫れ「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とは、一般の國民に宣らせたまへる大御言にして、固より老弱と男女とを問はず、何ぞ況や身の軍籍に在ると否とを論ぜむ。苟も帝國の粟を食み、我が皇の化に浴するもの、皆齊しく此の義を盡さざる可らざるなり。然らば則ち之を盡すの道如何。曰く、各々その據る所に於て、最善の力を致す、これのみ。農工商は各その道に於て富國の源を拓くべく、文人學士は各々その道に於て風教の隆を致すべし。婦女の、よく内を治めて後顧の患なからしむる、老弱の、よく自ら給して扶養を仰がざる、亦孰れか義勇奉公の道にあらざらむや。(栗原保次郎)

四九 忠孝一致論

忠孝一本の大義は我が國の生命にして、國民道德の精髓なり。それ忠孝は人倫の二大綱にして、何れの國に於てか之を説かざらん。然れども外國に於ける君臣・親子の關係は、必ずしも我等の祖先と同じからず。我等は單に我が君を君とし、我が親を親とする眼前の關係のみに止まらず、

遠く天祖の上に溯り、皇祖の末孫に降りて、永久に密接なる關係を有するものなり。何となれば我が民族は概ね天皇の末裔末族に出で、天祖の直系たる皇室は、直に我が國民の一大宗家なればなり。斯くて父母を同じうする子孫は、家長の下に一家をなし、皇室の下に一國をなす。家を擴大したるものは即ち國にして、國を縮小したるものは即ち家なり。かゝる特殊の事情を有する我が國體は、即ち忠孝一致の大義を生ずる所以にして、他國人の到底その眞意を解する能はざる所なり。我等が祖先を尊崇し、父母に従順なるの至情は、天祖に及び皇室に及びて、忠誠の心となる。即ち孝なるは忠なる所以にして、忠なるは孝なる所以なり。忠は孝の大なるものにして、孝は忠の小なるものといふを得べし。忠孝兩全なり難きこと、他國に於ては或はこれあらむも、祖先崇拜、家族制度の完全に行はるゝ我が國に於ては、忠孝は常に兩全なり得べきなり。何となれば忠孝の二徳はもと一心の致す所にして、一家族の家長に對しては孝となり、大なる國の家長に對しては忠となる。其の名は二なりといへども、其の心は即ち一なり、大なるもの忠にして、小なるもの孝といふべく、その性質に於て何等の相違なければなり。更に之を歴史的に觀察するに、我等は上に萬世一系の皇室を奉戴するが故に、我等の事へまつる皇室は、即ち我等の先祖が事へまつりたる皇室の御系統にして、我等がこの皇室に對して忠なるは即ち祖先の遺志を繼承して、よく孝道を完了する所以なり。忠孝一本の大義、我が國體に於て實に明瞭なりといふべし。嗚呼。我等は幸にこの光榮ある邦土に生を享くることを得たり。いかでこの大義を忘却して可ならんや。(井上哲次郎)

五〇 人の本文を論ず

人は互に相愛し相助けて、共同生活を全うし、以て社會の安寧と秩序とを保つべし。個人と社會とは實に密接なる關係を有するものなれば、我等は能く其の身を修めて、國家社會に對する道を行ひ、人たるものの本分を全うせざるべからず。

人にして其の本分を全うせんには、先づ自己の良心に従ふを以て第一とす。良心は實に吾人に教へて、本分を盡さしむるの監督者なれば、惡を爲さんとする事あらば之を戒め、惡をなす時は之を諫め、惡をなしたる後は之を責め、過を改めて懺悔するにあらざれば、常に不安の念に堪へざらしむるものなり。

良心の及ぶ範圍は人の智識・感情の程度により自から差別ありき雖も、之に従ひ行動するものは、一點の偽なく、親に事へては孝となり、君に事へては忠となり、明暗を以て行を二つにせず、其の心常に平和にして、幸福なる生活を營む事を得べし。

若し之に反するものは、毎に虚偽を以て充たされ、其の努力は常に報酬の多寡に正比例し、其の行ふところ、ひとへに人前を愼しむに過ぎず。之を怠惰に比すれば稍々取るべきものありと雖も、良心に従ひて行動するものに比するときは、實に雲泥の差ありと云ふべきなり。

されば、人は常に良心に従ひて行動し、克己奮勵以て事に當るべし。克己は實に自重自尊の源にして、能く人をして圓滿なる進歩をなさしむるものなり。(稻垣知剛)

五一 人格論

所謂人格とは、知・情・意を統一して、一切の思想、行動の主體となるものをいふ。換言すれば

人間の人間たる資格の謂ひなり。

凡そ人間に取りて、人格の價値より貴重なるものはあらず、金錢何かあらむ、權勢何かあらむ、生命の如き如何に貴重なりとするも、之を人格の貴重なるに比すれば、鴻毛よりも輕し。苟くも人格を完うするを得ば、一日の生活と雖も、週に百年の長生に優るものにして、古人が「朝に道を聞いて夕に死すとも可なり。」といひしもの、誠に故ありといふべきなり。

人格は我等の努力によりて無限に進化發展すべきものにして、又無限の生命を有するものなり。我等の生理上の生命は、肉體の破滅と共に雲散霧消して、また痕跡を留めずと雖も、人格は毫もこれがために影響を受けず、未來永遠に存続して窮りなきものなり。假に孔子が桓魋に殺されたりとするも、孔子の人格はこれがために撲滅せられ得べきものにあらず。ソクラテスは毒殺せられたるも、ソクラテスの人格は今も昔も變なきなり。

之を要するに、各人一切の道徳は人格の發表なれば、人格なき人には道徳亦見るべからず。これを以て人の人格に對する責務は、自己に對する責務中最も高尚なるものたることを知るべし。假令人體健全にして巨萬の富を累ねども、又如何に該博なる學識ありとも、若し人格卑劣なる時は、猶花にして毒あるが如し。故に人はその地位の何たるを問はず、其の人格を尊重し、之が修養に努めざるべからず。

人格を高めんには、各自の品位を進むるを以て第一とす。而して品位を進めんには、言動に一定の主義ありて、利害のために惑はされず、殊に大節に臨んで奪はれず、自ら責任を重んじて、その體面を完うするを要す。(井上哲次郎)

五二 常識修養の必要を論ず

世間普通の事物に通じ、日常事を爲すに當りて、よく是非善惡を見分け、利害得失を見定め、奇矯に馳せず、頑固に滯らず、言語舉動共に中庸に適ふ、これ常識なり。換言せば普通の人情に通じ、普通の事理を解し、適宜の處置をなし得る能力をいふなり。されば常識の健全なるものは、世に處して不義の讒を受けず、人と交りて不徳の行なく、事を執りて宜しきに適ひ、よく人生の常道を歩みて眞の成功に達することを得べし。而して常識は何人にも之を修めんことの志堅く、之を養ふに怠ることなくんば得らるべく、聖賢にあらずんば得る能はずといふものにあらず。常識はその性質平凡なれども、その平凡の圓滿に發達せる所、即ち偉大の人格を成す。

常識は尊重すべきものなり。之を大にしては立憲政治有終の美も國民の常識に待ち、自治制の完成も公民の常識に須ち、産業の發展も亦實業家の常識に負ふ。常識に富める國民より成り立てる國家は榮え、然らざる國家は衰ふ。されば、近き將來に於て國民の中堅として、重大なる任務を果すべき使命を有する青年は、常識の尊重すべきことを覺りて、これが養成に努めざるべからず。深奥なる學理の研究大に尊ぶべく、精巧なる技術の修得亦素より重んずべし。然れども、これらは先づ健全なる常識を養ひ得たる後に於てすべし。常識健全ならざれば、たとひ學理に達し技術に長じたりとも、之を有効に働かすこと難し。(澤柳政太郎)

五三 精神修養の必要を論ず

人の萬物に靈長たる、畢竟其の精神の高尙にして、萬有に超越せるものあるが爲に外ならず。而も人は生れながらにして智あるものに非ず、忠愛の情操全きものにあらず、堅忍不拔の意志存するものにあらずして、唯教育修養により一歩一歩積んで始めて然るものたるや、恐らく何人も首肯する所なるべし。

今之を一家若くは一社會の例に徴して觀よ。家人にして精神の修養に意を注ぐもの多くは、一家に常に和氣霽々恰も春風の駘蕩として至るの感あるべく、社會の人として各自が此の修養に意を用ふること深くば、大義名分自ら定り、社會の秩序亦よく維持せられ、國家の殷盛期して待つを得べきも、一朝之が修養を怠らんか、父子兄弟の親を以て猶闕牆の醜態を演ずるを免れず。況や社會の風教は之が爲に紊れ、人々徒に自利自營を事として遠大の志を消耗し、遂に國家を累卵の危きに致すも猶顧みざるに至るもの、古今東西その例に乏からず。凡そ吾人の尊き所は精神なり。精神高邁ならざる者は到底大事業を成すべからず、又他人の敬仰を受くる能はず。かの釋伽が王侯の尊きをすて、一繡徒となりしは何の故ぞ、一簞の食、一瓢の飲、陋巷に仁義の大道を唱導するを無上の樂とせし孔孟顏子の徒の心中は如何なりしか、畢竟口鼻耳目等物質的慾望の満足を求むるよりも、心界の鍛練を積むの高深なるを悟了せるが爲なり。果せるかな大悟徹底一世の師表たりしのみならず、千載の下猶世道人心を啓發誘導して已まず。精神の修養それ豈忽諸に附して可ならんや。(村山熊太)

五四 家庭教育の必要を論ず

國民教養の善美を期せんとせば、社會・學校・家庭の三教育一致に待たざる可らず。然るに父兄は子弟の教育を學校に一任して、家庭を顧みず、學校は智能の啓發に専らにして、品性の涵養を怠り、社會は詐妄誑惡を迎へて、民風の矯正を努めざるあれば、國家は何を以て、其の發達隆盛を期すべけんや。殊に家庭は、國民教育の本源にして、家庭教育の良否は、國家盛衰の關する所なり。人誰か親子の愛情なからんや。故に父母にして、其の子女の幸福を望まざる者あらず。既に之を望めば、其の教養訓誨を怠るべからざるは言ふを俟たず。唯之を教育するに道あり、之を訓誨するに法あり。故に愛に溺れて教養の道を誤り、寬嚴宜しきを得ずして、訓誨の法を失ひ、或は柔惰放縱に陥らしめ、或は萎縮頑狹に偏せしむるに至るは、皆父兄の罪なり。子女の家居するや。朝夕父母に親炙するを以て、知らず識らず、其の精神的感化を受け、父母常の言語・動作・居坐・進退より、一顰一笑に至るまで、皆悉く其の腦裡に映射し、以て其の性格を日作り、他日忠良の臣民たると否との根柢を、其の幼時に於て深く培養せらるゝを以て、家庭教育の良否は、即ち國家の盛衰消長に關する所以なり。世の父兄たるもの、洵に茲に鑑みる所ならざるべからず。(日本國民訓)

五五 國民教育の必要を論ず

凡そ國民には國民の本分ありて、各々其の分を守り國家を念として活動すべき義務を有するものなるが、而も其の本義を知らしめて、之に適當なる指導を與ふるは、之を國民教育の機關に求めざる可からず。是れ余の不肖を顧みず、その必要に就いて一言せんとする所以なり。

かの獨逸が世界を敵として、猶屈せざる現時の富強を致し、我が國が維新以來今日まで、長足なる國運の進展を遂げて世人の耳目を聳動せしむ、畢竟古來の歴史に磅礫せる國民精神の粹を取り短を去り、之に斬新剴切なる智徳を調和し、傍ら國民の體力元氣の修練を圖りつゝ、孜孜營々として其の教化に務めし効果の發現に外ならず。

若し夫れ高遠なる理想を懷きて人類の幸福發展を企畫する固より可なり、深遠なる學理の討究若くは精巧なる工藝美術の研鑽に従事して、公益の増進を圖る亦其の要なきに非ざるも、而も此等の人々も、日常手に耒耜算盤を捨てざる農商の輩も、一樣に具備せざるべからざるものは、國民として必要なる精神及び智徳の充實にして、もし此の點に缺陷有らんか、たとへ其の爲す所何程大なるも、猶或は國家の目的に背反するの行無きを保し難し。且また將來の社會は、個人としてよりも寧ろ或る集團もしくは國民として協同一致の活動に待つべき場合多く、其の成否亦多く實力の優劣を以て決すべく、軍事は固より學問・商・工・貿易・海運等諸般の業務に於て、到る處強烈なる生存的競争を見ること、今日よりも更に甚しきを加ふるまた察するに難からず。此の時に當りて、眞に最後の勝利を博する者は、必ず常にその精神の根柢を愛國的人道の一點におき、且つ斯業の經營に必須なる智徳と、卓越せる手腕を有するものたるや論を俟たずして明なるの理を通觀せば、何人か國民教育の愈々忽にすべからざるの所以を覺らざるなからんや。(村山熊太)

五六 交友の道

良友は求めざるべからず、悪友決して交るべからず。凡て同氣は相求め、同類相應するものな

れば、我と相似たるものは、自ら親交をなし易し。故に良友を得んとせば、己先づ善行の人たざらざるべからず。己品行正しからずんば、悪友自ら到りて、益々われを惡に誘ふべし。

既に良友を得て、深く之と交らんせば、われ先づ交友の道を盡さざるべからず。交友の道は信義を第一とす。信とは、心に誠ありて、言に偽なく、言行よく一致するをいひ、義とは、己の利のみを圖ることなく、他の身の上を思ひやりて、義理を立つるをいふ。若し不信ならんか、人々互に信用するを得ざるべく、若し不義ならんか、自他相親愛すること能はざるべし。かくては、互に不快の念を生じて、交を久しうすべからざるなり。

既に信を重んず。一たび約束せば必ず之を遂げざるべからず。人と約して之を破るは、われに信なきなり。事情は如何にもせよ、結果は人を欺くなり。かくて、人には迷惑をかけ、己は信用を失ふに至るなり。されば、約束せば必ず遂げよ。遂げがたきことは約束することなかれ。人の約束を破るは、大抵輕々しく約束するに始まる。輕々しく約束せば、信を立つること能はざるに至らん。約を履み信を立てんとせば、必ず約束する前に熟慮せよ。

既に義を重んず。飽くまでも義理を立て、行の筋道を正しくして、相救ひ相助けざるべからず。己の利益のみを圖りて他を顧みざるものは、われに義なきなり。假令一時は己を利することあるべしと雖も、終には朋友に疎んぜられ、孤立して世を送らざるを得ざるに至るべし。(中島力造)

五七 交際の必要を論ず

人は天賦の社交性に基き、互に相依り相助けて共同生活をなす。これを社會といふ。我等は暫

くも社會より離るゝこと能はず。強ひて孤立せんとせば自己の生存をも危くすべし。人々協同するときは個人としては爲し得ざることも容易に成し遂げ得べく、その結果は社會の幸福を増加すると同時に個人の幸福を増加す。交際の必要茲に於て起る。

實際に必要な條件は、忠恕・寛大・守約等なりとす。思ひやりの心なきものは自己一人の利益のみを圖りて、他人の迷惑を顧みざるが故に、人と協同すること能はず。度量なるものは些々たる事柄より争論を惹起して、衝突絶えざるが故に、衆と事を共にする事能はず。約束を守らざるものは、破約によりて生ずる直接の損害を來すのみならず、延いて自己の信用を損し、團體の信用をも害するが故に、協同を破壊する事となるべし。且つ人は其の容貌の異なるが如く、其の意見も異にし、我の自ら正しと信ずる所を主張するが如く、他も亦その信ずる所を主張す。たとひ己とその見る所を異にすればとて、猥りに他人を輕侮し、冷笑嘲罵すべき理由毫もある事なし。正しき方法により、禮儀を守りて討論、論評するは妨げなけれども、決して他人の名譽を毀損するが如き言動あるべからず。(澤柳政太郎)

五八 信用重んずべきの論

如何なる仕事にせよ 相手なきはなし。若し其の相手が吾を信用せざるに於ては、吾は何事をもなす能はざるべし。人の上に立つには下より信用せらるべき必要あり。人の下に就くには上より信用せらるべき必要あり。仲間同志に於ては相互に信用の必要あり。

信用なき人必ずしも無能の人にあらず。否、彼はむしる自己の能力を恃む者にして、大概の我儘、氣隨を働きたりとして、何の妨げあらんと、自ら高を括りてしかするならん。然り、社會は時として信用なき人を餘儀なく必要とする場合なきにあらず。されどこれ社會が自ら好んでしかするにあらず、止むを得ずしてしかするなり。故に若しその不安の状態より免除せらるゝ機會あらば、社會は欣然として信用なき人を捨てん。而してかくの如くして、多くの才物、英物は社會の馬捨場に沈淪するに至る。

然らば信用ある人とは如何なる人ぞ。身體の健全なることは第一の要件なり。體力弱き者は、日常の軌道を一定の歩趨を以て行く能はざること多ければなり。恒心あることは第二の要件なり。今日はこの事に熱心し、明日はかのこと熱心するが如き、所謂凝性の人は、相手をして甚だ危険の感あらしむればなり。責任を重んずることは第三の要件なり。無責任にして自己のなさねばならぬ事を閑却する人は相手をして甚だしき迷惑を感じしむること多ければなり。この三者具備する時は、才も不才もそれ相當に信用するに足る人たることを得べし。信用するに足る人ならば、何人も信用せざるものなかるべし。(徳富蘇峰)

五九 公德論

文明國民とは何ぞや。唯だ自己一人としてその身を修め、行を正しくするのみならず、外國の人に對しても決して恥しからざるだけの品位と素養とを有したる者、これを文明國民とはいふなり。よく國憲を重んじ、國法に違ひ、また社會の種々の規律を尊び、公共の物品・機械等は叮嚀に取扱ひ、公衆の中において人に不快の感を起さしめず、弱き者を助け、哀むべき人を救ひ、また

何國の人に對しても同胞の如く交際し、親切にこれをもてなす如きことは、即ち文明國民たる者のまきになすべき行なり。汽車・電車の昇降に、我れ勝ちに先を争ひ、道を通行するに他人の妨害となるが如きことをなし、公園の樹木を折り取り、公共の建物に落書をなし、共同のものを自己の所有物の如く勝手に取扱ひ、不潔なる服装をなして、人に不快の感を起させ、外國人を物珍しげに眺めなどなすは、何れも野蠻時代の國民さ毫も逕庭なく、啻に自己一人の品位を卑しくするのみならず、延いては我が日本國民の品位を損するものと云はざるべからず。如何に文明の利器が盛に使用せらるゝに至るとも、これを使用する人々に、文明國民たる品位と思慮とをかりせば、決してこれを充分に運用すること能はず。しかのみならず、却つて煩瑣なる手数を要して、時間と勞力とを徒費すること幾何なるやを知るべからず。卑近の例を以ていへば、汽車・電車の昇降をなすにあたりて、降る者は引き續きて降り、乗る者はその降り終るを待ちて後順次に乗らば、少しも混雑を來すが如き事なく、従つて多くの人は早く用を辨ずることを得べし。西洋などには、自働車・電車・馬車等を以て廣き大道を充さるゝことあれども、毫も衝突しまたは混雑するが如きことなし。若し何かの故障起りし時は、巡查一度手をあげて合圖をなせば、街上に往來せる百千の諸種の車は一時にその運轉を停止す。これ平生よくその訓練の行き届ける證據にして、皆文明國民としての品位を傷つけざるやうに注意しなれるが故なり。「原口語文」(巖谷小波)

六〇 秩序論

秩序を正しくすることは、事物を整理し、業務を簡易にする所以なり。事物若し秩序を失ふと

きは、勤勉も徒勞となり、綿密の用意も唯事端を繁くするに過ぎざるべし。事には本末あり、輕重あり。之を取扱ふには前後の順序を察し、時を定めて正しく之を守り、一時に一事、確實に其の成功を期すべし。蓋し時を尙ぶことは秩序の第一要件なり。然るに世には自ら時を守らざるのみならず、命令を受けたる時刻、又は人と約束したる時刻にすら違ひて、意させざる者多し。此の如き惡習慣は、心あるもの勉めて之を矯正せざるべからず。時を守るに次ぎて必要なることは、事物を整理することなり。事物の順序整頓せるときは、如何に複雑なる事柄も、本末亂れず、従つて繁劇なる時に際しても、之を處理するに誤らざることを得。物品の位置整頓せるときは、散佚の恐なく、用に臨んで直に之を求むることを得べし。故に日日の業務は勿論、臨時に起る事件に關しても、豫め之が備をなし、急遽の場合に於て、之に應ずるの手段を整へ置くことを要す。

多人數共同して事に當る場合には、別けて混雑を生じ易きものなれば、特に秩序を重んずべし。儀式又は集會等に於て、人々各々出入・着席等の次第位置を嚴守することは、全體の秩序を正す爲めに最も必要なり。(大島義備)

六一 規律

凡そ人類相集まりて社會をなすや、その共同の生活を便利ならしむる規律なかるべからず。即ちその社會的に現れたるものは道徳なり。國家的に現れたるものは法律なり。その軍隊・學校・會合等に現れては軍規・校規・會規等となる。若しこの規律なかりせば、各人皆その欲する所に従ひ、

敢て他を顧みるものなきに至り、ために社會は亂れ、國家は衰ふるに至らん。軍隊にして規律なからんか、その軍隊は烏合の衆に等しからん。學校にして規律なからんか、教育の目的の大半は滅却せらるゝに至るべし。

その他規律は個人の生活に於ても必要なり。不規律なる生活はやがて怠惰となり、放漫となり、不攝生となり、従つて事物の進行はこれがために遲滯し、健康はこれがためにそこなはれぬべし。凡そ人がこの世に立ちて大なる事業を成就すると否とは、その人の生活の規律あるか否かによること多し。規律は實に成功の重なる要素なり。

吾人は固より一の動物に過ぎざれば、拘束されたる規律的生活よりは放漫なる生活を好み、不規律に陥り易き傾向あるは否定する能はざる所なり。されば吾人はいやが上にも戒心を加へ、かの薄志弱行の徒と轍を同じうすることなきを要す。誤れる個人主義に囚はれたる人は、動もすれば規律に従ふことを以て、他のために自己の意志を束縛せられたるが如くに思惟し、これを脱却して自由を得んとする者あり。これ疑もなく人間の生活より野獸的生活の昔にかへらんとするものにして、自由を得んとするは、やがて自由を捨てとんしつゝあるものといふべきなり。(作者不詳)

六二 光陰貴ぶべきの論

成功の秘訣を教へたる言に「思ひ立つ日が吉日。」といへることあり。思ひ立つや否や直にその事に取りかゝれば、興味湧くが如く、わが身の勤勞に服せるを忘れて、たゞ快樂を取れるを覺ゆ。従つて自ら事業も速に進捗す。もし思ひ立つ日に始めずば、當時の興味は素然として消失し、他

日これをばじむるに、非常の困難と痛苦さを感じるのみならず、成功の一段に至つても、即時に着手したるに劣るを免れざるにあらずや。

事は時機を失ふべからざること、なほ鉄はその未だ紅きうちに打つべく、枯草は太陽の輝きをる間に乾かすべきが如し。古より大人と呼ばれ、豪傑と稱せられし人は、大抵みな分陰を惜み、機會を捉へし人なり。

時を誤るものは責任を誤るものなり。斷じて世間の信用を受くる事なし。ワシントンの書記一日遅刻せり。辯疏するに己れの時計の遅れを以てす。ワシントン直に「汝は正確なる時計を買ふべし、さなくば余は他の書記を備ふべし。」といへりと。フランクリン常に遅刻勝なる奴隷をわらつて、「善く辯解する人は何にも役に立たぬ人なり。」と。ナポレオン一夕諸將を招く。期に及んで諸將なほ來らざりければ、彼は一人にてその食事をはじめけり。方に食卓を離れんとする頃諸將の漸く來れるを見て曰く、「諸君、食事の時間は過ぎたり。各自直に職務に服せよ。」と。凡そ時間を大切に守るは、責任を盡し義務を重んずる所以にして、即ち身を立つる基なり。(留岡幸助)

六三 自尊心

自己の眞價を認め、己れの能力を信じて、外物のために我が意志を枉げず、毅然として自己の品位を保つ、之を自重といふ。抑も自重は己れが人格を保持する所以にして、修養上極めて緊要なるものなり。蓋し人はその社會上に於ける地位・身分に高下の別あれども、其の人たる所以の資格に至りては、萬人平等にして何等の差別あることなし。されば人はその分に應じて、それ

禮節を守らざるべからずといへども、これがために己れを賤しめ、自ら輕んずるが如きことあるべからず。これ實に自己修養の第一歩にして、衆徳の因つて生ずる本源なればなり。

自尊心ある者は如何なる誘惑に遭ふとも、決して事に惑はず、又自己の信ずる所を固く取り、確乎として動くことなし。かの體慾に誘はれ、名利に迷ひ、權勢に怖るゝが如きは、蓋し自尊心の存せざるによる。學生が他人の説に附和雷同して、教師に抵抗し、又は校長に反對し、爲に學校騒動を惹き起すが如きも、亦自ら重んぜざるの致す所なり。

自尊心あるものはよく事を成就す。語にいはいく「天は自ら助くるものを助く。」と。凡そ事の成るは、自ら信じ、自ら待み、他人の力に依頼せずして獨力以て邁進するによる。若しこの心なくして偏に他人の力に依頼する時は、瑣細なる障礙に遭ひて、意氣忽ち沮喪し、再び起つ能はざるに至るべし。之に反して自信・自恃の心あるものは、百難に屈せず、千挫に撓まず、遂によく其の業を完了するを得べし、而して自信・自恃は自重の心より出づるものなり。(井上哲次郎)

六四 忍耐の必要を論ず

常に意を用ひて惡念惡習を絶たんことを努むれば、日に月に惡に遠ざかり善に向ふの基となれども、若し艱苦を忍びて久しきに耐ふるの覺悟なくば、決して志を遂ぐるこゝ能はざるなり。

人の一生は重荷を負うて遠きに行くが如し、決して坦々たる大道を走るが如きものにあらず。アルプスの後には、又他のアルプスあり。一難過ぎ去れば、一難また來る。若し艱苦に逢ひて、忽ち氣を挫き心を變ずるときは、いかで志を遂げ事を成すことを得ん。

如何なる艱苦ありとも、之を忍びて久しきに耐へ、よく其の事を行ひつづくるときは、英氣却つて加はり、熱心自ら生じ、且つわが短所と長所とを明にして、注意工夫の功を積み、遂に大業をも成し遂ぐることを得るに至るなり。故に「艱難は人を玉にす。」といへり。

古來大業を成したる人にして、忍耐の功を積まざりしものはあらず。或は貧苦をも忍び、或は病苦に耐へ、或は悲しさ、怖しさ、痛さ、羞しさをも慄へ、或は失敗に遭ひても挫けず、妨害を受けても屈せず、長年月の努力を積み、遂に身をも立て、家をも興し、名をも後世に遺したるなり。まことに英傑の人の一生は、努力と忍耐との歴史に非ざるはなし。

忍耐はただ大事業をなす場合のみならず。日常の小事と雖も、忍耐なくして決して之を成し遂げ難し。且つ忍耐の力は練習を積んで始めて生ず。今日小なる辛苦を忍ぶは、他日世に立ちて種々の艱難と闘ふ準備なれば、常に努めて艱苦に克ち、以て忍耐の力を養ふべきなり。(中島力造)

六五 克己論

夫れ善良なる習慣は得難く、惡念惡習は生じ易し。惡念惡習に克ちて、善に向ひ徳に進まんと努むる之を克己といふ。

何人も、時として惡念の起ることを免るる能はず。ただ其の起るに際して、立ちどころに之を除けば、遂に惡に陥ることなく、之を反覆すれば、終には惡念の根を絶やして、再び起らざらむるを得べし。然れども、もし惡念起るがままに任せて、之を抑ふることを努めずんば、惡念愈々其の勢を逞しうし、我れ遂に其の奴隸となるに至るべし。

悪念は多く私慾より起るものにして、其の力甚だ強きものなれば、之を抑ふるは素より容易のことに非ず。故に王陽明も「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し。」といへり。然れども、勉めて止まずんば、決して破り難きに非ず。若し悪念一たび崩さば、直にわが心身を他に轉じて、其の蔓延を避くべし。是れ悪念を去る最良の方法なり。既に悪習となるに至れば、其の根柢甚だ深くして、之を除くこと殊に容易ならず。然れども、是れもと自ら作りたるものなれば、自ら除き難き理なく、斷じて之を除くの決心あらば、必ず之を除くことを得べし。克己は徳に進むの本なり。よろしく卑近の小事より之を實行し、毅然として己の悪念悪習に克ち、以て修養の基を立てんことを期すべきなり。(中島力造)

六六 自助論

自助とは、われ、我れを助くるの謂ひにして、何事を爲すにも能く己の力を以てし、斷じて他人の力に倚らざる自主自立の精神をいふ。自助は男子の生命にして、この心に富める人は、いかなる困難に遭遇すれども、不撓不屈の精神を持ち、みづから勉め勵みて、終に己れの目的を達せざれば已まず。故に其の間の經驗は、おのづから其の人の才智を發達せしめ、總ての事を成就する秘訣を授く。「天はみづから助くる者を助く。」とは、この謂ひなり。これに反して、みづから助けざる人は、少しく困難なる事に遭遇すれば、直に卑屈なる依頼心

を起し、人の助けに倚るが故に才智いささかも發達せず、隨ひて事を成就する秘訣を天より授かる能はず。これ即ち古來、孤窮頼るところなき貧兒の成業立身して、富者の兒が人生の事業に多く失敗する所以なり。更にこの意義を推して言はば、みづから助くる國民の多きにつれて、其の國は榮え、みづから助くる國民の少なきにつれて、其の國は衰ふといふべきなり。(堀内新泉)

六七 職業の貴き所以を論ず

人、世にありては、必ず職業なる可らず。職業は人をして獨立の生活を營み、勞作に慣れ、恒心を養ひ、品性を高めしむるものなり。是れ唯、衣食の資を得る爲にのみ必要なるにあらず。若し衣食の爲のみに職業を要すとせば、資産饒き者は、無職を當然とするに至らん。又單に收入を多くして貨殖となさん爲にもあらず。若し單に貨殖の爲のみに職業を要すとせば、多くの財を欲せざる者は、無職を當然とするに至らん。人の職業には、是等の目的以外に貴き意味あり。世人は、日出でてより働き、日没しても猶休まず、孜孜として其の業を執れるに、己れ獨り終日爲すことなく、徒に坐食せば、いかでか心に愧ぢざらんや。日常衣食住の物を始め、調度什具に至るまで、多くの人々の額に汗して作りたるものなるに、己れ獨り社會に何等の寄與する所もなくして、空しく之を消費せば、いかでか忍びざるの感なからんや。抑も人は、天地の間に生れ、國家の恩を受け、社會の恵に浴して、生活するものなり。然るに衣食の資に窮せざればとて、無職にて在らば國家に對し、社會に對して何の面目があるべき。されば職業は、貴賤貧富の別なく、人たるもの、當然務むべきことなりとす。(高島平三郎)

六八 職業に貴賤なきの論

社會の一員としては、必ず其の性能に應ずる職業を選択して、勵精之に従はざるべからず。若し職業に従事することなくして、他人の生産に衣食するものは、人の勤勞を竊取するものなり。父祖の遺産に座食するが如きは、最も卑しむべきものとす。

それ社會は人々の相結べる團體にして、何人も其の天分として従事すべき職業あり。吾等は職業によりて自支の計を立て、また社會の一員たる任務を果すべきなり。故に職業はその選擇を慎み、既に選擇したる職業には、終生之に服して勤勉なるを尙ぶ。蓋し職業の選擇當を得ざるときは、長所を發揮するを得ずして自己の不幸と不平を増すべく、社會にも亦利益する所少かるべし。職業には貴賤の別なしといへり。故に如何なる職業に従事すとも、勵精にして怠惰なることなれば、必ず社會の信用を得て、相當の地歩を占むるに至るべし。忠實服業は、明治天皇の國民に垂示せさせ給ひたる所なり。

近時職業の選擇に苦しむとの語を聞くこと多し。是れ恐らくは、職業の眞意を解せずして、猶遊衣徒食を夢みるが爲なるべし。二宮尊徳が、農を以て身を立て、リンコルの船大工より身を起したるが如き、職業に貴賤なくして、人格に尊卑あるを知らざるべからず。(啓成社修身書)

六九 國法遵守すべきの論

臣民が國家に對する第一の務は、國の法律・命令を遵守するにあり。國家は人民を保護して、國

の平和を維持し、更に其の全體の進歩を得せしむる爲めに必要の法律を布き、命令を發す。之が爲めに個人の行爲の制限せらるゝは勿論、之に背く者は、刑罰を加へて處分せらる。故に法令は何人も、如何なる場合に於ても絶對的に服従すべきものにして、縱令其の規定が己の考に合はざることありとも必ず之を遵守し、其の缺點あるを發見したるときは、別に相當の手續を盡して其の改正を待つべきなり。(中略)

遵法の務を行ふにつけて注意すべきは、表面上法令に違はざるのみならず、よく其の趣旨を貫徹せしめんことなり。法の不備あるに乘じ、牽強附會、巧に法網を潜りて、罪惡を犯すが如きは、其の罪單に法を破るに比して、一層重きものと謂ふべし。(大島義脩)

七〇 法律研究の必要を論ず

法律の智識は、決して法律を専修せんとする者にのみ必要なるにあらず、苟も一國民ならんか必ず國法の大體に通曉すべきものなり。何となれば、國民公私の生活は法律の力により統馭せらるゝものなれば、其の生命・財産・名譽・自由は如何にして保護せらるゝやは、法律の大體に通曉するに非ずんば解すること能はざる所なり。既に之を解すること能はざらんか、其の盡すべき義務を怠り、其の主張すべき權利を棄て、利害禍福の轉倒を來すの恐れあるは免かれざる所ならん。一國民として國語を解するの必要あるが如く、國法の概念を知得せざれば國民生活の安全利益を望むこと能はざるは論なき所なり、近時我が國に於て普通學科中に法制の科目を設け、以て法律の概念を國民一般に與へんことを務むるは、實に其の當を得たるものと謂ふべし。以上は専ら國

民生活を爲すに付き法律研究の直接必要なる所以を論じたるものなるが、更に之を間接の方面より論ぜん。

凡そ人文の進歩するに従ひ、社會に立つの人が愈々益々錯綜せる萬般の事實に遭遇すべきは、將に豫期すべきの事なりとす。而して之に當るの最も適當なる方法は、此の混淆複雜の事實を迅速に會得し、明瞭に其の真相を看破するに在り。是れ法律研究により得べき論理的思想唯之に應ずることを得るなり。何となれば、法律の研究は乾燥せる論理學の研究と異なり、現今社會の事實に密接して知らず識らずの間に吾人に論理思想を與ふるものなればなり。(熊谷直太)

七一 自治の氣風を振作することの必要なる所以を論ず

夫れ自治とは、自ら治むるの義にして、他の支配に依頼することなきを謂ふ。故に自治體たる市町村の發達を圖らんとせば、先づ其の市町村に屬する人民をして、克く自ら治むるの思想と能力を養成せしめざるべからず。若し人民の思想能力にして自治に適せざらんか、自治體の作用は決して圓滿なる能はざるべし。而して市町村は國家の基礎を爲す最下級の自治體なるが故に、其の發達は延いて國家の榮枯に關するや論を俟たず。是れ自治の問題が憲政治下の一大要務たる所以なり。

自治の制度實施せられて以來茲に三十餘年。其の間幾多の改善補修を加へて、今や自治に關する法制は殆ど完備の域に達せりと云ふも不可なし。而も法は死物なり、之を活用すると否とは人に在りて存す。故に法制のみ如何に完備整頓するも、人民の自治思想之に伴はずんば、到底自治の進歩發達得て期すべからず。然るに方今我が自治體の状態を觀るに、人民の自治に對する觀念甚だ幼稚にして、動もすれば尙ほ官治を希ひ、官廳の力に依頼せんとするの風あり。従つて自治の運用上遺憾の點甚だ夥しとせず、嘆すべきの至りと謂ふべし。

抑も立憲制の二大要義は、民意の代表と自治の確立に在り。即ち一面に於ては、國民に參政權を附與して立法府たる帝國議會に其の代表者を列せしめ、以て國政の上に民意の徹底を圖らしむると同時に、他面に於ては行政機關として自治團體の存立を認め、以て地方公共の事務を適切に處理せしめんとするに在り。然るに人民自ら治むるの能力に乏しきこと今日の如くんば、憲政の美果を收むること前途頗る遼遠なりと云はざるべからず。故に苟も國運の隆昌を冀ひ、民衆の福利を念とする者は、普く人民をして自治に對する思想を振起せしめ、以て憲政の根柢たる自治の發達を圖ることに努めざるべからず。(月田傳四郎)

七二 立志論

人、此の世に生れ出でたる上は、一生の中に、必ず人を益し、國を利する事業をなさざるべからず。幸に男兒と生れ、相當の教育をも受けたる者が、一事も成すことなく、草木と共に朽ち果てんば、いかにも口惜しきことならずや。されば少時より、後來必ず何事かを爲して、人を益し、國を利せんと、覺悟すべし。此の覺悟を固く定むることを、志を立つるといふ。

既に志を立てなば、必ず之を貫かんことを心がくべし。一人の力は甚だ弱きものなれども、數十年の久しき間之を積むときは、頗る強きものとなるなり。故に一たび立てたる志はみだりに改

むることなく、必ず之を成さんと心がけなば、甚しく身に不相應にあらざる限りは、能く之を達し得べし。故に古人も、「志ある者は、事つひに成る。」といひ、又西哲は、「人一旦志を立てなば、其の後或は死し、或は成就すべし、決して中廢すべからず。」といへり。かゝる堅固の心だにあらば、いかでか、事の成就せざることを患へんや。

少年の際は、後來如何なる事を爲すべきかに就きて、大に惑ふものなり。されど、こは必ずしも早く確定するに及ばず。常に心を此に寄せ、己が考の進むを待ちて、父兄は勿論、先輩師友の意見をも聞きて、後之を定むるも晚しとせざるなり。然れども、是れ我が身前途の職業の事のみ。かの必ず何事をか成さんと志、即ち身を立て業を成して、獨り一身一家のためのみならず、進みて世間の爲め、國家の爲めに盡くさんとの覺悟だけは、夙より之を定めざるべからず。

新井白石は、少くして極めて貧窮なりしとき、慨然として、「大丈夫生きて封侯を得ずんば、死して當に閻魔王となるべし。」といへりしに、他年果して、從五位下筑後守に叙せられたり。封建の時、門閥を以て人を採り、貧士の封侯を得んことなどは、殆ど望み難き世すら、猶斯くの如し。況んや、事を成すに至便なる今日に於てをや。志ある者豈徒に死すべけんや。(高島平三郎)

七三 讀 書 論

人の讀書に於けるは、猶飲食に於けるが如し。飲食は身を保ち力を養ふが爲にし、讀書は智を益し用を施すが爲にす。若し飲食すれども保養の道を知らず、讀書すれども智用の術を察せざれば、唯に益なきのみにあらず、適々以て害を招くに足るべし。凡そ人少しく飲食する者は、亦少

しく其の力を勞して以て之を消化し、大に飲食する者は、亦大に其の力を用ゐて之を消化すべし。然るを少食の人、強て大勞を爲せば、其の力固より其の事に堪へざるのみならず、必ず其の身を傷ふに至るべし。又大食の者坐して其の力を用ゐざれば、食物停滯して消化する事なく、脾胃之が爲に敗れ、氣力之がために弱り、遂に復た少食の人に及ばず。世の讀書を爲す者亦然り。少年の徒、讀書未だ廣からざる者は、宜しく先づ小事務に當り、之を平生講讀せし所の書に參考して、能く其の理を研究すべし。而して二つの者、漸々成熟に至らば、又漸々大事務に當りて、愈々其の智力を用ふべし。是れ書を讀み事に處するの順序にして、唯仕官の事のみならず、工藝・商賣の人と雖も亦必ず之に因らざる可らず。然るに年少淺學の徒、自から其の分を量らず、動もすれば重大の事務に任じて事を誤る者頗る多し。是れ何ぞ少食の人強て大勞を爲すに異ならんや。否らざれば彼の章を積み句を集むる者、徒に萬卷の書を讀めども、之を事務上に施用するを知らず、頭禿齒豁に至れども、遂に何等の用をなさず、甚しきは往々讀書を以て事務と相關係せざるものとす。是れ讀書人の迂濶にして用をなさざる所以なり。然らば彼の大食人の過飽安逸を以て氣力を衰亡する者と何ぞ異ならん。世の讀書に従事する者深く慮りを此に置かざる可らず。(宮崎水石)

七四 勉強の目的

一種の事に従ひ、國家に對して、多少の裨益を爲し、以て自活の道を求め、僅に父母を養ひ、自ら衣食して一生を送るものは、所謂醉生夢死する者に比すれば、勝ること萬々なりと雖も、かくの如きは僅に受くる所の恩に酬ゆるに過ぎずして、其の一生の經營事業の永く後世に徳し、其

の流風遺韻の遠く子孫を動かすに足るものなし。斯くの如きは、當に我等の理想とすべき進境にあらず。我等は人間天賦の能力を善用し、利用し、其の畢生の事業は、以て我等が父母・師長・國家・社會に負ふ所の鴻恩に酬ひ得て、更に餘裕の綽々たるものあり。後世子孫をして、永く其の餘澤を受けしめ、國家は我等を得て、一段の進歩を爲したることを長へに追憶せしめんことを期すべし。それ生きて一郷の爲に功あるものは、死して一郷の爲に惜まれ、一郡の爲に盡せるものは、一郡の爲に悲まる。若しそれ其の事業、國家全體の進歩を助成し、其の忠誠、能く國國民に認めらるゝ者に至りては、其の取る所の何の道たるを問はず、其の人の存否は、直接間接に、國家の進運に關すること甚大なるものあり。是を以て其の人一たび逝くや、國を擧げて之を惜まざるはなし。嗚呼。天下の廣き、逝く者は日夜に是あり、而して其の死の天下に知らるゝもの幾何ぞ。一たび死して、國を擧げて之を悼惜す、豈丈夫の本懐にあらずや。

少壯の諸子よ。諸子の前途は遼遠なりと雖も、一生の覺悟は則ち今日より定め置かざる可らず。知らず、有望の諸子は、死して人に省みられざる人とならんと欲するか、一郷一市の爲に惜まる人たらんと欲するか、抑舉國の悼惜を受くる士たらんと欲するか。(嘉納治五郎)

七五 實力養成論

凡ての競争に於て、實力は最後の勝利を得べし。人生に於て最も重要なる問題は、人生の終局目的即ち吾人の生存の意義如何にあり。この問題は古來多くの先哲に依りて論ぜられしものにして、苟も大事業を成さんとする青年の最も頭を費すべき問題なり。余思へらく、人生の目的はす

べての競争に勝利を得るにありと。人生は競争なり。否、宇宙は競争の大舞臺なり。此の大なる競争に於ける最後の勝利者は、即ち進化論に所謂適者即ち完全なる實力を有するものたらずんばあらず。約言すれば勝利は實力を有する者によつてのみ得らるべきなり。されば實力を養成することは何人にも必要なることにして、殊に將來事業を成さむとする青年の最も考慮すべきことなり。換言すれば實力の養成は人生の目的を果す第一歩なり。

人に安心立命を與ふるものを宗教とせば、余は最も深き實力宗の信徒なり。我等は實力の養成によりて最も大なる安心立命を得るものなり。何となれば實力は最後の勝利者にして、我等はこれに依りて凡ての物を征服し得ればなり。余は我が將來を考ふるに當り、常にこの實力宗の信徒たり得たるを喜び、且つ一人も多くこの宗に歸依せむことを望むものなり。(作者不詳)

七六 現代に處する日本男兒の覺悟

熟ら思ふに、明治以前の日本は日本の日本なりき。明治以後の日本は日本の日本にあらずして、東洋の日本となりしが、今日に於ては、東洋の日本にあらずして、世界の日本となれり。内も競争烈しく、外も競争烈し。進んで奮闘するか退いて窮死するか、二者其の一に出でざるべからざるは、今日の個人としての境遇にして、兼て日本國民としての境遇なり。近時益々生活難の聲を聞く。然れども個人として生活難と闘ふを得ざる者、安んぞ日本國民として世界に雄飛するを得んや。請ふ、卿等の身體を鍛へ、精神を鍊れ、智を磨け、力を養へ。

個人といひ、國家といふも二あるに非ず。合すれば國家となり、分てば個人となる。個人を離

れて國家なく、國家を離れて個人なし。個々孤立して國家と没交渉にならば、事が個人の主義ならば、それは動物にして人間に非ず。あに眞の個人ならんや。現代の個人は過去の個人の生める所なり。未來の個人は現在の個人の生む所ならずんば非ず。現代の國家は過去の國家の生める所なり。未來の國家は現代の國家の生む所ならずんば非ず。個人も國家と連環となりて永遠に續く。若し其の連環絶ゆれば即ち亡國なり。亡國の民なり。請ふ、退いて國家が如何にして今日の隆盛を致せるかを思へ。進んで世界の怒濤狂瀾の中に、如何にして日本國といふ船を進むるを得べきかを思へ。窮すれば通ず。大智は惡戰苦闘、煩悶困蹶の中に生ず。煩悶といふことを善意に解すれば、煩悶も可なり。煩悶の後の悟脱が眞の悟脱なり。懷疑といふことを善意に解すれば、懷疑も可なり。懷疑の後の信念が眞の信念なり。しかも此等は何の爲に煩悶し、何の爲に懷疑するか。若しも個々孤立の動物の域にありて煩悶するならば、懷疑するならば、これ深泥の内にもがくなり、もがけばもがく程深く陥らん。

日月は廻りて止まず。四時は移りて絶えず。浮世は人間が活動の巷なり。幼少者と老衰者とは數へず。人間活動の衝に當る者は青年者と壯年者となり。青年を走るものとすれば。壯年は歩むものなり。歩む者は遅く、走る者は疾し。されど青年の走るは平地を走るなり。壯年の歩むは山路を歩むなり。青年の元氣と壯年の思慮と相待つて活動茲に全し。青年は進歩するものなり。大いに進歩せよ。正しき路を行け。邪路に陥るは愚ならずや。青年は感染し易き者なり。大に感染せよ。美風に感染せよ。惡風に感染するは痴ならずや。青年は破壊を好むものなり。大に破壊せよ。弊事を破壊せよ。善事を破壊するは暴ならずや。(大町桂月)

七七 現代社會の要求する人物

現代は寔に多事なる時なり。維新の變更を受けて、其の皇猷を恢弘するを要する時なり。日清・日露兩度の大戦役を経て、益々國力の充實を要する時なり。政治・教育・學問その他百般の事、一つとして改良進歩を要せざるはなし。而してこの目的を達せんには、主として有爲なる人物に待たざるべからず。時代は有爲なる人物を要求して止まざるなり。

近年我が國に於ける教育の普及は眞に著しきものあり。男女を問はず、貧富を論ぜず、國民の殆ど全部は六箇年の義務教育を全うす。所在中學校、高等女學校、其の他中學程度の実業學校ありて、卒業者年々萬を以て數ふ。高等専門の學校も亦毎年多くの高等教育を受けたる人物を出す。此の状況を見れば、時代の要求する人物は毫もその少きを憂へざるが如し。然り知識・技能ある人は必ずしもその乏しきを覺えず、材幹ある人も亦決して少からず、只信頼するに足る人物に至つては之を求むれども得ずとは、何れの方面よりも聞ゆる聲なり。高等教育を受けたる人は多けれども、徳あり品性ある人物に至りては、社會至る所其の乏しきを訴へて措かざるなり。

近時社會の各方面に於て、修養を論じ、品性を説く聲の喧しきは、甚だ喜ぶべき事なれども、これその裏面に、修養あり、品性ある人物の乏しきを證するものあるを思へば誰か寒心せざらんや。各種の事業の破綻も其の迹を尋ねれば、知識・伎倆の乏しきより生ぜずして、徳義・節操の缺けたるより起ることを證明す。

斯くの如く觀じ來る時は、時代の要求する人物は、忠實なる人なり、自強息まざる底の人なり、徳義・節操を重んじ、信用を尙ぶ人なり、志操堅實にして信頼するに足る人なり、品性ある人なり。若し知識あり、技能あり、材幹ありて、道徳の之に伴はざる人のみならんには、維新の大業は其の有終の美を濟す能はず、國力の充實は其の目的を達する能はざるべし。(澤柳政太郎)

七八 何故に官吏たらんことを希望するか

社會の進歩は駛々として一日も止まる所なく、その裏面には生存競争次第に激烈となり、世は所謂せちからき世となりぬ。この間に立ちて將來の方針を立てんとすること、決して容易のことにあらずるべく、また早計に斷定すべきことに非ざるなり。世には社會の趨勢に従ひて目的を立てんとする者少なからずと雖も、こぼその當を得たるものといひ難し。何となれば現今の趨勢は、或る方面の需要多しとするも、今より五年乃至十年の年月を経過する中には、如何に風潮の變化を來すやも測られざればなり。故に目的を定めんとするには、世の風潮などは暫くこれを度外に置き、まづおのれの趣味の向ふ所によりて定むるこそ肝要なれ。世の諺にも、「好きこそ物の上手なれ。」といへば、従つて成功もまた早かるべし。つら／＼世の状態を見るに、社會は各専門家の第三流第四流の人物を要求せずして、第一流の人物の出づるをまつこと切なり。その第一流の人物とならんには、嗜好の向ふ所に進まざれば得べからざることを思ふなり。

世の自己の希望を語る者多くはいふ、現代社會はしか／＼の人物を要求すること切なるを以てこれに向ふと、こぼ思はざるの甚しきものなり。蓋し社會の眞に要求する所は、各種の人物が各

種の方面に向ひて、各々その特長を發揮して貢獻するにあり。決して多岐の人物が、ある特殊の方向にのみ集まるを喜ばざるなり。

余が官吏たらんとするは、余が趣味の最もこの方面に傾き、余が性格の最もこの方面に適し、余が學識の最もこの方面に長するを自信するが故なり。他の方面に向ひては、余は余が學識を充分に發揮する事能はざることを危ぶむが故なり。(作者不詳)

七九 官吏の責務を論ず

官吏の責務は之を職務上の責任と、身分上の責任の二つに區別することを得べし。

何なか職務上の責任と云ふか。官吏は其の地位に上下の區別と其の職に輕重の差あるは文武の官皆等し。然して其の地位を守り、其の職に忠實ならざる可らざるの責務は當然の結果なり。其の職位輕職と雖も國家の機關たるに於ては高位重職と何をか撰ばん。能く職に忠なるを勤勉と稱す。其の職務勤勉は上下輕重に依りて差等なきは官吏階級一貫の眞髓なり。此の職務勤勉なるが爲に命令確守せられ、法令遵行せらる。即ち上下輕重の機關能く圓滿運轉するに於ては國務滯滞を生ずることなし。官吏に絶対服從の義務と服務規律の存するは此の責務を果さしめんが爲なり。若し夫れ漫に其の地位を抛ち、或は他の地位を犯し上下の區別を紊らば如何。放縱懈怠に流るゝときは曠職廢務の結果を生ぜん。於是乎官吏の職務上忠順勤勉の責務なからざる可らざる所以なり。何をか身分上の責務と云ふか。官吏たるの身分より當然生ずる責務は、其の體面を汚損せず、廉直方正にして相當の威嚴を保持すべきこと是なり。即ち修身慎行上一般の人より細密の用意を

要することを意味するなり。これ國家の機關として公務に従事する者が、假令私行上と雖も他の指笑を受くべき行爲あらんが、世人の輕侮を招き遂に公務上に影響を及ぼすこと大なるのみならず、一面世の風教に關し、一般人よりも一層直接に其の餘波を及ぼすの虞れあるを以て、常に自ら他の龜鑑たるに恥ぢざるの注意を要する所以なり。(吉田亨三郎)

八〇 官紀を論ず

偏せず倚せず過不及なき之中庸と云ふ。事物は中庸を得て始めて其の全能を稱すべし。特に官紀の緩嚴其の中庸を得ると否とは直に政務の全般に影響を與へ、國利民福の得喪に及ぶこと頗る大なるものあり。若し夫れ吏員を緊束し其の自由を奪ふこと酷に失せんか、政務の實擧らざるのみならず、繁雜なる形式を生じ事務滯滞の結果を生ぜん。如何となれば吏僚互に責任を避けんことに腐心し、責任轉嫁の方法を講じ、徒に機關の錯雜煩累を續出すべければなり。然れども緩に失するときは、吏僚相互に狎昵し權限を超越し、上下の關係を紊亂し、奸邪或は之を利用するの弊を生ぜん。於是乎官紀は嚴なるべくして濫用を禁ぜざる可らず。行政機關をして整然緊肅ならしむるも官紀にあり、奸邪跋扈し賄賂公行するが如き、秕政百出するも官紀にあり。官紀は須く公明正大ならざる可からず。(吉田亨三郎)

八一 綱紀振肅論

國家の隆昌は、物質的文明と、富力の強盛とに待つのみならず、更に國民精神の振興に依る

を以て急務とす。

精神的文明と、物質的文明とは、相駢馳して國家の隆昌を完うするを得べしと雖も、世人の多くは物質的外觀の美に眩惑して、精神修養を閑却し、遂に世道人心の腐敗を招き、國家を危殆ならしめたるの例、古來異邦に少からず。乃ち前車の覆轍に鑑み、綱紀の振肅を圖りて、範を民衆に示すは、地位を社會の上流に占むる者の最大要務なり。

上の行ふ所は、下必ず之に習ひ、源泉清ければ、下流の濁らざるは通則なり。故に官途に在りては、大臣將相より、下僚屬吏に至るまで、皆悉く忠直清廉を主として、私心を去り、規律を守りて、秩序の紊亂を防ぎ、文弱遊惰に流れず、優柔不斷に陥らず、以て官紀を振肅し、軍紀を嚴正にし、道義の廢頹を未然に濟ひて、良風の振作に努めざるべからず。

且夫れ皇室の藩屏たる華族、並に上流社會の人士にして、驕怠を事とし、剛健の志氣を失はば、何を以て儀範を公衆に示すを得んや。或は選良の議員にして、私利の爲めに公益を破り、私黨の爲めに國家の利害を顧みず、或は教育の任にある者、其の素行を慎まず、賄賂に依りて教科用書を左右にし、學藝を子弟に售りて、徳化の尊きを度外に置き、若くは宗教家にして、銅臭を帯び、俗流に投じて、靈界を脱出するが如くなれば、又奚んぞ國民の風紀を矯正し、道義を振興し、以て國家を泰山の安きに置くを得んや。

故に上下其の徳を一にし、億兆正義に因り、公道を踏むにあらざれば、普に國家の隆昌を期すべからざるのみならず、實に國家を危殆ならしむるの大患を招くに至らん。其の之をして然らざらしめんと欲せば、則ち先づ綱紀の振肅を圖らざるべからざるなり。(日本國民訓)

八二 職務に忠實なるべき論

人の世に處し、業務を執るに當りて、最も大切なるを忠實の徳とす。忠實とは、熱心に其の業務を勵みて、勤勞に表裏なきを云ふ。

實業家にして忠實ならざれば其の産を破り、官吏にして忠實ならざれば政事を誤り、軍人にして忠實ならざれば怯懦に陥り、被備人にして忠實ならざれば其の地位を失ふ。如何なる職業にても、如何なる事業にても、忠實に依らずして成し遂げらるべきものはあらず。

成功を得るには忠實に勉強し、確實なる方法を以て進まざるべからず。忠實に勉強して止まざるときは、必ずそれ相應の結果あること、原因には必ず結果あると同様に確實なり。然も此の如くにして、尙相應の結果なきは、未だ熱心と勉強の足らざるを思ふべきなり。世人往々成功の秘訣など稱して、青年を惑はすものあれども、唯着實なる進路を辿りて、専心我が業に盡すべき外、別に不思議なる方法あるにあらず。

忠實は、自己の職分を重んずるの心に出でざるべからず。即ち自己の従事せる業務に對しては、徹頭徹尾責任を負ひ、其の事の爲には、獻身的覺悟あらんことを要す。能く此の如くなれば、其の職業及び身分の如何に論なく、其の人は人間として最も貴く且つ最も價值ある人と謂ふべし。上長の譴責を免れんがため又は私利を得んがために、一時勉勵する者の如きは、眞に其の業に忠實なる人と謂ふべからず。(井上哲次郎)

八三 勤儉力行論

春は花に戯れ、秋は月に遊び、盛夏・嚴冬には、休養を名とせば、一年四季の間、勤勉するの時機許ぞや。朝には遅く起き、夕には早く寝れば、また遂に成す所なかるべし。一月は再び晨なり難し、敢て明日ありと言ふ勿れ、青年は老い易し、歲月は人を待たず。

勤勉にして業を勵めば、自ら質素儉約を守るを得べし。質素なれば、華美に流れず、儉約なれば、奢侈に陥らず、故に家産を興し、國益を進め、國家をして富強ならしむるを得。若し遊惰にして放縱なれば、家産を傾け、家道衰へ、飽食暖衣にして、逸樂を事とすれば、驕慢に陥り、淫佚に流れ、遂に國家の衰亡を招くに至る。

勤儉力行と、儉約質素とは、生を厚うし、家を齊ふの要道にして、國家の興隆に基づく。故に互に荒怠相戒め、華を去り、實に就き、勤めて倦まず、微を積みて大を爲し、漸を以て功を遂ぐるは、一に國民の忍耐精勵に由る。(日本國民訓)

八四 勤儉貯蓄の必要を論ず

夫れ雄健強富なる國民は、また勤儉にして貯蓄心に富める國民なり。英國・佛國・獨國・米國皆然りとす。蓋し戦争は現今世界の大事なり。苟も此の間に立ちて列國と競ばんとするものは、其の何れの邦國たるを問はず、先づ國力の充實を圖らざるべからず。何となれば今日列國の競争は實力の競争なり、赤手空拳を以てしては單に競争場裡の勝利者たる能はざるのみならず、殆ど一

國として其の存在すら保つこと難ければなり。國民の活動は國力の充實に俟たざる可らず。而して勤儉貯蓄は國力充實の唯一の條件とはいふ能はざるも其の主要なる一條件なり。何となれば國力の充實は畢竟するに、國民各個の實力の充實に外ならざればなり。而して個人の實力は勤儉貯蓄によりて培養せらるること決して尠少に非ざればなり。夫れ既に然りとせば、我が國民に向て勤儉貯蓄を奨励するは今日の急務に非らずして何ぞや。

勤儉ならずんば貯蓄すること能はず。而かも貯蓄心無くんば勤儉なる能はず。否貯蓄心無き勤儉は其の實勤儉ならざるに均し。所謂宵越の金を使はずといふが如きは、如何にも金錢に淡泊なるが如しと雖も、而も之れ雄健強大なる國民の氣象とはいふ可からざるなり。夫れ遠慮なくんば近憂あり。若し我が國民にして其の富強を將來に期せんと欲せば、宜しく今日に於て勤儉貯蓄の精神を養成し、其の實力増進に努むる所無かる可らず、(作者不詳)

八五 奢侈の風教に及ぼす影響を論ず

試に史編を繙いて奢侈の風教に及ぼす影響の如何を察せよ。其の波及する所大なれば則ち國家及び社會の衰亡を來し、小なるも猶一身一家の危急に關るの類例尠しとせず。

往古羅馬の滅亡は何に由りて來れるか。さしもの文華西歐の諸國を風靡せしルイ十四世當時、人倫道義の狀態は果して如何なりしか。北邊萬里の長塞を環らし、西方阿房の宮殿を築きて綺羅を盡し、創業萬世猶窮らざるを期しながら、僅に三世を數ふるのみにして其の祀を絶ちしは何の故ぞ。堂上華を翳して田園天下に半し、平門に非ざるものは人に非ずと豪語せし舌根未だ乾かざ

るに、舉族果敢なく壇浦の藻屑となりし悲惨なる史實は吾人に何を教ふるものぞ。降りては元祿華奢の風潮が奈何に剛健堅實なる武門の良習を破壊し、時代の精神を惡化し去りしかを鑑みば、誰か奢侈の風俗教化に及ぼす影響の偉大なるに寒心せざるものあらんや。蓋し質素は人心を驅りて困苦缺乏に堪へ、拮据經營斃るゝも猶已まざる堅忍持久の精神を鼓吹し、義理に明に分を守るの良習を馴致すれども、奢侈は良心を麻痺せしめ、人情の美質を喪失せしむる事多く、英豪も一度之に耽らば其の志を失ひ、鴻圖を墮す。況や常人に在りては、浸潤の致すところ、忠孝の大義を滅し、人倫の通義を忘れ、風俗を擾亂し、社會を毒し、産を傾け身を賊ふも猶覺めざらんとするに至る。嘗て乃木將軍書生を誡めて曰く、「資澤ほど人を愚ならしむるものなし。」と、言簡なれども其の意深く、眞に千古の金言たるにそむかざるなり。「下略」(村山熊太)

八六 國民的協力の必要を論ず

國民的協力とは、互に同一の目的に向つて、其の力を協するを云ふ。同一の目的とは、殊更に説明する迄もなし。先づ日本帝國をして、世界の強大國とならしむる事である。世界の強大國とならしむる著歩は、先づ日本國をして、富國強兵ならしむる事である。

今日の世は、權利是れ力でなく、力是れ權利である。正義是れ力でなく、力是れ正義である。世界大戰は、正義對暴力、光明對闇黒、文化對野蠻、自由對強制の戦争にして、其の戦争の慘禍も、畢竟は戦争を未來永劫止めんとするの戦争であると懸言したが、事實は全く其の反對であつた。世界の人氣は、世界大戰後、別して險惡となつた。列國間の關係も、寧ろ惡化したるも、決

して善進しなかつた。而して以前に比して、寧ろより多く國際的不道理は、傍若無人に行はれつゝある。

斯る世界列強の間に介在しては、如何に世界に向つて、正義を主張するも、世界は決して之を顧みるものではない。人種平等は、人類の通義である。然も我が全權が、人種平等の意見を、ヴェルサイユ會議に於て提言するや、或者は之を黙殺し、或者は之を駁殺し、或者は之を冷殺し、見事に否決し去つたではない乎。米國の我が加州移民に對する態度の如きに至りては、文明世界の一大怪事。然も世界何者も、日本帝國の爲めに、其の枉屈を伸さんとする者はない。大戰後の世界は、寧ろ露骨に、弱肉強食の本體を暴白しつゝある。

吾人は世界が、此の如く惡化したるが故に、我國も惡化せよと云ふではない。日本には本來、日本の國性がある。如何に我が隣座に狂客あるも、我亦た狂客たらねばならぬ道理はない。されど其の狂暴に對しては、自己の體面を支持す可き必要はある。然も之を支持するは自力の外はない。力を養はねばならぬ所以は、此に存する。

今日に於て、日本が正義を行ふには、力が入用である。獨立國の面目を全うするには、力が入用である。而して日本が他の弱き兄弟民族を扶助するにも、力が入用である。力なき善は、徒善である。力なき義は、徒義である。而して此の力の養成及び發揮は、一に我が國民的協力に待たねばならぬ。即ち國民を擧げての協同一致の力を以てするより他に、方策はない。

特に理りて置く。吾人は世界列強が暴力を恃んで横行するが故に、我國も亦之に倣へと云ふではない。列強は列強、日本帝國は日本帝國だ。個人に個人性ある如く、國民には國民性がある。

個人に獨自一己がある如く、帝國にも獨自一己がある。日本は世界列強が、何事を爲すに拘らず、日本の持前にて立て通す可きである。又立て通されねばならぬ。然も國際的に正義を高調せんとせば、先づ之を實行するの力を養へ。帝國的に大義を布かんとすれば、先づ之を實行するの力を養へ。人或は國際聯盟を以て、大戰後の大收穫と云ふ。大乎小乎我之を知らず。固より或物は皆無に優る。されど今日に於ては、世界大強國の米國は、未だ之に加入せず。英國の如きも、之に加入しつゝ、猶ほ其の自國に關する重要な問題は、之を附議するを肯せざるにあらずや。若し世に國際聯盟あるが爲めに、天下泰平國家安全と思ふ者あらば、それより危険千万の事はあるまい。國際聯盟は、國際間の協調の一具たるを得可し。然も唯だ一具のみ。今日の世界は、實力の世界である。善も、正も、理も、義も、皆な之を行ふ力ありての事。それ無ければ、犬の遠吠程の功能もない。「國民小訓」(徳富蘇峰)

八七 衛生の必要を論ず

病氣の苦しくしてつらきものなることは人のよく知るところなり。たとひ病氣にかゝらずとも、身體強健ならざれば心地よからず、元氣振はず、隨つて如何なる事をも成就すること能はざるなり。これに反して身體強健なれば、健全なる精神は健全なる身體に宿るといへるが如く、精神も自ら爽となりて、元氣を増し、外目にも困難と見ゆる仕事も、自らは易々と思ひて、立派に成し遂ぐるに至るものなり。

また血色よく、顔色快活に、姿勢正しく、舉動活潑なれば、これを見る他人にも愉快を與へ、

顔色すぐれず、舉動弱々しければ、俗の人にも不愉快を感じしむるものなれば、衛生はたゞおのれのためのみにもあらざるなり、

身體を強健ならしめむとせば、よく衛生の法をききはじめ、平生怠らすこれを實行すべし。特に病は口より入るとの諺もあれば、よく飲食をつよくしむべし。飲食物に注意し、またこれをよきほどにとめて、決して過すことなきを節制といふ。不節制は動物に近き所行にして、飲食の人は、人これをいやしむといへるが如く、大いに恥づべきことなり。(加藤弘之)

八八 體育の必要を論ず

名譽を得るも幸福ならん。偉人となり、名士となるも幸福ならん。財産家となり、事業家となるも亦幸福ならん。然れども己れの身體虚弱なる時は、第一、かゝる境遇に處すること能はざるのみならず、若し幸にしてその志望を達すとも、これに伴ふ所の幸福を享け樂しむこと能はざるべし。諺にも、「命ありての物種。」といへるが、人間萬事の基は實に健康にありといふべし。

身體の強弱は人々の生れつきにもよることなれども、亦衛生の如何にも大に關係することなり。虚弱なるが如き人にして長壽を保ち、強壯なるが如き人にして夭折する者あるは、畢竟衛生を重んずると否とに由るものなり。

青年時代には、血氣に任せて不養生なるもの多し。而して其の當時に在りては、大なる故障なきが如きも、屢々すれば則ち健康を害し、種々の疾病の原因となるものなり。

抑も教育は之を大別して、智育・德育・體育の三となすべし。然るに近時益々體育を重んじ、こ

れにつれて新奇の方法を考案するもの續出するは、要するに身體の強健が、何事をなすにも第一の條件たるを思へばなり。

されば我等は決して衛生のことを粗略にすべからず。體育は學問に何等の關係なしなどいひて、これを輕視するものの如きは、自己の身體を虚弱ならしめ、延いて成業の基礎を危くすることを知らざるものなり。

近來、冷水浴・冷水摩擦及び深呼吸の効能、廣く世人の認むる所となれり。これその方法だに誤らざる時は、いづれも健康上有益のことなるのみならず、これを修養上より見ると、良好なる効果を生ずる事といふべし。(井上哲次郎)

八九 農は國の基たるの論

わが邦は、稼穡の道、遠く上つ代に起り、つとに千五百秋の瑞穂國の稱あり。歴代の聖主、これを獎勵し給ひければ、今に至りては、寸壤尺地といへども、犂鋤の入らざる所なきばかりなり。これ地勢・氣候ともに耕種に適し、力を用ふること少うして、利を收むること多く、富源全く天與に屬すればなり。故に土地狹長にして、其の四邊は海水をめぐらし、内地には山岳相重りて、外つ國に於けるが如く、渺茫たる平野洋々たる巨河なく、一望萬頃の農園に乏しといへども、土壤肥沃にして、かの山岳は、秀麗なる風光を添ふるのみならず、よくこれを潤して、千歳潤れざる資源となり、以て山嶺・水涯といへども、嘉穀實らざるはなし。随つて、億兆の同胞はこの樂土に生れ、冷く皇澤に浴しつゝ、世界にたぐひなき敦厚醇美の國風を有てり。

さるを、最近歐米諸洲との交通、いよ／＼繁くなるにつれて、世人動もすれば、商工業の尊むべきを知りて、この業の重んずべきを認めず。それ商工業を興起せしむることは、寔に今日の急務なりといへども、我が天與の地勢を考へ、國民の大數が、これを業とせることを思はば、これまた愚諸に附すべからざることを、智者を待たずして知るべきなり。もしそれ、此の業にして振はざらむか、吾人は何によりて其の食を得、其の生を遂ぐるを得む。古人言へるあり、「農は國家の大本。」と、以てこの業が、國家を經營する基本たることを覺りぬべし。(新體國文讀本)

九〇 農村振興の急務なる所以を論ず

我が邦は豊葦原の瑞穂の國と稱し、農を以て國の本となし、歴代の天皇みな勸農の事に御心を注がせたまひ、或は詔を發して養蠶を奨め、或は野に行幸して賤が生業をみそなはし給ふ。故を以て民草よく皇室になつき、農業益々盛んとなれり。

抑も農村は生産の根源にして、國民の常食物は農民これを給し、工業の原料は亦概ね地方より出づ。されば農村は商工業の寶庫といふも不當の言ならざるべし。

又農村は國家活力の源泉なり。農民は常に空氣清き田園に起臥し、神聖なる勞働に服し、身體自ら強健なること都會人の比にあらず。壯丁の優良なる徵兵検査の成績よく之を證明せり。

農村は又國民道義の根元なり。常に山野に出で、自然に親しむを以て、其の間自ら醇樸の風、剛健の俗を培ひ、彼の隣保相扶の美習と相俟つて、渾然たる國民性を馴致す。

斯くの如く農村は、産業・體力及び國民道徳に於て、國家の基礎となり根本を成す。西人が「農

民は國家の最も價値ある産物なり。」といひしは寔に至言なりといふべし。

近年海外貿易の次第に發展せんとするは、國家の前途に顧みて甚だ欣ぶべきことに屬すと雖も、地方の根基たる農村を培はざれば、眞に商工業の殷盛を望むべからず。國家を樹木とすれば、地方は正に其の根にして、都會は其の枝なり、葉なり、根本を培はずして、枝葉豈繁茂せん哉。

殊に國家の有事に際して、國民の深き自覺を要するは、食料の自給自足即ち是なり。往年の歐洲戰爭明かに之を立證したるにあらずや。如何に強大なる軍備を有すと雖も、食料自給の計確立せざれば、長期の戰爭に堪へて最後の勝利を博すること能はず。將來の戰爭は糧食の如何に依りて決せらる。食料の獨立は即ち國家の自活なり。

農村の振否は、實に國家の興廢に關する重大問題なり。近時我が國識者間に於て農村振興策につき論議せらるゝ寔に故ありと謂ふべし。(公民讀本)

九一 朝鮮の富力増進策

朝鮮は、今年近來未曾有の豪雨に見舞はれた。これが爲めに河流が溢れて、家を浸し、橋を流し、田畠を荒らし、道路を破壊し、人畜が溺死する等の悲劇が所々に演ぜられた。然し此等の害は一部に止り、朝鮮全體より見れば水の供給豊富となりたる爲め、米作に多大の好影響を及ぼし、近來になき豊富なる收穫あるべしといふ。誠に慶賀すべき次第であるが、それについて直に何人の頭にも浮ぶべき考は、あのやうに多く降りたる雨水を幾分にも貯蓄しておくことは出来ぬか、今年の如き豪雨の齎らす水害を防遏することは出来ぬか。由來木に不自由な朝鮮に、若し水の供給が

常に今年の如く豊かであるならば、どれほど其の生産力と富とを増すであらうか等の問題である。此等の問題に對する唯一の答は、盛に植林を行ふにありといふ他はない。山に樹が無い故に、降りたる雨は忽ち山腹を流れて、谷に充ち、河に溢れ、恐るべき力を以て總ての物を流し去るのである。これが爲めに滋養分を含める土壌は洗ひ去られ、砂礫のみ残りて土地は次第に礫礫となり、國の生産力は漸次に減少する。朝鮮は山に樹なく、河に水なく、地に濕なき故に、宛ら營養不良の人が次第に衰弱するが如く、肉體的に死亡しつゝあるのである。故に朝鮮を救済するには、是非とも山に樹を植ゑねばならぬ。植林の事業は直接に利益を得る迄には多くの歳月を要するを以て、種々の急務に追はれつゝある朝鮮に於て、多くの財力を之に充つることは困難であるに違ひないが、併し朝鮮百年の大計を定むる大政策として、現在行はれて居るよりも遙に大なる規模を以て、植林事業を經營せねばならぬ。余にして若し本島の爲政者ならしめば、何事よりも先に此の事業に着手し、何よりも多く此の事業に資を投ずるであらう。植林事業は、樹木其のものゝ生長によりて得らるべき直接の利益の他に、一般農業に非常なる好影響を與ふるものなれば、直接の利益を眼中に置かすとも、之を大規模に經營するは爲政者として正に採るべき政策であると思ふ。(中略)

若しも朝鮮の山が盡く樹木を以て蔽はるゝに至らば、どれ程其の生産力と富とが増すであらうか。要するに朝鮮の富力を増進するの途は、唯全土の山を緑にするに在る。(山縣五十雄)

▲この文は本問に對する好箇の答案なるを以て原文の儘を採録せり。讀者諸君練習のため適當の文語體に改作せらるべし。

九二 殖産興業論

國家の興隆する所以は、一にあらすと雖も、財力豊ならずんば、これを經營發達せしむること能はず。兵力充實すとも、民力富ますんば、その國勢は振はず。政府の財政はもとより人民の富の程度を標準とす。日本の國家は施設すべき事業多くして、莫大なる國費を要し、又既に巨額の國債を負担せり。されば國民たるものゝ忽にすべからざるは殖産興業なり。

我が國は古より農を以て國の本とするが故に、善く耕し、善く耘り、種子を改良し、肥料を精選して農産の増收を圖らざる可らず。養蠶牧畜に精出し、水産を養殖し、礦物を採掘せざる可らず。森林もまた國家の富源にして、兼て水源を養ひ、洪水の憂を除くものなれば、之を繁茂せしめざる可らず。海陸交通の便を加へ、蒸汽・電氣・瓦斯・水力等の自然力の利用を大いにせざる可らず。而して諸般の技術を精練し、商工業を振作し、貿易を殷盛ならしむる等、凡て國家を増益し、國力を發展すべきものは、孜孜として之を努めざる可らず。國家の富力はその信用の根柢なり。凡そ殖産興業に必要なものは、資本金と労働者との一致協力なり。例へば地主は小作人と相助け、農産を豊かならしむるが如く、百般の生産業は資力と勢力との協同に依りて、始めて繁榮を致すものなり。(大隈重信)

九三 交通と産業との關係を論ず

國民經濟の組織は交換を基礎とするものにして、分業に依りて生産せられたる貨財は、交換に

よりて始めて消費者の手に達するを得るなり。而して交換は交通手段(通路・動力・運搬具)によりて始めて其の存在場所を異にせる貨財の轉移を爲すを得べし。故に交通は隔離せる貨財の交換の爲めに一日も缺く可らざる必要手段にして、國民經濟發達の條件たる地方的分業の由て以て成立する所のものなり。若し交通手段にして存せざるか、若くは其の施設にして不備の状態にあらんか、貨財の流通區域は随つて狭少なるべきを以て、生産と消費との關係は又随つて狭隘なる各地方に限られ、各地に於ける需要は隔離せる地方の生産に依りて之を充すこと能はずして、一に其の地の生産に仰がざるを得ざると共に、生産も亦僅に狭少なる需要區域を有するに止まれるを以て、其の發達は到底望む可らず。随つて地方的分業行はれず、延いて國民經濟の發達は期す可らざるなり。

若し夫れ交通進歩せんか、原料の調達を便にし、生産品の運搬を容易ならしめ、且つ事業上必要なる人身並に通信の交通を助けて其の費用を減すべし。殊に現時の生産事業は、其の事業の所在地に於て原料の供給を仰ぎ、又生産品の需要を招くもの少くして、多くは原料を遠く低廉なる産地より求めて、生産品を高く高價なる需要地に配布するものとす。故に交通手段の進歩より生産する生産費の節減たるや、國民經濟を利すること頗る大なりと謂ふを得べし。

なほ又交通の進歩は、從來交通の便存せざりしが爲めに、吾人の用に供せらるゝ能はざりし所の國民の財産をして、其の効用を現はさしめ、若くは其の効用をして、益々大ならしめることあり。例へば運搬の便を欠きたる森林鑛山等が、交通手段の改良若くは擴張によりて生産的利用を受け、或は鉄道沿線の耕作地が鉄道の敷設によりて經濟的利益の増加と共に價格の増加を見るこ

とあるが如し。蓋し是等の影響たる、皆國民財産の價格を増加し、随つて又國富の増進を示すものに非ざるは莫きなり。(加藤晴比古)

九四 河川の効用

試に地圖を披きて、山川分布の状況を觀よ。山峯相連るの間、必ず溪流の流れ出づるを認む。而して其の溪流の集りて河川をなし、流れ流れて、山を去ること漸く遠きに至れば、その兩岸に平地を現じ出すべし。この平野は我等の生活に必要な農産地にして、いはゆる田圃なるものは是なり。田圃のある所には、必ず村落あり、村落の相よれる所には、必ず都市あり。かくして地方生活の組織は成立せらる。

我等の河川は常にこの間を流れて、我等に多大の便益を與ふ。河川は實にその地方の生民の、幸福をもたらし來るの淵源なり。而してそは一に、その河川の水量の多寡によりてわかる。河川の水量にして多からんか、以て舟楫往來の便を通すべく、以て田圃灌漑の用に供すべく、以て無数の魚類を棲ましむべく、以て水車を運轉せしむべく、以て飲料に充つることを得べし。これに反して、河底淺く給水完からざらむか、運輸の便もとむべからず、農業また營む能はず、水車は運轉せず、漁業は發達せず、飲料は仰ぐべからず、その不利實に擧げて數ふべからざるなり。知るべし、河川の効のいかに大なるかを。知るべし、また河川の水量の充乏の、その地方の住民に、いかに大なる影響を及ぼすべきかを。茲に於てか、我等は常に河川の水量をして、充足たらしめむことを計らざるべからず。さらば之をいかにせば可ならむか。

他なし、その水源を涵養するにあるのみ。之をなさむには森林を保護し、森林をして常に鬱茂たらしむるより、よきはなし。(柴田榮吉)

九五 森林の効用

由來我が國は、歐米諸國とやや生活の趣を異にして、家屋を始め日用の器物、農工商業の具も亦多く木材を使用し、その外、暖を取るにも、食物を煮るにも、主に薪炭によるを常とす。かくの如く、樹木は我等の生活上に必要なものならず、著しく風景の美觀を添ふるものにして、春の花、秋の紅葉、夏の青葉、雪ふる冬の眺めにも、樹木なければ其の山いかに高くとも、何等の風情があらむ。

森林の必要なることは、ひとり以上に止まらず。水源を養ひ、洪水を防ぎ、また氣候を調和する効あり。概して森林は、高所において万樹枝をさし交し、日光之を遮るが故に、これを平地に比すれば温氣低し。されば水蒸氣は容易に凝集して雲霧となり、又雨となる。これ平地は晴天の時に於ても、山地にありては雨ある所以なり。

第一、樹木繁茂する時は、大雨沛然として山を洗へども、その枝葉雨水を支ふるために、一時に地上に降ることなし。また山林の地には落葉堆積し、加ふるに墟土あり、且つ樹木の根縦横に張りたれば、これに水分を止めて容易に蒸發せしめず、また一時に流出することなく、その水分は一先づ地中に入りて後徐ろに溪谷に流れ出づ。かるが故に大雨の時にも、川の俄に漲ること稀にして、雨少き時も源泉常に滾々たり。これがために森林は、一方には水源を養ひて、旱魃の害

を免れしむると共に、また一方に於ては、洪水の難を免れしむるの効あり。

總じて樹木少なき地方は、寒暑ともに烈しけれども、樹木多き土地は、氣候極めて温和なり。これ森林の氣候を調和するによる。即ち森林多き地方は、夏涼しくして冬暖かなり。夏涼しきは、樹木がその生分として、地熱の外に大氣中より温熱を吸収すると、枝葉が陰翳をなすためにして、冬暖きは、樹木が冬には殆どその生長を休止して、温熱を要すること少きために、寧ろ我れより熱を放ちて大氣を暖むると、寒風を防ぐとによるなり。

この外森林は、空氣を清潔にして、人畜の健康に益し、果實を興へ、菌叢を生ずるなど、その効用一々擧ぐるに遑あらず。されば森林の濫伐を禁ずるは勿論、今日の學理的造林法によりて、その保護培養に力を致さざるべからず。(堀内新泉)

九六 水源涵養の必要を論ず

本邦の地勢を按ずるに、内地は一面に山峰重疊して無數の源泉此の間に發し、滾々として流れ大小の河となり、沃野を横りて田圃灌漑の用に供し、舟楫往來の便を通じ、幾多の魚介をすましめて生民の食料を供ふる淵源となれり。「山川は國の本なり」とは、今より二百年以前に熊澤蕃山翁の唱へし所なり。實に千歳不朽の金言にして、これ翁が水源の涵養を教へんとての警語なりける。思ふに水源涵養の道は森林を保護するにあり。森林の中は寒冷濕潤にして、雨ふるも蒸發すること少く、雨水は葉より枝、枝より幹につたばり、纒に流れて地面に降り、一たびは落葉蘇苔に吸収せられ、漸く地面に滲入して岩石の罅隙に滲み、遂に集合し又流動して、徐に地表に

湧出す。これはいゆる源泉なり。されば山岳にして樹木翁鬱たれば、溪流潺々として流れて常に絶えず。河底深くして水量多ければ、民はこれによりて生業を營むべきも、一旦樹木を濫伐するときは、更に落葉のつもるものなく、蘚苔亦滑かならず、地面は全く暴露して水氣は忽ち蒸散し、水源乾きて昨日まで滔滔たりし大河も遂には糸の如き細流となり、旱天日を亘る時は、忽ち灌溉にだに苦むるに至る。かくて、一朝瀧の如く降りしければ、雨滴は劇しき墜力を以て禿地を打ち、漸く集りて多量の水となり、一湯千里の勢にて溪間に奔流し、土砂はやうやく剝離して、岩骨遂に露れ出づ。その露出したる岩石は、又風化して潰碎し、漸く崩れ行きて底止する所なく、全山遂に不毛に歸し永世拯ふべからざるに至るものなり。さて潰碎したる土砂は、雨ふるごとに、濁流となりて流れ出で、水底に堆積して河床を高起せしむるを以て、暴雨來ることあらば、水流一時に高まりて、遂に洪水の氾濫を來し、堤防を決潰して、多くの人畜を傷ひ、財産を流失すべし。我邦、近來各地に水災の頻に到るは、山林濫伐に基するもの少からず。實に歎すべき事ならずや。苟も洪水の禍源たる山林を修むるにあらずば、いかに巨額の資を投じて、末流の荒堤を修むるも、そのみにては、到底この害を防ぐこと能はざるべし。國民たるもの、誰か思を水源の涵養に致さずして可ならんや。(關根正直)

九七 海と文明との關係を論ず

文明の進歩は盛に他國と交通して、有無相通じ、長短相補うて、知識を進め、富力を増すことに俟たざる可らず。されば他國と交通すること最も頻繁なる國民は、文化の最も發達せる國民な

り。陸上の交通ははじめ徒歩により、次いで車馬を用ふるに至れり。されば陸上交通の發達はまづ道路の完成に俟たざるべからざりき。而して近世汽車の發明あるや、年を追うて發達普及し今や陸上の交通は昔と全くその面目を改むるに至りぬ。鐵道の延長の長短は或る意味に於てその國の文明の高低を計るの尺度とも見るを得んか。

然れども他國民と交通するには陸上による場合は甚だ尠くして、多くは海上の交通に俟たざるべからざること事新しくいふまでもなし。されば海上の交通の最も發達せる國は文化の最も進歩せる國なることまた自明の理なり。されば文明の源は海上にありといふも過當にあらざらむ。然り、海は文明を生むの母なり。澎湃たる波の音はこれ實に文明の産聲なり。されば海に面して世界各國との交通に適當の位置を占め、海岸の出入甚しくして良港灣多き邦國は、已に燦爛たる文明の起り、若くはまさに起らんとする邦國なり、三千年の昔、希臘・羅馬の文化赫々たりし、現時英國・米國の國運隆々たる。はた我が大日本帝國の蒼然鬱乎として起らんとする、皆これ海の資なりと云はざるべからず。(作者不詳)

九八 海外移住を奨励す

今日の世界は、交通機關の發達と同時に、其の相互間の利害も亦愈々密接なる關係を生ずるに至り、最早いかなる國家といへども孤立すること許さず。故に國を治むるには、廣く全世界の利害關係より打算するにあらざれば、到底其の國は成立し能はざるに至りぬ。茲に於てか其の國民たるものも、亦我は世界の民なり、地球上到る處我が自由なる住居なりとの思想を以て、世界

的發展を爲すに非ざれば其の國家をして眞の強大ならしめ、民力を擴張せしむる事を得ず。即ち彼の英獨人等が、世界の到る處に大なる勢力を有せる所以は、地球上到る所に往いて生計を營み、到る處に發展し、到る處に富を作るが故に外ならざるなり。

されば國民が世界的に發展し、雄飛せんとするには、須らく世界の文明に觸れて之れと同化するの用意なかるべからず。即ちこの用意を教ふるものは教育の力にして、健全にして廣量なる教育を以て國民に世界的智識を與へ、而して他の民族との競争に充分堪へ得る丈の實力を養成し置かざる可らず。彼の英獨人が何故によく今日の如き強大なる民族となるを得しかと云ふに、それは人口の過剰と、生活難と、政治の缺陷と、強大なる他國の壓迫とより、刺激され發奮したる結果なり、凡て世界的に活動すべしといふ國民教育が完全に普及され發達して、海外發展の志旺盛なる人民を有せる國家は必ず強大となり、之に反せる國民或は國家は遂に衰亡の悲運に陥るを免れざるは過去の歴史に徴しても既に明かなり。

彼の國家を經營する能力に乏しと稱せらるゝ支那人に於てすら、猶よく海外發展の巧妙にして世界に於て侮るべからざる勢力を有せり。況してや我が日本國民たるもの、斯る狹隘なる國內に何時迄か食物の不足を訴へ、同族相食みて悲しき叫喚の聲を發するの要あらんや。(大隈重信)

九九 外國貿易の必要を論ず

人各々其の長する所の技能に依つて業を營み、以て生産をなしたるときは、互に之れを交換して、有無相通の道を開かざるべからず。これに於てか其の交換を媒介するの分業的行爲を必要と

するに至り、交易亦從つて起る。蓋し交易は財の交換を媒介する行爲にして、分業の結果によりて生じ、需要・供給の關係によりて維持せらるゝものとす。社會の進歩未だ十分ならず、通商制度亦猶幼稚なる時代に於ても、交易行はれざりしにあらずと雖も、其の範圍甚だ狹隘にて、僅かの一國內に於てのみ行はるゝに過ぎざるなり。抑々人類は個人個人、各其の長所を異にするのみならず、各國家に於ても、土地・風俗・氣候・習慣を異にするを以て、其の國土に適する生産業に従事せざるべからざれば、國民全體としての才能技藝も、亦各國其の趣を異にせざるべからず。されば社會進歩し、通商制度の發達するに従ひ、從來單に狹隘なる範圍内に於てのみ行はれたる交易は漸次膨脹擴大して、各國特有の生産物を以て他國特有の生産物と交易するに至るべし、外國貿易是れなり。今日通商貿易界に於ける宇内の形勢を見るに、恰も昔日に於ける一國家の如く、往時の國家的商業は、進んで今日の社會的大商業となりたるもの、實に通商制度發展の賜なり。

(赤司鷹一郎)

一〇〇 工藝を發達せしめざる可らざるの論

工藝の進歩は、各種の製造物品を改善し、以て商業の發達を促すを以て、商工業は、猶車の兩輪の如く、固より其の何れを輕重すべからず。故に商業に依りて國富を増進せんとするには、又工藝の進歩を圖らざるべからざるは勿論なり。乃ち蒸氣・電力・水力・瓦斯等を利用して、百般の技術工藝を練達せしめ、以て善良優秀なる物品を製作し、又偉大なる發明を遂げ、内は國民の需要を充たし、外は貿易を殷盛ならしむるを要す。

然れども、工製品の進歩を圖り、又偉大なる發明を爲すに當りては、理化學及び教理の知識に俟つもの、最も多きを以て、比較的此等の知識に乏しき我が國民は、常に物質的文明に於て、泰西諸國に遜色ある所以なり。故に國民は此等の知識の缺乏を自覺して、益々奮勵研鑽する所なくんばあるべからず。

工業の發達進歩は、工場増加、設備の擴大、會社の勃興増設を來すを以て、特に資本主と労働者の一致協力を要するに留意すべく、其の従業者の誠實如何は、又信用の厚薄に關すること、商業に於けると毫も異なる所なきを自覺し、假令一小玩具品と雖も、風俗を害するが如き物品を製作し、徳義を顧みずして、唯私利に急なるの不良行爲を嚴戒すべきなり。(日本國民訓)

一〇一 習性となる説

習慣とは俗にいふ癖なり。「人ごとに一つの癖はあるものを我にはゆるせ敷鳥の道。」とよみたる人もあるごとく、何人も癖のなきものなし。「なくとも七癖。」ともいふにあらすや。癖は生れつきのものにはあらす、又外より急に來りしものにもあらす。同様の行爲を幾度も繰り返して、我知らず行ふやうになりしものなり。多くの習慣は知らず識らずの間に作らる。善き習慣ある人は幸なり。時間を守る習慣、慾を節する習慣、小事にも注意する習慣、物事を整理する習慣、言語を慎む習慣、早起の習慣等は人を成功に導く。悪しき習慣ある者は不幸なり。一つの悪しき習慣は、いつしか更に他の悪しき習慣を伴ひ來りて、惡癖愈々裏り、はては人を導きて墮落の淵に陥れざればやまず。

善き習慣は心の光澤なり。器物をみがくに數回にしてやめば、光澤を生ずるに至らざれども、幾百千回となく努めて之を續くれば遂に美しき光澤を發す。善き習慣を養はんとするも亦之に似たり。悪しき習慣は心の錆なり。鉄の如く堅固なりし人も、少しく氣を緩むれば忽ち挫くること、たとへば光澤ある鉄器も、暫く之を放置すれば忽ち錆を生ずるが如し。而して生じたる錆は早く之を拭ひ去るにあらざれば、次第に腐蝕の度を進めて遂には其の本性を失ふに至る。

習慣は第二の天性なり。故に之を改むること困難なり。されど全く出來ざるにはあらず。少年の頃は變化の性に富めるものなれば、此の際に注意せば、惡習慣を去り、善習慣を涵養すること困難ならず。但し善き習慣は破れ易し。一度作り上げたる朝起の習慣も、些細なる怠慢より忽ち破るゝことあり。之に反して惡しき習慣は、知らず識らずの間に増長すること容易なり。

(澤柳政太郎)

一〇二 知るは易く行ふは難き説

人は生れながらにして善惡をさとる。是れ良心あればなり。されど、磨きて其の光を放つこと、宛ら玉を磨きて其の光を増すが如し。此の良心の命するがまゝ、に行ふを善き行といひ、行ふこと良心のまゝならぬを、邪なる行とはいふなり。されど、世の惡しきわざは、概ね知らずして行ふにはあらで、多くは知りて道を踏まざるにあり。慨はしきことならずや。惡の行ひ易きこと、水の低きに就くが如く、善の行ひ難きこと、車を曳きて高きに登るが如し。世には智者多し。しかも、徳ある人の妙なきは、行ふことの難ければなるべし。されど、知るはもと行はんが爲なり。

縦令よるづの文に滯りて、學びの奥ふかく分け入るとも、身に行ふことなかりせば何かせん。却つて行を亂り、身を過る基なるべし。縦令知ること少なくとも、よく道を辨へ心勇みて之を行ふは、まことの人の人なり。君には思なるを知りて行はざるは、知らずして不忠を振舞ふよりも、其の罪輕からず。口には玉の音を吐きながら、行ふことの卑しきは、むげに心おとりせらる。世の遷り變るにつれ、人は益々利慾の末に走りて、行を顧みざるは如何にぞや。我等もこゝに鑑みて、此の難き業を行ひ、徳ある人とこそならまほしけれ。(國分正憲)

一〇三 獨を慎むの説

諺に、「惡事千里を走る。」とも言ひ、「天知る地知る。」とも言ひて、惡しき事は必ず顯れ易く、我れ獨にて何人も知るまじと思へる陰事も、何時かは顯れざることなきものなり。されば、我れ自ら惡しと思ふことは、人の見聞すると否らざるとに關らず、心して之を行ふべからず。斯く人の見るところ、聞くところにては言ふも更なり、たとへ、その見ぬところ、聞かぬところにては、惡しと信ずることなば、決して行はぬやうにするを、獨を慎むとはいふなり。獨を慎むは、たゞ我が爲せる惡事の、他人に知られんことを怖るゝが爲めに、之を爲すにあらず。以て我が身を修め、わが心を正し、内に省みて疚しきところなく、外に對して愧づる所なからむを期するなり。他人の見聞せざるを伴として、陰に惡事を行ひ、邪念を懷くあらば、其の心の卑劣なるのみかは、次第に我が誠を失ひり、わが行を破り、遂には世の信用を失ふに至るべし。恐るべきかな。然るを、世の人多くは、人の見聞すると否とによりて、その行を二つにするをば、さばかりの惡事と

は思はで、公衆の前にては、孔子も釋迦も及ばぬばかりに振舞ひながら、人の見ぬところ、聞かぬところにては、匹夫匹婦も屑しとせざる程のことをして憚らざるなり。あさましとも、あさましからずや。獨を慎むは、何人にも大切なること言ふまでもなきことなるが、人の師表たる者には、わきて缺くべからざる常德といふべきなり。(遠山操)

一〇四 志ある者は事遂に成るの説

學問は先づ志を立つるを以て本とす。志とは心の行く所なり。道を知り行ひて君子に至らんと思ふ心常に懈りなく、念々己まざるを志を立つるといふ。志立たざれば學ぶ事成就せず。故に古人も「志ある者は其の事遂に成る。」といひ、又志を立つるは學の半なりと云へり。例へば、弓射る者の的に志し、道行く者の宿りに志すが如し。萬の事先づ本を務むべし。志を立つるは學問の本なり。志を立つるには勇猛なるべし。柔弱にして怠るべからず。怠れば効なくしては行かす。道を求むるに切なる志は、たとへば餓えて食を求め、渴きて湯水を求むるが如くなるべし。わづかに悠々として、怠れば志廢る。たゞ此の道に心を一筋にすべし、外物に心を奪はるべからず。「物を玩べば志を衰ふ。」と尙書にもいへり。いふ心は、耳・目・口・體の好む所の外欲に耽り、外物を好み、或は無益の雜藝を好き好みて、心を傾くるの類は、皆これ物を玩ぶなり。かくの如く外物に心をうつせば、道を學び君子さなる志を衰ふ。程子曰く、「專一ならざれば、直に遂ぐることをあたはず。」といふこゝろは、一筋になさざれば行ひ遂ぐることを難し。專一とは、たとへば猫の鼠をねらふが如く、鷄の卵をあたくむるが如く他念なかるべし。心あなたこなたにわかるれ

ば、學問・道義の心はおとろへすたる。文藝武藝は誠に士たる者の習ふべきことなれば、つとめ學ぶ可し。(貝原益軒)

一〇五 青年讀書會設立趣意書

夫れ書は智識の寶庫にして亦吾人の良師なり。苟も智を愛し徳に志すもの、一日もこれを忽にすべからず。今や讀書界は漸次擴張せられ、印刷出版の術は長足の進歩をなせり。これ國家の慶事にして志ある者の福音なり。されど萬卷の書を濫獲し、又これを究めんば、到底吾人の能ふ所にあらず。況や汗牛充棟の書を讀破せんとするに於てをや。良書を選定するの要是に於てか生ず。吾人固より讀書の趣味を有す。されど身は學窓にあり、購ふに餘財なく、以て浩瀚の書を得難し。是に於てか一策を案じ、青年讀書會の設立を見るに至る。則ち零碎の贖金を募り、廣く良書を求め、以て會員諸士の回覽に供するの外、月に一回適所に會合し、其の讀みたる書に就きて感想を談じ、所信を披瀝し、相互智識の交換啓發を計るにあり。今や酷熱去りて秋天高く、夜色清うして氣爽かなり。讀書の好季にあらずして何ぞや。希くは同好の士、幸に吾人の趣旨を諒せられ、別に定むる所の細則に依り、奮つて賛同の榮を賜はらんことを。(國分正憲)

一〇六 青年矯風會設立趣意書

近頃青年の風儀甚だ頹廢して奢侈遊惰を好むの風を生じ、剛健眞摯の士日に少からんとするは、洵に痛歎に堪へざる所なり。由來本村は地僻陋なれども、敦厚俗をなし、孝順節義の道行れ、長

幼尊卑の序立ち、勤儉産をなす者多く、家々給し人々足るを以て誇とせしに、今や則ち昔日の面目も存するものあるなし。今に於て之が救済の道を講ぜずんば、竟には國家百年の害を胎すに至らんとす。思ふに青年の氣風の良否は、其の及ぶ所頗る廣く、之を小にしては一郷一郡の消長に係り、之を大にしては一國の隆替に關す。況や帝國は今や列強の伍班に列し、世界の強國と其の雄を争ふの時機に際會し、國家が青年に期待する所多きを加ふるものあるの時なるをや。不肖等技に見る所ありて、青年矯風會を設立し、別記の方法に準じて本村青年諸氏の志操を練り、份勤勉尙武の美風を興し、以て一村將來の面目を更新せんことを期す。幸に有志諸君の熱心なる贊助と後援を得て、その目的を貫徹せんことを冀望して已ます。(村山熊太)

一〇七 町村合併處分の申請文案

何郡何村は縣の西北部に位し、南北何里、東西何里、面積幾許にして、三面山を負ひ、僅に南方の一部のみ平地に接續する地域にして、人口何千、戸數何百に過ぎざる小村なり。本村の地理以上の如きを以て交通の便を缺き、富の程度至て低きは、添附の別紙調書の通に候。然るに國家及び上級自治體の財政の膨脹に伴ひ、本村の負擔も著しく擴張せられ、且つ社會の進歩に伴ひ、教育・衛生・勸業・土木・水利等の施設に要する經費、年々多きを加へ、村費の増加實に驚くばかりにして、之を村民の收入に比すれば、別表の如く頗る過重なるものに候。是れ我が村の自治經營上忽諸に付すべからざる事に屬するを以て、夙に有志相謀りて殖産興業の途を講ぜしむ、前陳の如き地勢なるが爲め、好成績を擧ぐる能はず益々困難に陥るの一方あるのみ。加之近年村民の他

に移住する者漸く増加せんとするの傾向を生ぜしを以て、今後數年間此の状態を繼續せんか、愈々村民の疲弊と減少を來し、復救ふべからざるに至るは、火を賭るより明なる所なり。然るに本村の南部に位せる何村は、南北何里、東西何里、面積幾許、人口何千、戸數何百にして、地理相接し其の風俗・習慣・生業・財政等略ぼ我が村と同一の状態なるを以て、此の際二箇村を合併せんか、交通の便を増し、産業の途開け、諸般の設備計畫を遂行するを得て、漸次自治の美果を收むるに至るべきを信ず。仍て右兩村會の議決に因り、別紙各種の調書相添、兩村合併の儀申請仕候間、關係町村會の意見を徴せられ、可然御處分相成度候也。

一〇八 農産物共進會開催に付出品勧誘方を依頼する文

今般當縣に於て、農産物共進會開催致候に付ては、隣接各府縣の出品を得候時は、自他を裨益する事尠からずと存候間、貴管下の農會に對し、出品方御勸誘被成下度此段及御依頼候也。

一〇九 某縣に於て普通試験を施行するに當り曩に該試験を行ひたる他の縣に對し參考事項問合せの文

不日本縣に於て普通試験施行可致に付ては、昨年貴縣に於て施行相成候該試験に關し、參考の爲め左記の事項承知致度候間、御回報相煩度此段及照會候也。

- 一、試験問題
- 二、試験問題選定の方法

一一〇 甲官廳より其の採用すべき人物に付き乙官廳に照會する文

元貴廳屬何某今般當縣に於て採用可致候に付ては、貴廳在勤中の勤惰の狀況、操行及び辭職の理由承知致度候間、詳細御回報相煩度此段及照會候也。

一一一 土藏新設に關する意見を長官に具申する文

當廳に於ける保存書類藏置の土藏は、僅に三間と四間のもの一棟のみに有之、従前に於ても既に狹隘を感じ居候折柄、近時時局の影響上事件類に増加の爲め、殆ど整理藏置の餘地なきに至り、目下は雜然庫内に堆積して漸く間に合せ居候様の次第にて、必要書類取出し等に際し尠からざる時間と手数を要し、事務進捗上多大の關係有之候間、此の際更に一棟新築を請ひ、書類保管上遺憾なきを期し度存意に御座候。付ては本年度新營費に於て御繰合せの上至急新設方御詮議相成度、若し豫算御差繰の餘地も無之候はゞ、來年度に於ては必ず御採用相成候様願上度、此段及具申す也。追て舊土藏の北に隣接して約五十坪の空地有之候に付、此處に新築の上、廊下を以て舊土藏と接続せば最も便利と存候。此段爲念申添候也。

一一二 廳舎の改築を長官に具申する文

本廳舎は開廳の當時民家を買受け、間取模様替の上今日迄使用致來たりたるものに有之候處、建築法其の宜しきを得ざるは勿論、既に多くの年月を経候爲め所々に腐朽損壞の個所を生じ、到底之が修繕使用の見込も無之、且今回事務の範圍擴張せられ、人員も増加相成候に付、俄に廳舎狹隘を告げ執務上尠からざる支障を生じ居候條、至急係員を御派遣實地調査の上改築の儀何分の御詮議相煩し度、別紙圖面及設計書相添此段及具申候也。

一一三 火災の況狀を知事より内務大臣に報告する文

昨夜九時打電致置候通、昨日午後七時當廳附近に出火有之、午後八時半鎮火致候。此の際全燒二十月、半燒十三月に及び、當廳附屬倉庫一棟も亦全燒致し、他の建物にも多少の損害を蒙り候。右損害金額は精細調査の上追て報告可致候へ共、倉庫内に保存の書類・物品等は悉皆搬出致候に付、其の損害は建物に止り、總金額約五千圓の見込に有之候。此段不取敢及報告候也。

一一四 意見回報の督促文

本年八月十五日付勸第二五號を以て、農産品評會開催の件に付、内務部長より御意見御回報相煩はし度由御依頼致し置き候處、右取纏めの都合も有之候に付、御多忙中とは存候へども、至急御意見承知致し度此段再應及御依頼候也。

作文 終

國語漢文

國語漢文

- 1、國語・漢文の問題は、何れの試験に於ても、概ね漢文一題、國語一題、熟語數題を出して、其の讀方・解釋等を求むるのが普通であるが、なほ種々變つた方法で出ることが少くない。故に成るべく種類の異つた、而かも試験に能く出る問題のみを集めて掲ぐることにせり。
- 2、先づ問題出し方の例を擧げて其の標準を示し、次に漢文・國語・熟語に區分して掲載する。

一 左の文に句讀訓點を施し且つ全文を解釋せよ

秀吉之在關東也遊於鎌倉觀源賴朝塑像進撫其背曰「若我友也徒手取天下唯有吾與若而已然若承繼名族不如吾起人奴也吾欲遂略地至

明若以爲如何」
秀吉之在關東也遊於鎌倉觀源賴朝塑像進撫其背曰。「若我友也。徒手取天下。唯有吾與若而已。然若承繼名族。不如吾起人奴也。吾欲遂略地至

明。若以爲如何」
豊臣秀吉が關東に在つたとき、相州の鎌倉に遊び源賴朝の像を見て、其の背を撫でて「汝は己が友達である。空手で天下を取つたものは唯吾と汝とばかりである。けれども汝は名族の後を承けて居る者であるから、己が人の奴僕から身を起したのには及ばない。吾は天下を統一したから、是

作文

國語漢文

一三

から進んで明國にまで手を伸ばさうと思ふのである。汝はどう思ふか。」と云つた。

註

- (イ) 句讀 句讀とは文章中の一小區分の名稱にして、文の切れ目を句と云ひ、語句の切れ目を讀と云ふ。例へば「山高、水清。」は句にして、「山高、」は讀なるが如し。而して「。」を句點、「、」を讀點、併稱して句讀點と云ふ。然れども普通は此の如く兩者を區別せず、文の切れ目にも、語句の切れ目にも、總て「。」を用ふることになつて居る。
- (ロ) 訓點 返り點と送り假名とを總稱して訓點とも云ふ。
- (ハ) 白文 漢文の句讀點及び訓點のなきもの、即ち漢字を並べた文章を白文と云ふ。

二 左の文を口語を用ひて解釋せよ

器は、入るゝものをして、おのが方圓に従はしめんとし、袋は、入るゝものに従ひて、おのが方圓を必とせず。實なるときは、肩にあまり、虚なるときは、疊まれて懐にかくる。虚實の自在を知る布の一袋、壺中の天地を笑ふべし。

器は其の中へ這入る物をして、方圓になり圓形になり、凡て自分の形の通りに其の形を變ぜしめようとし、袋はその中へ這入る物の形につれて、方ともなれば圓ともなり、自分の形をどのやうにも變化せしめるのである。そして、内に物の這入つて居るときには人の肩にあまるほど大きくもなり、空虛のときには疊まれて人の懷中に匿れて了ふ。かやうに自由自在に虚となり實となることを心得て居る布の一袋は、窮屈な天地に踞踏して變通の妙を知らない世人を笑ふであらう。

三 左の句に讀方を附し且つ其の意義を解釋せよ

- (一) 繁文縟禮 (ハンブツレイ) 規則や禮節がこまかくしきこと。手續などのわづらはしきこと。
- (二) 義勇奉公 (ギユウホウコウ) 君國のためにより身を犠牲となして力を盡すこと。
- (三) 社會奉仕 (シャヤクワシ) 社會全體の福利増進を目的として努力すること。
- (四) 暗中飛躍 (アンチユウ) 秘密裡に各種の運動又は活動をなす事。重に政治方面の場合に用ふ。
- (五) 國民精神 (コクミンシン) 國家のために盡す國民の氣風。國家の擁護發達を圖る國民の精神。

一 左の文章に語讀・反點を附し且つ之を解釋せよ

山崎闇齋嘗問群弟子曰方今彼邦以孔子爲大將孟子爲副將率騎數萬來攻我邦則吾黨學孔孟之道者爲之如何弟子咸不能答曰小子不知所爲願聞其說曰不幸若逢此厄則吾黨身被堅手執銳與之一戰擒孔孟以報國恩此即孔孟之道也

山崎闇齋。嘗問群弟子曰。方今彼邦。以孔子爲大將。孟子爲副將。率騎數萬。來攻我邦。則吾黨學孔孟之道者。爲之如何。弟子咸不能答。曰。小子不知所爲。願聞其說。曰。不幸若逢此厄。則吾黨身被堅手執銳與之一戰。擒孔孟以報國恩。此即孔孟之道也。

山崎闇齋が嘗て多くの弟子共に向つて、「今若し支那から孔子を大将とし、孟子が副將として、數萬騎を率ゐて我が國を攻めて来たならば、吾々孔孟の道を學ぶ者は如何にしたら宜しからうか。」と問はれました。ところが弟子共は一人として此の間に答ふことが出来ないうで、「私共は如何にして宜しいか分りませぬ、何卒先生の御意見を御聞かせ下され度い。」と申しました。そこで闇齋が云はるゝには、「若し不幸にして斯の如き難に出會うたならば、己むを得ぬから吾々孔孟の道を學ぶ者は身を甲冑に堅め、手に刀槍弓箭を執りて之を遊へ撃ち、我が國に冠をなす孔子や孟子を捕虜にして國の御恩に報いねばならぬ。斯くてこそ誠に能く孔孟の道を守りたるものと云ふべきである。」と教へられました。

二 左の語に讀方をつけて解釋せよ

- (一) 乙夜之覽 (イチャヤ) 天子の御嘗見のこと。唐書に、天子は乙夜を以て讀書の時と定められたりと云ふ故事より出づ。乙夜は今の午後十時なり。
- (二) 鵜蚌之爭 (イツバウ) 兩者が相争ふ間に第三者に其の利を奪はるゝことを云ふ。鵜と蚌とが水邊に争うて居る間に共に漁夫に捕へられたりと云ふ故事より出づ。
- (三) 竹帛之功 (チクハク) 書物に書き記される程の功績と云ふことなり。昔、支那にて紙のなかつた時に、文字を竹簡又は布帛に書きし故、書物を竹帛と云ふ。
- (四) 莫逆之友 (バクギャク) 意氣投合して心に逆ふことなきの義。即ち親しき友人のこと。
- (五) 乞骸骨 (カイクツ) 老臣の辭職を願ひ出づること。年老いたるを以て骸骨に喩ふ。

三 左の二問題中第一は其の意義を解釋し第二は片

假名の語に漢字を填めよ

- (一) さても保元の亂は、前古未曾有の大變にして、天慶以後兵革動くこと屢々なれど、輦轂の下に於て、骨肉相鬪ぎ、道義地を拂ひしこと、此に過ぎたるはなかるべし。これより源平迭に時を得て、皇室陵夷の端全くこゝに開けぬ。
 - (二) コンニチの如きモハヤチヤクニクキヤウシヨクのセカイよりヨミガへつて、チヤクセウヨウゴのシヨクワウのカガヤきたるセカイのスウセイに於てはケツしてヘンケフなるシキケンをチスべからず。
- さて保元の亂は、昔から未だ會てなかつた大事變で、天慶の亂以來戦争は度々あつたけれども、帝都に於て父子兄弟が相争ひ、道德や義理の廢つてしまつたことは、此よりひどかつたことばなからう。これから源平が迭に勢力を得て、皇室の衰へる端緒は全くこゝに開けたのである。
- 今日の如き最早弱肉強食の世界より蘇つて、弱小擁護の曙光の輝きたる世界の趨勢に於ては、決して偏狭なる識見を持すべからず。

(一) 漢 文

△左の文章の讀方を問ふ

(一) 樹欲靜而風不停子欲養而親不待、往而不來者年也不可再見者親也
樹靜ならんと欲すれども風停まらず、子養はんと欲すれども親待たず、往いて來らざる者は年なり、再び見るべからざる者は親なり。

(二) 勞心者治人勞力者治於人治於人者食人治人者食於人
心を勞する者は人を治む、力を勞する者は人に治めらるゝ、人に治めらるゝ者は人を食(ヤシナ)ひ、人を治むる者は人に食はる。

△左の文を漢字交り文に書き改めよ

夫運籌帷幄之中決勝千里之外吾不如子房鎮國家撫百姓給餽餉不絕糧道吾不如蕭何連百萬之衆戰必勝攻必取吾不如韓信此三人者皆人傑也

夫れ籌を帷幄の中に運らし、勝つことを千里の外に決するは、吾れ子房に如かず。國家を鎮し、百姓を撫で、餽餉を給し、糧道を絶たざるは、吾れ蕭何に如かず。百萬の衆を連れ、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取ることば、吾れ韓信に如かず。此の三人は皆人傑なり。

△左の文に送假名及返點を附せよ

登高使人心曠。臨流使人意遠。讀書於雨雪之夜。使人神清。舒嘯於丘阜之巔。使人興邁。

登^{シバキニメ}高^ニ使^ニ人^心曠^{カラ}。臨^シ流^レ使^ニ人^意遠^{カラ}。讀^ニ書^於雨^雪之^夜。使^ニ人^神清^{カラ}。舒^{スレバ}嘯^於丘^阜之^巔。使^ニ人^興邁^ニ。

△左の語の讀方及意義を問ふ

(一) 始如處女後如脫兔

始は弱く見せて敵に油断をさせ、後には檻から飛出した兎の如く、勢強く當るを云ふ。

(二) 千人之諾諾不如一士之諤諤

千人の諾諾は、一士の諤諤に如かず。多くの愚者がたゞハイハイと承諾するのは、一人の賢者が直言して正義を争ふにはかなはぬ。

(三) 懸羊頭賣狗肉

羊頭を懸けて、狗肉を賣る。店頭羊の頭を釣して置いて狗の肉を賣ること。看板に偽ありと云ふ意。近年此の手が多い。

△左の文に句讀訓點を附し且つ其の意義を解釋せよ

(一) 夫欲擔萬般之責任於一身自非堪至難至難綽綽有餘裕者則不能也
夫^レ欲^シ擔^ニ萬^般之^責任^於一^身自^非堪^至難^至難^綽綽^有餘^裕者^則不^能也。

夫^レ欲^シ擔^ニ萬^般之^責任^於一^身自^非堪^至難^至難^綽綽^有餘^裕者^則不^能也。

それ有らゆる責任を一人で引き受けて行かうとするには、非常な艱難辛苦に堪へ忍び、而もゆつたりとして餘裕のあるものでなければ到底出来ぬことである。

(二)木強則折革固則裂齒堅於舌而先之敝

木強則折。革固則裂。齒堅於舌。而先之敝。

木が餘り強すぎると折れ易く、革が固すぎると裂け易い。齒は舌より堅いが却て柔い舌よりも先きに敝ぶれる。柔よく剛にかつての意。

△左の文に句讀訓點を施し且つ全文を解釋せよ

所貴^ハ於^ニ士^ニ以^テ其^ノ有^ル氣^節無^キ氣^節非^ル士^也。士^ニ有^ル氣^節不^レ獨^リ以^テ立^ツ。其^ノ一^身也。足^リ以^テ維^持國^家。定^ム天^下之^安危。國^之有^ル士^氣也。猶^ホ家^之有^ル柱^也。舟^之有^ル楫^也。舟^無楫^則覆^家無^柱則^傾。國^無士^氣則^亡。

士の貴いわけは其の人に氣節があるからである。氣節が無ければ名は士でも實は士ではない。士に此の氣節があれば、唯其の一身を立てるばかりでなく、國家を維持し天下の安危をも定めるに

足るものである。國に士氣のあるのは、恰も家に柱があり、舟に楫があるやうなものである。舟に楫がなくては舟が覆へり、家に柱がなくては家が傾き、國に士氣がないときは國が滅亡する。(註)本文は最初に白文を掲ぐる筈なれども、紙数を節約せんがため之を省けり、以下之に倣ふ。

△左の文に句讀訓點を附し且つ全文を解釋すべし

是より以下、同種類の問題は一々題を掲げず、之を列記することとせり。
(一)余嘗遊^ニ嵐^山。戀^賞至^レ夕。不^レ能^ハ去^ル。既^ニ遇^ヒ月^出。益^ニ覺^ユ嬋^娟。遂^ニ留^宿焉。翌^ニ早^候。旭^日升^レ。復^ニ出^觀之。芳^霧溢^ニ溪^山。又^ニ爲^一奇^也。於^ニ嵐^山之^景。庶^ニ幾^盡之。

余は以前京都の嵐山に遊び、其の景色のよいのに見とれて、夕方になつても立去ることが出来ず、其の中に夜に入つて月が出るのに遇ひ、益々美しいのに感じて、遂に宿に泊つた。翌朝旭日の昇るのを待つて再び出て見れば、芳しい花を包んだ霧が溪や山に一面溢れてゐて、洵に奇しき景であつた。余は嵐山の景色を殆ど見盡したと言つてもよからう。

(二)陳涉少^シ與^レ人^備。畊^之。上^ニ。恨^然。久^レ之^日。苟^モ富^貴無^ニ相^忘。備^者笑^曰。若^シ爲^レ富^貴也。涉^大息^曰。嗟^呼燕^雀。

安知鴻鵠之志哉。

陽城の陳勝字は涉と云ふ人は、少年の頃人に傭はれて耕作して居た。或時耕作をやめて、小高い處に行つて休みながら暫くなげいて居たが、他日志を得て富貴になつたならば、今日の事を忘れますまいと云つた。傭主が笑つて「お前は日傭取をして居て、何で富貴になれるものか」と云つた。陳涉はためいきをして「ア、燕や雀の如き小鳥(傭者)に、どうして鴻や鵠の如き大鳥(自分)の志が分るものか」といつた。

(三)兄弟者。分形連氣之人也。方其幼也。父母左提右挈。前襟後裾。食則同案。衣則同服。學則連業。遊則共方。雖悖亂之人。不能不相愛也。及其壯也。各妻其妻。各子其子。雖有篤厚之人。不能不少衰也。

兄弟は、同一の父母より出でた分形であるから、體軀こそ別々であるが、氣は連つて同じものである。其の幼少の時には、左右より父母に手を引かれ、前後より父母が付き添ひ、食事のときは同卓に坐り、衣服は兄の分を弟に着せるやうにし、學問するにも同じ様にし、又遊びに行くにも同じ方面に出掛ける。幼少の時から斯様な有様であるから、假令道に悖り世を亂る様なよくない人でも、互に相愛し合はぬ譯には行かぬのである。然るに壯年になると、銘々自分

の妻を妻とし、自分の子の子とし、色々と面倒な關係が出来て来るために、温厚篤實の人でも、自然兄弟間の愛情と云ふものが、多少衰へない譯には行かぬのである。

(四)相如曰。夫以秦之威。相如廷叱之。辱其群臣。相如雖驕。獨畏廉將軍。哉。顧念強秦。不敢加兵於趙者。徒以吾兩人。在也。今兩虎共鬪。其勢不俱生。吾所以爲此者。先國家之急。而後私讐也。

藺相如がいふには「あの暴威の秦ですら、吾は之を其の朝廷に叱りつけて、其の群臣を辱めた位であるから、相如は愚なりと雖も、獨り廉頗如き者を畏れるこそがあらうや。退いて念ふに強秦が趙を攻めて來ないのは、たゞ吾等兩人があるからである。然るに今兩人が鬪ふときは、勢必ずどちらも存命で居るといふことは出來まい。吾が廉頗を避けるわけは、國家の急を先にして、私の讐を後にするためである」といつて、憤慨してゐる部下を慰撫した。

(五)文祿元年二月二十八日。秀吉發京師。或曰。盍以下善漢文者。上從。秀吉笑曰。吾此行。將使彼用我文耳。四月。至安藝。謁嚴島祠。投百錢。祝曰。吾而勝。明面者。居多。乃投皆面矣。

衆大喜。蓋豫糊二合兩錢一也。

文祿元年二月二十八日に豊臣秀吉が京都を出發した。其の時或人が秀吉に向て「貴下は今度朝鮮や支那の方へ御征伐に出かけられるのであるのに、何故漢文の善く出来る者を御連れにならぬのですか」と申しますと、秀吉は笑て「余が此の度かうして出かける以上は、是非とも朝鮮や支那を征服して彼等をして我が國文を用ゐさせる積りであるから、此の方で漢文を用ゐる必要はない」と云はれました。四月安藝國に行き嚴島神社へ參詣して、神に祈つて云はる、には「今私が此處で賽錢を投げ出しますが、若し此の度の戦に我が軍が勝つべきものならば此の錢の多數が表面を現はすやうにして下され」として百錢を投ぜられた。そして見れば其の錢が皆表面を現はして居たので大勢の者が大に喜びました。併し之は秀吉が豫て錢を二づつ裏を合せてはり着けて置いたものだ云ふことである。

(六) 仲名夷吾嘗與鮑叔賈分利多自與。鮑叔不以爲貪。知仲貧也。嘗謀事窮困。鮑叔不以爲愚。知三時有利不利也。嘗三戰三走。鮑叔不以爲怯。知仲有老母也。仲曰。生我者父母。知我者鮑子也。

管仲の名は夷吾と云ふ。此の管仲嘗て鮑叔と共に商賣をして、利益を分配したときに仲が自分

に分け前を多く取つた。けれども鮑叔はそれを貪欲な仕方とは思はない。それは仲が貧乏であることを知つて居るからである。又或時、事を謀つて困つた。けれども鮑叔はそれで以て愚な者とはしない。人は時によつて利と不利とがあることを知つて居るからである。又嘗て三度戦つて三度にけた。けれども鮑叔はそれを卑怯とはしない。仲には年老いたる母があるから、今死ぬることは出来ないものであるといふことを知つて居るからである。管仲は「我を生んで下された者は両親で、我を知る者は鮑叔である。」と云つた。

(七) 德川家康在三三州時。每夏常食麥飯。左右進梁飯。家康却之曰。汝曹不曉吾意。方今時屬亂世。于戈日動。士卒煩擾。不安寢食。吾豈忍獨飽。且以儉足用。不勞自豐。聞者悅服。

德川家康が三河國に居た頃、毎年夏になると麥飯を食べた。或時側近の者が之を見かれて米の飯を進めた處、家康が之を却けて曰はる、様「汝等は實に余の心を察しないものである。只今は亂世で戦が打ち續き、士卒は騒ぎ亂れて、おちついて寝ることすら出来なうか、出来ない様な始末である。然るに自分獨りどうして美食に飽くことが出来るのか、出来ないではないか。且つ又儉約をして用をすましたならば、自然と豊かな身分になれるのである。」と仰せられた。之を聞いた者は皆悦んで其の言に服した。

(八) 馬援茂陵人。嘗曰。大丈夫當以馬革裹屍。安能死兒女。

手^ニ交趾^ス反^ス援^テ以^テ伏波將軍^ヲ討^テ平^レ之^ヲ武陵蠻^ノ反^ス援^テ又^テ請^フ行^{カント}光武帝^ハ愍^ム其^ノ老^ヲ援^テ被^リ甲^ヲ上^レ馬^ヲ據^リ鞍^ヲ顧^リ眄^シ以^テ示^シ可^ク用^フ光武帝^曰嬰^ニ鑠^{タル}哉^ト是^レ翁^ト乃^チ遣^ル之^ヲ

馬援は武陵の人である。或時一大丈夫たる者は馬革を以て屍をつむ（即ち戰場でうち死にする）が當然である。何ぞ女兒の世話になつて死なうや」と曰つた。交趾の國が反いた時、海軍大將と云ふ資格をもつて之を平げた。武陵のえびすが反いた時、援が又行かんと請うた。光武帝は援が年老いて居るを不便と思召されて遣はさない。すると援は、よろひを着けて馬に乗り、鞍によりかゝつて後ふり向いて御用に立ちますと云ふことを示した。光武帝は「此の老人は年取つても達者な者だよ」と仰せられた。之を遣はされた。

(九) 繼體天皇元年春三月。詔曰「朕聞一夫不耕。則天下或受其飢。一婦不織。則天下或受其寒。」是故帝王躬耕以勸農業。后妃親蠶以勸女功。況在群寮百姓。其可廢棄農績乎。有司普告天下。令識朕意。」

繼體天皇の元年春三月に詔して曰はく「朕聞く一夫耕さざるときは天下或は飢ゑることがあ

らん。一婦織せざるときは天下或は寒さにこまるであらう」と。是の故に帝王は躬ら耕して以て農業をすゝめ、きざきは親ら養蠶して女功をすゝめる。ましてもろゝの役人や人民にあつては農業紡績等を棄てられようか、決してすてゝはならない。役人共ばあまねく天下に告げて朕が心を知らしめよ」と仰せられた。

(十) 孟子曰。今有無名之指。屈而不信。非疾痛害事也。如有能信之者。則不遠秦楚之路。爲指之不若人也。指不若人。則知惡之。心不若人。則不知惡。此之謂不知類也。

孟子曰く。今無名指がかゞんで伸びない者がある。別に痛みて用事をするに差支へると云ふのでもない。けれども若し之を伸す者が有ると聞いたなら、秦の國・楚の國の如き遠き處でも遠いと思はず、往つて療治してもらふといふのは、指が人なみでないからである。指が人なみでないと思ふことを知つてゐる。けれども、心が人に及ばないのは別に之をいかに思ふことを知らない。これ類を知らない者といふべきである。類を知らば心は重く指は軽きものとのくらべがつき、輕き指はさしおきて、先づ重き心からなほさねばならぬ筈である。

(十一) 孟子曰。有天爵者。有人爵者。仁義忠信樂善。不倦。此天

爵也。公卿大夫。此人爵也。古之人脩其天爵。而人爵從之。今之人脩其天爵。以要人爵。既得人爵。而棄其天爵。則惑之甚者也。終亦必亡而已矣。

孟子の曰はれるに、天爵といふものと人爵と云ふ者との二つがある。仁義忠信で善を樂しみて倦むことないのが天爵である。三公九卿大夫の如きが人爵である。古の人は其の天爵をなさめて成るに従つて、人爵が自然と來たものである。今の人はその天爵を修め、それによつて人爵を得られることを知つて居るから、天爵を以て人爵を得る所のわなにつかふ。既に人爵を得ると、其の天爵を捨てること恰も獲物を得て締(ワナ)を忘れるやうなものである。是は惑の甚しき者である。折角手に入れた人爵も亦きつと亡びて亡くなる。

(一三)先臣正成。嘗以微力一挫強賊。以安先帝宸憂。及天下再亂。逆賊四襲。遂致命於湊川。臣時年十一。命歸河內。囑以下收合餘燼。一報復國讐。臣年已壯矣。而稟性羸弱。常念不及今力戰。以有待之身。罹無虞之疾。上為不忠之臣。下為不孝之子。而今賊渠帥大舉來犯。是臣致命之秋也。

臣が父正成嘗て微力を以て強賊尊氏を挫いて以て先帝の御心配を安んじ奉りしが、天下再び亂れ逆賊四方より襲來するに及んで遂に湊川に於て戦死を遂げました。臣正行は其の時十一歳で御座いましたが、父正成は臣に命じて河内に歸し、生き残りたる味方の者共を呼び集めて國の讐を復し賊を討てよと、言ひつけられました。臣正行は今や已に壯年になりました。しかも生れ付き虚弱でありますから常に念ひますには、今壯年に及びながら力戦せず、無常なる身を以て思ひがけなき病氣に罹らうものなら、夫れこそ上天子に對し奉りては不忠の臣となり、下父に對しては不孝の子ならんかと。さて今や賊の大將は多くの軍勢を率ゐて來り犯します。今こそ臣が一命を捧げて君の爲め國の爲めに盡すべき時で御座います。

(一三)父母養其子。而不教。是不愛其子也。雖教而不嚴。是亦不愛其子也。父母教而不學。是子不愛其身也。雖學而不勤。是亦不愛其身也。是故養子必教。教則必嚴。嚴則必勤。勤則必成。學則庶人之子。為公卿。不學則公卿之子。為庶人。

父母が其の子をそだてるには、其の方法がある。若し教へないこと、其の子が成人して後のことを思はないものであるから、即ち其の子を愛するのではない。又教へても嚴重でないこと其の教

へた所が成就しないから、是も教へないのと同様で、眞に其の子を愛する道ではない。父母は嚴重に教育しても、子たる者が學ばない時は、其の子は己が身を愛せざる者である。又學んでも、勤めない時には、其の結果が好成績を得ない。つまり己が身を愛せざると同様である。此の如きわけであるから、子を養ふには、必ず教へ、教へるには必ず嚴重にすべきである。子たるものは、嚴重にすると、きつと勤める、勤めると必ず成功する。學才があると、平民の子でも公卿となることを得。不學不才の時は、公卿の子でも其のあとをつぐことが出來ず、庶人となる。

(一四)蓬生麻中。不扶而直。白沙在涅。與之俱黑。蘭槐之根是爲芷。其漸之滂。君子不近。庶人不服。其質非不美也。所漸者然也。故君子居必擇鄉。遊必就士。所以防邪僻而近中正也。

屈みて生える蓬でも、眞直な麻の中に生えるときは、手助けせずとも自づと眞直になるものである。白い沙でも、黒いとぶ土の中に混つてあると、之こそ一所に自然と黒くなるものである。又蘭や槐の根は、之を芷と云つて、香よく、人々が愛で喜ぶものであるが、之を腐つたとき汁の中に漬けて置くと、香氣はうせて臭くなるから、君子は手にもとらず、庶人も嫌つて帯びないのは其の質が美ならざるわけではないが、ひたした所がわるいからである。(人も亦此の如く其

の交る友達によつて、善くも悪くもなるものであるから、交友は謹みて擇ばねばならぬ。)故に君子は、己が身をおくには、必ず安全な所(即ち禮義)を擇び、交るには、必ず賢士に従ふのである。此れ即ち己がよこしまに流れるのを防ぎて、中正の道に近づく所以のしかたである。

△左の文に句讀訓點をつけよ

(一)後醍醐帝在笠置山。使藤原房往召正成。正成即從。藤原房詣行在帝。使房言曰。討賊之事。朕一以託汝。因命坐問計。正成感激對曰。天誅乘時。何賊不斃。東夷有勇。無智如較。於智乎。則臣有策。雖勝敗常也。不可少挫折。變其志。陛下苟聞正成未死。則母復勞宸慮。乃拜辭還。

後醍醐帝在笠置山。使藤原房往召正成。正成即從。藤原房詣行在帝。使房言曰。討賊之事。朕一以託汝。因命坐問計。正成感激對曰。天誅乘時。何賊不斃。東夷有勇。無智如較。於智乎。則臣有策。雖勝敗常也。不可少挫折。變其志。陛下苟聞正成未死。則母復勞宸慮。乃拜辭還。

(二)余數往來攝播間。訪所謂櫻井驛者。得之山崎路一小村耳。過者或不省其爲驛。

趾蓋經足利・織田・豐臣數氏世故變移道里驛程從輒改耳余於是低回不能去顧望金剛山巖立雲際想見公舉義之秋及其子孫據以扞護王室也觀公詣行在對天子曰臣而未死賊不患不滅夫以一兵衛尉而居然以天下之重自任豈非感激值遇以身許國哉故能以赤手障江河回天日於既墜何其壯也

余數往來攝播間訪所謂櫻井驛者得之山路一小村耳過者或不省其爲驛趾蓋經足利・織田・豐臣數氏世故變移道里驛程從輒改耳余於是低回不能去顧望金剛山巖立雲際想見公舉義之秋及其子孫據以扞護王室也數下公詣行在對天子曰臣而未死賊不患不滅夫以一兵衛尉而居然以天下之重自任豈非感激值遇以身許國哉故能以赤手障江河回天日於既墜何其壯也

(三)嘗來江戶一日過街市適大小神祇組飲於酒樓望見藤樹相謂曰彼以聖人得稱者也聖人其如吾黨何試不唾其面辱之直來迫聲色並厲曰鈍賊得非世所謂今之聖人而胡沾虛名以誣罔人邪戟手向之藤樹徐陳姓名曰少長于近江農家以其少識字見爲里中童蒙師耳安得若君之言乎其容貌言吐感動人神祇組不以其少識字見爲里中童蒙師耳安得若君之言乎其容貌言吐感動人神祇組不

覺節折曰吾黨過矣吾黨過矣願先生宥無禮之罪從今敬受教於門下

嘗來江戶一日過街市適大小神祇組飲於酒樓望見藤樹相謂曰彼以聖人得稱者也聖人其如吾黨何試不唾其面辱之直來迫聲色並厲曰鈍賊得非世所謂今之聖人而胡沾虛名以誣罔人邪戟手向之藤樹徐陳姓名曰少長于近江農家以其少識字見爲里中童蒙師耳安得若君之言乎其容貌言吐感動人神祇組不覺節折曰吾黨過矣吾黨過矣願先生宥無禮之罪從今敬受教於門下

△左の文に句讀・返點を附し且つ片假名をつけて讀方を示せ

伯樂一過冀北之野而馬群遂空夫冀北馬多於天下伯樂雖善知馬安能空其群邪解之者曰吾所謂空非無馬也無良馬也伯樂知馬遇其良輒取之群無留良焉苟無良雖謂無馬不爲虛語一矣

伯樂一過冀北之野而馬群遂空夫冀北馬多於天下伯樂雖善知馬安能空其群邪解之者曰吾所謂空非無馬也無良馬也伯樂知馬遇其良輒取之群無留良焉苟無良雖謂無馬不爲虛語一矣

アヲ、リヤウバ、ハクダク、ウマシ、ソノ良ニ遇ヘバ、鞍チ之ヲ取り、群ニ良ヲ留ムルコトナシ、
 ニ非ズ、良馬ナキナリ、伯樂ハ馬ヲ知ル、ソノ良ニ遇ヘバ、鞍チ之ヲ取り、群ニ良ヲ留ムルコトナシ、
 イヤシク、良無クンバ、馬ナシト謂フト雖モ、虚語ト爲サジ。
 荀モ、

△左の文を漢文に復せよ

- (一) 時は得難くして失ひ易し。
時難得而易失。
- (二) 己の欲せざる所は人に施すこと勿れ。
己所不欲勿施於人。
- (三) 歳寒くして然る後に松柏の凋に後るゝを知る。
歳寒然後知松柏之後凋也。
- (四) 財を以て交る者は財盡きて交絶ゆ。
以財交者財盡而交絶。
- (五) 慷慨死に赴くは易く従容義に就くは難し。
慷慨赴死易従容就死難。
- (六) 瓜田に履を納れず李下に冠を整へず。
瓜田不納履李下不整冠。
- (七) 死は或は泰山より重く或は鴻毛より輕し。
死或重於泰山或輕於鴻毛。
- (八) 豹は死して皮を留め人は死して名を留む。
豹死留皮人死留名。
- (九) 人遠慮なきときは必ず近憂あり。
人無遠慮必有近憂。
- (十) 寧ろ雞口と爲るも牛後と爲る無かれ。
寧爲雞口無爲牛後。
- (一一) 終を慎むこと始の如くせば則ち敗事なし。
慎終如始則無敗事。

(二) 國語

- 1、國語の問題は従前は古文を主としてゐたが、近來は現代文を加へる様になつて來た。
- 2、問題は全文の解釋を要求するのが普通なれども、なほ變つた方法で出ることが多い。
- 3、茲には唯出し方の變つた問題に就き、最も重要なものゝみを載せて標準を示すに止む。

△左の文に句點・讀點を施せ

元祿十五年十二月十五日、牙えたる月影も薄らぎ、昨日降りし雪の上より、夜は明けぬ。朝風寒
 明けぬ朝風寒き永代橋を同勢あまた火事装束に身を固めて足並勇ましく西へ渡るはこれぞ赤穂の浪士四十餘人が今しも本望を遂げて泉岳寺に引上ぐ
 へ渡るはこれぞ赤穂の浪士四十餘人が今しも本望を遂げて泉岳寺に引上ぐるなりける見驚き聞驚きて噂は忽ち江戸中に弘り諸國に弘りぬ何處の里も
 その評判のみ喧しく浪士の平生の事その一族従僕の事までも世に傳はれり
 元祿十五年十二月十五日、牙えたる月影も薄らぎ、昨日降りし雪の上より、夜は明けぬ。朝風寒
 き永代橋を、同勢あまた火事装束に身を固めて、足並勇ましく西へ渡るは、これぞ、赤穂の浪士
 四十餘人が今しも本望を遂げて泉岳寺に引上ぐるなりける。見驚き、聞驚きて、噂は忽ち江戸中
 に弘り、諸國に弘りぬ。何處の里も、その評判のみ喧しく、浪士の平生の事、その一族・従僕の事
 までも世に傳はれり。

△左の文に誤あらば正せ

(一)紅葉はまだ散つてしまふやうなことはないだらう。

紅葉はまだ散つてしまふやうなことはないだらう。

(二)自ら守る所堅く行ひ道に違はずむば何の恥ずる事かこれ有らん。

自ら守る所堅く行ひ道に違はずんば何の恥づる事かこれ有らん。

(三)かつて軍人たらんと思ひし望も今は空しくなりき。

かつて軍人たらんと思ひし望も今は空しくなりぬ。

△左の文章中片假名の部分に相當する漢字を宛て且つ

送假名をも適當に添へよ

玉はサレキにマジリて、玉人をマテリ。世にタフトピオモンゼラル、人はた此の如きか。俊秀は多くロウカウに生れて、自ら人にヌケイデたる所あり。セツサタタマのノウを經れば、マツタキタマとなりて、遂には世の光とカヽヤキ、國のタカラとタフトバル、にイタルべし。

玉は沙礫に雜りて、玉人を待てり。世に尊び重んぜらるゝ人はた此の如きか。俊秀は多く陋巷に生れて、自ら人に抜出でたる所あり。切瑣琢磨の功を經れば、完き璧となりて、遂には世の光と輝き、國の寶と貴ばるゝに至るべし。

△左の文章を漢字交り文に直せ

ツラツラリガクニゲンジノセイシンカイヲクワンサツスルニセイヤウブン
メイノトウゼンズルニトモナヒシンキウシサウアヒサクザツシテスコブル
コンランニオチイリジンシンノキカウスルトコロヲウシナヒコクミンノダ
ウギヒニオトロヘシヤクワイノフウキツキニスタレントシジツニイウリヨ
ニタフベカラザルモノアリコノトキニサイシツノヘイガイヲケウセイセン
トセバマヅホンバウコイウノダイダウヲセンメイシコクミンダウトクノシ
ンコウヲシヤウダウセザルベカラズ

つら／＼我が國現時の精神界を觀察するに、西洋文明の東漸するに伴ひ、新舊思想相錯雜して頗る混亂に陥り、人心其の歸向する所を失ひ、國民の道義日に衰へ、社會の風紀月に廢れんとし、實に憂慮に堪ふべからざるものあり。此の時に際し、其の弊害を矯正せんとせば、先づ本邦固有の大道を闡明し、國民道德の振興を唱道せざるべからず。

△左の文章を平易に解釋せよ

さしたる事なくて、人のがり行くはよからぬ事なり。用ありて行きたりとも、その事はてなば、とくかへるべし。久しく居たる、いとむづかし。人と對ひたれば、詞おほく、身もくたびれ、心もしづかならず、萬の事ははりて時をうつす。たがひのため益なし。

これといふ用事も無いのに、むやみに人の許へ行くのはよくない事である。たとひ用事があつて行きたりとも、その用事がすんだならば早く歸るがよい。いつまでも長居するのは誠にうるさい事である。人と對ひ合つて居ると、自然話も多くなり、身もつかれ、心もおだやかでなく、何かの事に差支が出来て、大切な時間を過すなど、お互のために無益である。

△左の口語を普通文體の文に直せ

(一)あの時に勉強さへしておいたなら、今日こんな苦む事もあるまいに。

彼の時に勉強だになし置きなば、今日かくの如く苦むこともあるまじきに。

(二)科學の研究は誠に結構ですが、それかといつて、精神修養の方が御留守になつてはたまりませぬ。

科學の研究大に可なり。然れども精神修養を等閑に附して可ならむや。

△左の文を解釋すべし

(一)人は慮なく、いふまじき事を口とくいひ出し、人の短きをそしり、したる事を難じ、かくす事を顯し、恥がましき事をたゞす。これらはすべてあるまじきわざなり。われは何となくいひ散らして、思ひもいれぬほどに、いはるゝ人は思ひつめて、いさどほり深くなりぬれば、計らざるに恥をも與へられ、身のはつるほどの大事にも及ぶなり。

人は何の考もなく、言つてはならぬ事を口軽くしやべつたり、他人の缺點を擧げたり、した事を非難したり、隠して居る事をあばいたり、聞かれて恥づかしい事を問ひたゞしたりするものであるが、これらは總してはならぬ事である。自分は何の氣なしに言ひ散らして、別に氣にも留めておなくても、言はれる方では思ひ迫つて、其の憤りがひどくなると、こちらで思はぬ時に恥をかゝされ、身の破滅になるやうな大きな事にもなるのである。

(二)かりそめに交りては、よきやうなる人も、隔なく睦ひかはしては、おもひの外にあしきあり。にくきおもやうにて、言ひ出づることはこはごはしく、なつかしげなき人の、其の事、彼のこと聞えあはするに、なさけ深くたのもしきもあるなり。さればよく心をとゞめ、よしあしを見しりて、打解けもし、へだてもすべき事なりかし。

一寸つき合つて見ると、誠によきさうな人でも、親しく交際して見ると、思つたより悪い人もあり、面つきは如何にもにくらしく、話ぶりも恐しげで、親しめさうにもない人で、かれこれと話し合つて見ると、誠になさけ深い頼もしい人もある。それ故よく氣をつけて、相手の性質のよしあしを見定めて、うち解けもし、へだてもするやうにせねばならぬ。

(三)老將は兵を談せず、良賈は深く藏す。言多きものは卑しとせられ、語少きものは憚らる。言を以て招くは、無言を以て招くに如かず。語を以て斥くるは、無語を以て斥くるに如かず。桃李そもく何を言ひておのづから蹊をなせるや。宗廟そもく何を語つて人あへて瀆さざるや。

經驗に富んだ將軍は無暗に兵法の話せず、又信用ある大きな商人は、商品を藏に納めておいて、店頭に並べるやうなことをしない。丁度これと同じやうに、人もあまり饒舌る者は人に卑しめられ、言葉数の少ない者は却て人におそれられる。言葉を以て人を招くのは、無言を以て人を排斥するのには及ばない。桃や李の花の咲く頃、又實の熟する頃、自然と人が近寄つて、其の下に小道が出来るのは、それは何と言つて人を招くからであらうか。又宗廟は誰も之をけがす者はないが、それは何とか言つたためであらうか。これ等は皆無言にして、自然さういふ風になるのである。

(四)書札の文字にも死活あり。たとへば「一筆啓上仕り候ふ」より「御無事御堅固云々、私宅恙なく、時候御自愛猶後音を期す云々」は書くも書かさ

るも、何程の事もなきなり。さるを「この間の寒氣は我が郷は海濱に氷を見」或は「半月一月の早なるに餘所には夕立すれども、こゝには降らず」などのいへば、同じ寒暖を叙ぶるにも、その地の景色のあらはれて、書状の文字おのづから活くるなり。月日の末に「この書認めたる時は雨しきりに降り、杜鵑二聲三聲音づれぬ」など書きたるは、いよ／＼その時その人の姿も思はるゝやうにておもしろし。長さ三尋あまりある書札にても死にたるあり、三行四行にても活きたるあり。注意すべきことにや。

手紙の文字でも死に活きがある。例へば「一筆申上げます」といふことから、「御無事でさか、御丈夫でとか、又は私の宅では無事息災だとか、時節柄御身を大切にとか、なほ後日の便を待つとか」云ふやうなことは、書くも書かぬも差支のないことである。然るに「この頃の寒さは實にひどいことで、私の郷里では海濱に氷を見るとか」或は又「半月一月の早で、餘所では夕立もするが、こちらでは一向降らぬ」などいふと、同じ寒い暑いの挨拶を叙べるにしても、その土地の様子が見えて、その書いてある文字が自然に活きるものである。月日の末に「この書状を認めた時は、雨が絶え間なく繁く降つて、杜鵑が二聲三聲鳴いた」など、書いてあるのはいよ／＼その手紙を書いた當時、さてはその手紙を書いた人の姿や様子が思ひ出される様でおもしろい。長さ三ひろにも餘るやうな長い手紙でも、書いてある文字が死んで役に立たぬもあ

り、只三行か四行の短い手紙でも文字の活きてゐるのがある。されば、手紙を書くにも、よく心を用ひなければならぬことではないか。

(五)筆を執れば物かゝれ、盃をとれば酒を思ひ、賽をとれば攤うたんことを思ふ。心は必ず事にふれて来る。かりにも不善の戯をなすべからず。あからさまに聖教の一句を見れば、何となく前後の文も見ゆ。卒爾にして多年の非を改むることもあり。かりに今この文をひるげさらましかば、此の事を知らんや。これすなはち觸るゝ所の益なり。

筆を持つと自然何か物を書くやうになり、盃を手に入れば酒を飲むことを思ひ、賽を持つては双六をやつて見ようと思ふ。このやうに吾人の心は必ず何事に觸れるとすぐ其の方に動いて来るものである。だからかりにも悪い戯をしてはならぬ。かりそめに聖人の教を書いた一句を見るさ、それが端緒となつて、自然其の句の前後の事も目につく様な氣がする。かうしてふと見たこゝから、長い間の過を改めることもある。今かりに此の文をひるげて見なかつたならば、どうして此の事が分らうか、決して分らぬ。これ即ち觸れた爲に得た利益である。

△左の文中黒點を施したる辭句を摘出して解釋すべし

伏見・鳥羽に始りて、會津・函館に終れる幾多の小争闘は、七百年來の武家政

治の斷末魔としては、尙甚簡單なる犠牲に過ぎざりき。是より先、諸國の黒船沿海に出沒して、幕府の有志は之を奈何ともする能はず。尊王論は翕然として天下を風靡し、慶喜將軍は恭順を專として、罪を闕下に乞ふに至れり。これ一に徳川時代に於ける文教振興の結果、忠君の大義を明かにし、國體の根本を理解したる賜にして、明治聖代の隆運は、此の勢に乗じて成れるなり。

△小争闘：小さな戦争。 △斷末魔：臨終。 △犠牲：他の爲に身命を捨てて働くこと。 △黒船：徳川時代に外國より來た軍艦又は汽船のこと。 △翕然：一致合同する意。 △風靡：なびき従へること。 △罪を闕下に乞ふ：朝廷に對して罪を謝し何分の處分を待つこと。 △文教振興の結果：學問教育の進んだ結果。 △隆運：さかんな勢。

△左の文に誤あらば訂正せよ

(一)昔の旅行はさこそ苦しかりけりと思はるれど今や然らず汽車汽船の便ありて絶へて苦痛なきのみかは坐して名所故跡を覽るの愉快ありき。

昔の旅行はさこそ苦しかりけりと思はるれど今や然らず汽車汽船の便ありて絶えて苦痛なきの

みかは坐して名所古跡を覽るの愉快あり(きを去る)。
 (二)余は久しく病床に呻吟せしが母が心を盡せしかひありてさしも重かりき病氣もやふく癒へて歩行に堪ゆるに至れり。
 余は久しく病床に呻吟せしが母が心を盡ししかひありてさしも重かりし病氣もやうく癒えて歩行に堪ふるに至れり。

△同 前

- (一)明日天氣なれば遠足せん。明日天氣ならば遠足せん。
- (二)君子は欺くべきも誣ゆべからず。君子は欺くべけれど誣ふべからず。
- (三)何某は中學の業を卒りて歸國せり。何某は中學の業を卒へて歸國せり。
- (四)困苦に絶え得る人は年老ひて憂なけん。困苦に堪へ得る人は年老いて憂なけん。
- (五)志を遂げむと欲すれば須く努力すべし。志を遂げむと欲せば須く努力すべし。
- (六)此の品に手を觸るべからず。此の品に手を觸るべからず。
- (七)今より其の案を議さんとす。今より其の案を議せんとす。

- (八)不都合の事なきようころえべし。不都合の事なきやうころうべし。
 - (九)油盡きれば火は消ふべし。油盡くれば火は消ゆべし。
- △左の文章中の片假名を漢字及送假名に改めよ
- (一)タトへばレイロウたる玉の如し。譬へば玲瓏たる玉の如し。
 - (二)キヨハウヘン何かあらん。毀譽褒貶何かあらん。
 - (三)ユの目的を以てユウワウマイシンせん。此の目的を以て勇往邁進せん。
 - (四)シユンジもユダンする勿れ。瞬時も油断する勿れ。
 - (五)金光サンランとして目をウバふ。金光燦爛として目を奪ふ。
 - (六)人口にクワイシヤす。人口に膾炙す。
 - (七)他人のヨウカイをゆるさず。他人の容喙をゆるさず。
 - (八)靴を隔て、カユキをカクが如し。靴を隔て、痒きを掻くが如し。
 - (九)イサ、カヒケンをノベようと思ふ。聊か鄙見を述べようと思ふ。

△左の句中の片假名に相當する漢字を括弧内に書け

- (一) 名をアゲ家を興す(揚)
- (二) 家をアゲて南米に移住す(舉)
- (三) ツツシミて君が代を祝す(謹)
- (四) 君子は獨をツツシむ(慎)
- (五) 日に三度我が身をカヘリミる(省)
- (六) カヘリミて他を言ふ(願)
- (七) 馬を陣頭にス、む(前)
- (八) 善をス、め惡を懲らす(勸)
- (九) 兵を以て萬一にソナふ(備)
- (十) 幣帛を神前にソナふ(供)

△左の熟語を漢字に改めよ

- (一) リンキオウヘン……………臨機應變
- (二) ジツセンキユウカウ……………實踐躬行
- (三) ケンセイヨウゴ……………憲政擁護
- (四) ケンキヤウフクワイ……………牽強附會
- (五) リウゲンヒゴ……………流言蜚語
- (六) キクワイキントウ……………機會均等
- (七) シセンタウタ……………自然淘汰
- (八) カウジヤウハツテン……………向上發展
- (九) キヤウサウゲキシン……………競爭劇甚
- (十) シ井ウンドウ……………示威運動

△左の語の中より誤字を摘出し其の下に正しき字を書け

- 勤儉…儉 貯蓄…蓄 根底…抵 收穫…獲 理屈…窟 嶄新…斬 擢舉…選 戒飾…飾 場處…所
- 貨弊…幣 詮衡…銓 陶冶…陶 浪蕩…狼 騰寫…際 盡碎…瘁 栽培…栽 鞅回…挽 綱領…綱

(三) 熟 語

△左の語句に讀方を附し且つ其の意義を解釋せよ

- (一) 杞憂(ウヰ) 無用の事を彼此と心配すること。昔、支那の杞國の人が、天の崩れ墜つることなきかを憂へて、寢食を廢するに至りしと云ふ故事より出づ。
- (二) 杜撰(ソツ) 詩歌や章等の誤の多いこと。又粗漏で誤のあることにも用ふ。支那の杜默と云ふ人が詩を作るに、多く律に合はざりきと云ふ故事より出づ。
- (三) 濫觴(シヤウ) 物の始を云ふ。孔子家語に、「其源可以濫觴」とあるに出づ。
- (四) 嚆矢(シカ) カブラ矢。物の始の意。古代戰爭の始に、先づ此の矢を發せしより起る。
- (五) 墨守(シボ) 自己の意見を固く守ること。墨子が城を固守して敵を退けた故事に出づ。
- (六) 出藍(シユ) 弟子が先生よりも偉くなること。荀子の「青出于藍而青于藍」の句に出づ。
- (七) 輦轂(ホ) 天子の御車のこと。故に天子の常に居らるゝ都を輦轂の下と云ふ。
- (八) 畫餅(シ) 畫に描いた餅は食ふことが出来ぬと同様、役にたゝぬことに喩ふ。
- (九) 干涉(セカ) 他の事に立ち入りて、自己の意見を先方へ實行させようとする事。
- (十) 斡旋(セア) 斡も旋もメグル意。即ち人のために歩き廻つて世話をすること。

- (一) 村度(ツク) 村は「思ふ」、度は「はかる」。即ち他人の心中を推察すること。
- (二) 造詣(ケイ) 造も詣も「至る」の意にて、學問又は技藝に到達又は熟練してゐること。
- (三) 折衷(セウ) 彼此を取捨して其の中庸を得ること。
- (四) 矛盾(ムウ) 自ら言ふことの前後相違すること。
- (五) 摸倣(ハモ) 他人の行つたことを其のまゝ真似ること。獨創の反對なり。
- (六) 民衆(シミン) 實際生活上又は思想生活上、中流以下に屬する人々を指して云ふ語。
- (七) 引用(ヨウ) 東西古今の故事・格言・警句等を引いて、自分の文章演説に利用すること。
- (八) 觀光(クワン) 他國の土地の状態や人民の風俗等を視察すること。
- (九) 一簞食(イツ) 少しばかりの食物。簞は竹にて作りたる食物を盛る器のこと。
- (一〇) 素封家(ソ) 封土はなくとも、其の収入は封侯に等しと云ふ意にて、財産家のこと。
- (一一) 螻蛄斧(ロウ) 己の力を量らずして大敵に向ふに喩ふ。昔、支那の莊公出獵の時、カマキリが前脚を上げて其の車輪に向ひたりと云ふ故事に出づ。
- (一二) 背水陣(ハイ) 漢の韓信が水を背にしてしきたりと云ふ陣法の名。今は轉じて、必死の覺悟で事を爲さんとする態度に譬へて用ひることがある。
- (一三) 井底蛙(セイ) 見識の狭きものをさしる語。馬援が隗囂に向つて、「子陽は井底の蛙のみ、而して妄に自ら尊大にす」と言ひしに起る。

- (二四) 汗牛充棟(カン) 牛に積めば牛が汗を出す程の重さと、家に置けば棟につかへる程のカサと云ふ義にて、多くの書物といふことに用ふる語。
- (二五) 暴虎馮河(ボウ) 暴虎とは徒手にて虎を撃つこと、馮河とは徒步にて大河を渡ることに於て、極めて無謀なることに喩ふ。
- (二六) 朝三暮四(チウ) 人を籠絡して術中に陥るゝこと。狙(サル)使ひが狙に茅を與ふるに、朝に三つ暮に四つにせんと言つた所狙が怒りし故、さらば朝は四暮は三に狙すると言ふと、が喜んだと云ふ寓言。
- (二七) 肩摩轂擊(ケン) 肩摩は人と人との肩の摩れあふこと、轂擊は車と車との心棒の打ちあふこと。即ち人や車で非常に雑沓することを云ふ。
- (二八) 刎頸之交(マン) 頸を刎れられても厭はぬといふ程の堅い交。廉頗が藺相如の志に恥ぢ、罪を謝して刎頸の交を結んだと云ふ故事に出づ。
- (二九) 換骨脫胎(カン) 他人の作つた詩や文章の意味を探り、其の語句を換へて己れの詩や文章とすること。
- (三〇) 粉骨碎身(フン) 骨身を惜まざる働く意。禪林類纂の「粉骨碎身難報此德」による。
- (三一) 溫故知新(オン) 古く學んだ所を復習して、夫より新らしい知識を得るの意。
- (三二) 自業自得(ジ) 己の爲せし悪業の爲に、己れ自ら其の報を受くるを云ふ。
- (三三) 自家撞着(ジ) 文章や言論などの趣旨が、前後矛盾すること。
- (三四) 醉生夢死(スイ) 人たる本分を盡さず、一生涯何事もせずして世を送ること。
- (三五) 附和雷同(フイ) 能く事の理非を考へず、猥に他人の説などに同意すること。

(三六) 千歲一遇 (イチザイ) 永い間に稀に遇ふ所の幸福、即ち滅多にない好機會を云ふ。

(三七) 機會均等 (キョウトウ) 利益を受くる機會を平等にするの意。多く國際關係に用ひる語。

(三八) 安全地帯 (アンゼン) 交通頻繁なる場所に、危険を防止する爲に設くる所の一區劃。

(三九) 群衆心理 (グンジュ) 多人數集會の場合に判斷力を失ひ浮調子となる一種の心理作用。

(四〇) 時代錯誤 (ジダゴ) 舊時代の主義又は政策を、現代の事情に關せず之を復活しようとする誤を云ふ。又舊弊な事を唱ふる者に對する罵辭にも用ふ。

(四一) 事大主義 (ジダシイ) 一定の主義意見なく、唯勢力の大なる方につく主義。

(四二) 聯立内閣 (レンリツ) 二個以上の政黨の黨員によりて成立せる内閣を云ふ。

(四三) 期成同盟會 (キセイ) 或物事の遂行を目的とせる同志の寄合。

(四四) 膠柱鼓瑟 (コトヂウニカハ) 琴の柱を膠で固着すれば、調子を合はし又は變化せしむるを得ず。即ち物事の活用を知らざるに喩ふ。

(四五) 得隴望蜀 (ロウノチエテ) 隴の地が手に入れば、更に蜀の地を得ようとする希望するの意。即ちだん／＼と望が出て慾に眼なきを云ふ。

(四六) 先入爲主 (シエントナル) 最初に見聞した事は兎角主となるもので、後に見聞した事が正しくても中々心に入り難きを云ふ。

國語漢文

終

日本歴史

日本歴史

日本歴史目次

一	建國ノ體制ヲ略述セヨ……………	一
二	三種ノ神器ノ由來ヲ問フ……………	二
三	瓊々杵尊ヨリ神武天皇ニ至ル間ノ 變遷ヲ述ベヨ……………	二
四	神武天皇ノ御創業ノ大要ヲ記セ……………	三
五	神武天皇ノ定メラレタル政治組織 ヲ略說セヨ……………	三
六	紀元節及金鷄勳章ノ由來ヲ述ベヨ……………	四
七	崇神天皇ノ御事蹟ヲ問フ……………	五
八	四道將軍トハ何ゾヤ……………	六
九	内宮及外宮ノ由來ヲ説明セヨ……………	六
一〇	殉死及埴輪ノ大要ヲ記セ……………	六
一一	日本武尊ノ御事蹟(熊襲蝦夷征伐) ノ大要ヲ問フ……………	七
一二	熊襲及蝦夷ニ就キ説明セヨ……………	八
一三	景行及成務天皇ノ御事蹟ヲ問フ……………	八
一四	大臣・大連・稻置ノ意義ヲ述ベヨ……………	九
一五	朝鮮半島ノ沿革ノ大要ヲ問フ……………	九
一六	任那日本府ノ起原・變遷・滅亡ノ次 第ヲ略說セヨ……………	一〇
一七	神功皇后ノ新羅征伐ノ大要ヲ記セ……………	一〇
一八	古代ニ於ケル日韓ノ關係ヲ問フ……………	一一
一九	文物傳來ノ大要ヲ記セ……………	一二
二〇	攝政ノ起原ヲ問フ……………	一二
二一	武内宿禰ノ功績ノ大要ヲ記セ……………	一三
二二	仁德及雄略天皇ノ御事蹟ヲ記セ……………	一四
二三	三藏トハ何ゾヤ並ニ三藏分立ノ次 第ヲ述ベヨ……………	一五
二四	神別・皇別・蕃別ノ區別ヲ問フ……………	一六
二五	氏族制度ニ就キ説明セヨ……………	一六
二六	佛教傳來ノ次第ヲ記セ……………	一七
二七	佛教傳來ノ影響ヲ問フ……………	一八

二八 蘇我・物部二氏ノ争ノ大要ヲ記セ……………二八
 二九 聖德太子ノ御事蹟ヲ問フ……………二九
 三〇 上古ニ於ケル日・支ノ關係ヲ記セ……………三〇
 三一 蘇我氏無道ノ概要ヲ記セ……………三一
 三二 蘇我氏滅亡ノ顛末ヲ記セ……………三二
 三三 大化改新ノ大要ヲ説明セヨ……………三三
 三四 大化改新ノ理由(原因・必要)如何……………三四
 三五 大化改新ノ動機・目的・關係人物及年代ヲ問フ……………三五
 三六 國司・郡司・驛馬・傳馬ノ意義如何……………三六
 三七 班田收授法ニ就キ説明セヨ……………三七
 三八 口分田トハ何ゾヤ……………三八
 三九 租・庸・調トハ何ゾヤ……………三九
 四〇 越ノ蝦夷征服ノ大要ヲ記セ……………四〇
 四一 朝鮮半島放棄ノ由來ヲ述ベヨ……………四一
 四二 天智天皇ノ御事蹟ヲ記セ……………四二
 四三 藤原鎌足ノ事蹟ヲ記セ……………四三
 四四 律令選定ノ沿革ヲ述ベヨ……………四四

四五 大寶律令ノ概要ヲ記セ……………四五
 四六 律・令・格・式ノ意義ヲ述ベヨ……………四六
 四七 彈正台・左右京職・攝津職・太宰府・防人ノ職務ヲ問フ……………四七
 四八 貨幣鑄造ノ起原ヲ問フ……………四八
 四九 奈良時代ノ理由如何又奈良時代トハ何天皇ヨリ何天皇ノ間ヲ指スカ……………四九
 五〇 奈良時代ノ國史・地誌撰修ノ次第ヲ記述セヨ……………五〇
 五一 奈良時代ニ於ケル佛教ノ興隆ト其弊害ニ就キ記セ……………五一
 五二 僧行基ニ就キ知レル所ヲ記セ……………五二
 五三 奈良時代ノ文學ニ就キテ記セ……………五三
 五四 奈良時代ノ美術・工藝及正倉院ニ就キテ記セ……………五四
 五五 奈良時代ノ僧侶跋扈ノ大要ヲ記セ……………五五
 五六 和氣清麻呂ノ忠烈ヲ記セ……………五六
 五七 天長節ノ起原ヲ問フ……………五七

五八 奈良時代ノ顯著ナル事件ヲ年代順ニ表示セヨ……………五八
 五九 平安時代ノ理由・事實及平安時代ノ時期ヲ問フ……………五九
 六〇 本邦著明ノ皇居六ト其所在國トヲ就都セシ年代順ニ舉グ且ツ之ヲ創設シ給ヒシ天皇ノ御稱號ヲ記セ……………六〇
 六一 桓武天皇ノ御世ニ於ケル蝦夷征伐ノ次第ヲ記セ……………六一
 六二 渤海入貢ノ次第ヲ記セ……………六二
 六三 桓武天皇ノ御事蹟ヲ記セ……………六三
 六四 坂上田村麻呂ノ事蹟ヲ問フ……………六四
 六五 嵯峨天皇ノ御事蹟ヲ問フ……………六五
 六六 藏人所・檢非違使・廳宣ニ就キ記セ……………六六
 六七 上古ヨリ平安時代ニ至ル間ノ蝦夷征伐ノ大要ヲ記セ……………六七
 六八 僧最澄及空海ニ就キテ述ベヨ……………六八
 六九 本地垂迹説トハ何ゾヤ……………六九

七〇 平安時代初期ノ學校ニ就キテ記セ……………七〇
 七一 平安時代初期ノ漢文學及學者ニ就キ記述セヨ……………七一
 七二 藤原氏繁榮ノ原因ヲ略述セヨ……………七二
 七三 藤原氏ノ四家ニ就キ述ベヨ……………七三
 七四 藤原氏が政權ヲ掌握スルニ至レル次第ヲ記セ……………七四
 七五 人臣ノ攝政及關白ノ起原ヲ問フ……………七五
 七六 阿衡事件ノ顛末ヲ記セ……………七六
 七七 遣唐使ノ起原・廢止ノ理由及其結果ヲ述ベヨ……………七七
 七八 延喜時代(醍醐天皇御代前後)ノ外交關係ヲ問フ……………七八
 七九 菅原道真ノ事蹟ヲ問フ……………七九
 八〇 皇族ノ賜姓ニ就キ説明セヨ……………八〇
 八一 延喜及天曆ノ治ノ大要ヲ問フ……………八一
 八二 延喜・天曆時代ニ於ケル中央及地方ノ狀況ヲ述ベヨ……………八二

八三 莊園ノ意義・起原・弊害ニ就キ記セ……………五〇
 八四 武士ノ起原ヲ問フ……………五〇
 八五 武士ノ勢力ヲ得シ次第ヲ記セ……………五〇
 八六 承平・天慶ノ亂ノ大要ヲ記セ……………五一
 八七 平安時代ノ文學ノ一斑ヲ記セ……………五一
 八八 平安時代ノ美術・工藝ニ就キ記セ……………五二
 八九 奈良時代ト平安時代トノ文化ノ特色ヲ比較セヨ……………五三
 九〇 刀伊ノ入寇及平忠常ノ亂ヲ記セ……………五三
 九一 前九年役ノ大要ヲ記セ……………五四
 九二 後三年役ノ大要ヲ記セ……………五四
 九三 平安時代ニ源氏ガ立テタル功績ヲ舉ゲ併セテ其東國ニ勢力ヲ得タル原因ヲ略述セヨ……………五五
 九四 御三條天皇ノ御事蹟ヲ記セ……………五五
 九五 院政トハ何ゾヤ並ニ其起原ヲ問フ……………五六
 九六 僧兵ノ起原及其横暴ノ次第ヲ記セ……………五六
 九七 保元ノ亂ノ大要ヲ述ベヨ……………五七

九八 平治ノ亂ノ概要ヲ記セ……………五六
 九九 源平二氏ノ興亡盛衰ノ大略ヲ記セ……………五九
 一〇〇 平氏滅亡ノ原因ヲ略記セヨ……………五九
 一〇一 源賴朝ガ鎌倉ニ據リタル理由如何……………六〇
 一〇二 武家政治ニ就キ説明セヨ……………六〇
 一〇三 鎌倉幕府ノ組織ヲ述ベヨ……………六一
 一〇四 守護・地頭設置ノ次第及其結果ヲ説明セヨ……………六一
 一〇五 頼朝ノ施政方針ヲ略述セヨ……………六二
 一〇六 源氏滅亡ノ原因ヲ問フ……………六二
 一〇七 執權及連署ノ職務ヲ問フ……………六三
 一〇八 承久ノ亂ノ顛末ヲ記セ……………六三
 一〇九 六波羅探題ノ起原及之ヲ設ケタル真相ヲ問フ……………六四
 一一〇 北條泰時及時頼ノ事蹟ヲ問フ……………六四
 一一一 貞永式目ニ就キ記セ……………六五
 一一二 鎌倉時代ノ士風及其由來ヲ問フ……………六六
 一一三 鎌倉時代ノ文學及美術・工藝ノ大

一一四 要ヲ記セヨ……………六六
 一一五 鎌倉時代ニ起リタル佛教ノ新宗派ニ就キ記セ……………六七
 一一六 元寇(文永・弘安役)ノ大要ヲ記セ……………六八
 一一七 元寇戰勝ノ原因及影響ヲ問フ……………六九
 一一八 鎌倉時代ニ於ケル日支ノ關係如何……………六九
 一一九 持明院・大覺寺兩統交立ノ始末……………六九
 一二〇 持明院統・大覺寺統ノ譯及兩統交立ノ結果ヲ問フ……………七〇
 一二一 五攝家トハ何ゾヤ……………七一
 一二二 鎌倉時代ニ於ケル朝廷ト幕府トノ關係ヲ述ベヨ……………七一
 一二三 北條氏滅亡ノ原因ヲ略記セヨ……………七二
 一二四 元弘ノ亂ノ大要ヲ記セ……………七二
 一二五 建武中興ノ概要ヲ記セ……………七三
 一二六 建武中興ノ瓦解セシ原因ヲ記セ……………七四
 一二七 足利尊氏叛逆ノ顛末ヲ述ベヨ……………七四
 一二八 南北朝分立ノ次第ヲ略記セヨ……………七五

一二九 南北朝合一ノ次第ヲ記セ……………七六
 一三〇 北島親房ノ事蹟ヲ問フ……………七六
 一三一 室町幕府ノ成立ニ就キ記セ……………七七
 一三二 室町幕府ノ組織ヲ問フ……………七七
 一三三 建武式目ニ就キ記セ……………七八
 一三四 足利義滿ノ事蹟ノ大要ヲ記セ……………七八
 一三五 關東管領ノ起原・變遷・滅亡ノ概要ヲ述ベヨ……………七九
 一三六 應仁ノ亂ノ顛末ヲ問フ……………八〇
 一三七 德政トハ何ゾヤ……………八〇
 一三八 室町時代ノ文學及美術・工藝ニ就キ記セ……………八一
 一三九 室町時代ノ佛教ニ就キ記セ……………八二
 一四〇 鎌倉時代ト室町時代ニ就キ異ナル點ヲ舉ゲヨ……………八二
 一四一 戰國時代トハ何ゾヤ……………八三
 一四二 戰國時代ニ於ケル朝廷御衰微ノ狀況ヲ述ベヨ……………八三

一四二 戰國時代ノ重ナル勤王家ヲ舉ゲヨ……八四
 一四三 室町幕府衰亡ノ概要ヲ記セ……八四
 一四四 下剋上トハ何ゾヤ……八五
 一四五 戰國時代群雄割據ノ大要ヲ記セ……八六
 一四六 一向一揆ニ就キ記セ……八七
 一四七 嚴島・桶狭間・川中島ノ戰ノ概要ヲ述ベヨ……八八
 一四八 室町時代ニ於ケル日・支ノ關係ヲ略記セヨ……八九
 一四九 天龍寺及天龍寺船ニ就キ述ベヨ……八九
 一五〇 勘合符トハ何ゾヤ……九〇
 一五一 朝鮮ノ建國及室町時代ニ於ケル日・鮮ノ關係ニ就キ略述セヨ……九〇
 一五二 倭寇ニ就キ知ル所ヲ記セ……九一
 一五三 室町時代ノ我が國ト歐羅巴諸國トノ關係ヲ問フ……九一
 一五四 鐵砲傳來ノ次第ヲ述ベヨ……九二
 一五五 基督教(天主教)傳來ノ次第ヲ問フ……九二

一五六 我國人ノ歐羅巴渡航ノ次第ヲ記セ……九三
 一五七 織田信長天下平定ノ大要ヲ述ベヨ……九三
 一五八 織田信長ガ天下一統ノ基ヲ開キタル原因如何……九四
 一五九 織田信長勤王ノ事蹟ヲ問フ……九四
 一六〇 姉川ノ戰ノ大要ヲ記セ……九五
 一六一 三方ヶ原・長篠ノ戰ノ大要ヲ記セ……九五
 一六二 織田信長ノ佛教徒及基督教徒ニ對スル態度如何……九六
 一六三 本能寺ノ變ニ就キテ記セヨ……九六
 一六四 豊臣秀吉出身ノ概要ヲ記セ……九六
 一六五 豊臣秀吉海内一統ノ大略ヲ述ベヨ……九七
 一六六 賤ヶ岳・小牧山戰ノ大要ヲ記セ……九八
 一六七 豊臣秀吉ノ勤王事蹟ヲ舉ゲヨ……九八
 一六八 聚樂第ニ就キ記セ……九九
 一六九 豊臣氏ノ職制及制度ノ改革ヲ問フ……九九
 一七〇 桃山時代トハ何ゾヤ並ニ其時代ノ美術工藝ノ概略ヲ記セ……一〇〇

一七一 豊臣秀吉ノ朝鮮征伐(文祿慶長役)ニ就キ記セ……一〇〇
 一七二 文祿役ノ構和條件ヲ舉ゲヨ……一〇一
 一七三 豊臣秀吉ノ朝鮮征伐失敗ノ原因……一〇二
 一七四 豊臣秀吉ノ對外政策ヲ述ベヨ……一〇二
 一七五 關ヶ原ノ戰ノ大略ヲ記述セヨ……一〇三
 一七六 豊臣氏滅亡(大阪冬・夏陣)ノ顛末ヲ記述セヨ……一〇三
 一七七 江戸幕府ノ組織ヲ述ベヨ……一〇四
 一七八 徳川時代ノ大名ノ種別(親藩・譜代外様)ヲ問フ……一〇五
 一七九 江戸幕府ノ諸侯ニ對スル政策如何參勤交代ニ就キ説明セヨ……一〇六
 一八〇 江戸幕府ノ朝廷ニ對スル政策如何徳川時代ノ初期ニ於ケル我が國ト海外諸國トノ交通ノ大略ヲ記セ……一〇七
 一八三 御朱印船ニ就キ知ル所ヲ記セ……一〇七
 一八四 支倉常長・濱田彌兵衛・山田長政ノ

一八五 事蹟ヲ問フ……一〇八
 一八六 天主教禁止ノ由來ヲ問フ……一〇九
 一八七 島原ノ亂ノ大要ヲ記セ……一一〇
 一八八 徳川幕府ガ鎖國政策ヲ採ルニ至リシ始末ヲ記セ……一一〇
 一八九 徳川幕府ノ鎖國政策ノ影響ヲ問フ踏繪・宗門改ニ就キ述ベヨ……一一一
 一九〇 徳川家光ノ事蹟ヲ問フ……一一二
 一九一 慶安ノ變ノ概略ヲ記セ……一一三
 一九二 徳川家綱ノ政治ニ就キテ述ベヨ……一一三
 一九三 徳川綱吉ノ政治ノ大略ヲ記セ……一一三
 一九四 元祿時代・元祿風トハ何ゾヤ……一一四
 一九五 赤穂義士復讐ノ大要ヲ記セ……一一四
 一九六 徳川時代ニ於ケル學問普及ノ次第ヲ略述セヨ……一一五
 一九七 元祿時代前後ニ於ケル諸學勃興ノ大要ヲ記セ……一一五
 一九八 徳川光圀ノ修史事業ニ就キ記セヨ……一一六

二二五	安政假條約締結ノ顛末ヲ述ベヨ	二二五
二二六	將軍繼嗣問題ニ就キ略述セヨ	二二六
二二七	安政ノ大獄ニ就キ述ベヨ	二二七
二二八	櫻田門ノ變ニ就キ述ベヨ	二二八
二二九	公武合體ト其結果(坂下門ノ變)ニ就キ述ベヨ	二二九
二三〇	文久頃ニ於ケル京都ノ形勢ヲ問フ	二三〇
二三一	生麥事件ノ大要ヲ問フ	二三一
二三二	攘夷實行ノ次第ヲ記セヨ	二三二
二三三	攘夷ノ中止ニ至レル次第ヲ問フ	二三三
二三四	討幕派ノ舉兵ニ就キ記セヨ	二三四
二三五	蛤御門(元治)ノ變ノ大要ヲ記セヨ	二三五
二三六	長州征伐ノ顛末ヲ記セヨ	二三六
二三七	大政奉還ノ次第ヲ問フ	二三七
二三八	王政復古ノ大略ヲ述ベヨ	二三八
二三九	鳥羽伏見ノ戰ニ就キ略述セヨ	二三九
二四〇	江戸開城ノ大略ヲ述ベヨ	二四〇
二四一	明治戊辰ノ役ニ就キ述ベヨ	二四一
二四二	徳川幕府衰亡ノ原因ヲ問フ	二四二
二四三	我が國ニ於テ古代ヨリ現代ニ至ル	二四三

二四四	マデ政權ノ推移シタル大勢ヲ記セ	二四四
二四五	本邦政治上ノ三大變革ニ就キ述ベ	二四五
二四六	大化改新ト明治維新トノ類似ノ點	二四六
二四七	ヲ舉ゲヨ	二四七
二四八	建武中興ト明治維新トヲ比較セヨ	二四八
二四九	奈良朝以後江戸時代ニ至ル迄ノ各	二四九
二五〇	時代ヲ順ニ列舉シ且ツ各時代ニ於	二五〇
二五一	ケル二三著名ノ事實ヲ記セ	二五一
二五二	五箇條ノ御誓文ヲ記セ	二五二
二五三	御即位・改元・奠都ノ大略ヲ記セ	二五三
二五四	明治初年ノ官制改革ニ就キ述ベヨ	二五四
二五五	版籍奉還ノ次第ヲ問フ	二五五
二五六	廢藩置縣ノ始末ヲ記セ	二五六
二五七	諸般ノ改革(西洋文物ノ採用)ニ就	二五七
二五八	キ略述セヨ	二五八
二五九	外交方針ノ確立及使節派遣ノ大要	二五九
二六〇	ヲ述ベヨ	二六〇
二六一	征韓論ニ就キ述ベヨ	二六一
二六二	江華島事件(日韓修好)ニ就キ記セ	二六二
二六三	朝鮮ト清國トノ關係ヲ問フ	二六三

一九九	元祿時代前後ニ於ケル美術・工藝	一九九
二〇〇	ノ大略ヲ記セ	二〇〇
二〇一	江戸時代ニ於ル交通ノ大要ヲ記セ	二〇一
二〇二	新井君美ノ事蹟ヲ問フ	二〇二
二〇三	徳川吉宗ノ事蹟(享保ノ治)ノ大要	二〇三
二〇四	ヲ記述セヨ	二〇四
二〇五	足高・上ケ米ニ就キ説明セヨ	二〇五
二〇六	公事方御定書・目安箱ニ就キ述ベ	二〇六
二〇七	御三卿トハ何ゾヤ	二〇七
二〇八	田沼意次父子專横ノ次第ヲ記セ	二〇八
二〇九	松平定信ノ事蹟(寛政ノ治)ヲ記セ	二〇九
二一〇	寛政異學ノ禁トハ何ゾヤ	二一〇
二一一	尊號事件ノ大略ヲ述ベヨ	二一一
二一二	徳川時代ノ諸藩中治績ノ顯著ナル	二一二
二一三	者ヲ舉ゲヨ	二一三
二一四	文化・文政(家齊ノ後半期)ニ於ケ	二一四
二一五	ル社會ノ眞相ヲ略述セヨ	二一五
二一六	大鹽平八郎ノ亂ノ大要ヲ記セ	二一六

二一七	天保ノ改革ノ大略ヲ述ベヨ	二一七
二一八	徳川時代ニ於ケル國學勃興ノ原因	二一八
二一九	ヲ述ベ併セテ著名ノ學者ヲ舉ゲヨ	二一九
二二〇	蘭學傳來ノ起原・發達・影響ノ大要	二二〇
二二一	ヲ述ベヨ	二二一
二二二	尊王論ノ由來及重ナル尊王論者	二二二
二二三	寛政ノ三奇人ニ就キ知ル所ヲ記セ	二二三
二二四	徳川時代末期ニ於ケル西洋諸國ノ	二二四
二二五	形勢ヲ略述セヨ	二二五
二二六	徳川時代露國使節來朝ノ大要	二二六
二二七	蝦夷地經營ノ概要ヲ述ベヨ	二二七
二二八	近藤重藏・伊能忠敬・間宮林藏ニ就	二二八
二二九	キテ述ベヨ	二二九
二三〇	露人來寇・英艦狼籍ノ始末ヲ記セ	二三〇
二三一	海防論・攘夷論・開國論ノ起リタル	二三一
二三二	次第ヲ記セ	二三二
二三三	ペリノ來朝及和親條約締結ノ概	二三三
二三四	況ヲ記セ	二三四

日本 歷史

一 建國ノ體制ヲ略述セヨ

- (一) 建國ノ基礎 太古天照大神ハ、御孫瓊々杵尊ヲ大八州ニ降シ給フニ當リ、三種ノ神器ヲ授ケ、
「豊葦原ノ瑞穗ノ國ハ我が子孫ノ君タルベキ地ナリ、汝皇孫性イテ治メヨ、實祚ノ隆ナルコト天
壤ト共ニ窮リ無カルベシ」ト勅セラレテヨリ、我が建國ノ基礎確立シテ動カズ、
 - (二) 日本國民 大八洲國ニハ、蝦夷・熊襲・土蜘蛛等ノ諸族各所ニ居住シ、未ダ國民的ノ團結ヲ爲サ
リシガ、倭秀ナル日本民族天孫ニ隨ヒテコノ國土ニ來リ、此等ノ蕃族ヲ服シ、又ソノ後支那・朝
鮮ヨリ歸化セル者ヲ融合同化シテ、遂ニ此鞏固ナル國民ヲ形成セリ、
 - (三) 皇室ト國民 斯クノ如クシテ一團トナリタル日本國民ハ、皇室ヲ中心ニ仰ギ奉リテ報効ノ誠ヲ
致シ、之ヲ統率シ給ヘル天皇ハ、歷世國民利福ヲ念トシ給ヘリ、故ニ我が皇室ト國民トノ間ハ、義
ハ即チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノ如ク、以テ世界無比ノ國體ヲ成セリ、
 - (四) 貴キ歴史 我が帝國ハ、天祖開闢以來コ、ニ三千年、時ニ治亂盛衰アリシト雖モ、皇統連續ト
シテ、天祖ノ遺訓終始一貫シテ渝ラズ、之ヲ彼ノ支那及西洋諸國ガ、革命ニヨリテ歴々朝ヲ更ヘ
タルニ比スレバ、實ニ天地ノ差アリト云フベシ、
- (註) 大八洲國ハ我が國ノ古名ナリ、大八洲トハ、大倭豊秋津洲(本州)・淡路・伊豫(四國)・壹岐・對

二五八	日支修好ノ大略ヲ述ベヨ	一五二
二五九	臺灣征伐ノ顛末ヲ記セ	一五三
二六〇	琉球ノ處分ニ就キ述ベヨ	一五三
二六一	北海道開拓ノ大要ヲ問フ	一五三
二六二	千島・樺太ノ交換始末ヲ記セ	一五四
二六三	明治初年ノ地方騷亂ニ就キ述ベヨ	一五四
二六四	西南戰爭ノ原因ヲ問フ	一五五
二六五	ハルリノ來航以來西南戰爭ニ至ル マデ我が國ニ起リタル重ナル事件 ヲ年代順ニ表示セヨ	一五六
二六六	我が國ノ朝鮮扶掖ノ概要ヲ記セ	一五六
二六七	明治十五年京城ノ變ニ就キ記セ	一五七
二六八	獨立黨及事大黨ニ就キ述ベヨ	一五七
二六九	明治十七年京城ノ變ニ就キ記セ	一五八
二七〇	天津條約ニ就キ述ベヨ	一五九
二七一	立憲政體確立ノ來歴ヲ問フ	一五九
二七二	明治十八年官制改革ノ大要ヲ問フ	一六〇
二七三	法典編纂ノ大略ヲ述ベヨ	一六一
二七四	條約改正ノ沿革ヲ述ベヨ	一六一
二七五	日清戰役ノ原因ヲ問フ	一六二

日本 歷史 目次 終

二七六	下關條約締結ノ顛末ヲ記セ	一六三
二七七	三國干涉ノ大要ヲ記セ	一六四
二七八	日清戰役後清國ニ於ケル諸外國ノ 利權獲得ノ概況ヲ述ベヨ	一六四
二七九	北清事變ノ顛末ヲ記セ	一六五
二八〇	日英同盟ノ成立ヲ促セシ原因如何	一六六
二八一	日英同盟ノ經過ヲ略述セヨ	一六六
二八二	日露戰爭ノ原因ヲ述ベヨ	一六七
二八三	日露戰爭ノ條約締結ノ大要ヲ問フ	一六八
二八四	日韓併合ノ由來ヲ問フ	一六八
二八五	上古以來韓國併合ニ至ルマデノ日 本ト朝鮮トノ關係ヲ略記セヨ	一六九
二八六	明治天皇ノ御治績ヲ述ベヨ	一七〇
二八七	日露戰爭ノ原因ヲ問フ	一七〇
二八八	華盛頓會議ノ大略ヲ述ベヨ	一七一
二八九	維新以來ノ日支關係ヲ略記セヨ	一七二
二九〇	維新後我が領土トナリタル地名ト 其始末ノ大要ヲ問フ	一七三

馬・筑紫(九州)・隱岐・佐渡ノ八ツノ島ヲ指ス、土蜘蛛トハ「土」ノ約ニテ、上古穴居ノ蕃族ヲ云フ、熊襲・蝦夷ノ事ハ第十二問題ヲ見ヨ、

二 三種ノ神器ノ由來ヲ問フ

瓊々杵尊降臨ノ際、天照大神ヨリ賜ハリタル八咫鏡・八坂瓊勾玉・素戔嗚尊ヲ三種ノ神器ト云ヒ、歴代相傳ヘテ皇位ノ御璽トナシ給ヘルモノナリ、其由來ノ大要左ノ如シ、

(一)八咫鏡 天照大神ガ、御弟素戔嗚尊ノ暴行ヲ怒リテ天岩戸ニ隠レ給ヒシ時、諸神相集リテ神樂ヲ奏スルニ當リ、石凝姥命ノ作りタルモノナリ、

(二)八坂瓊勾玉 同上ノ時、玉祖命ノ作りタルモノナリ、

(三)素戔嗚尊 素戔嗚尊、出雲ノ國ニ在リタルトキ、鏡川上ニテ八岐大蛇ヲ斬リ、其尾ヲ裂キテ獲タル劍ヲ大神ニ奉レリ、之ヲ素戔嗚尊ト云フ、

(註)崇神天皇ノ時、寶劍ト寶鏡トヲ模造シテ之ヲ勾玉ト共ニ宮中ニ奉安シ、寶劍ト寶鏡トヲ大和ノ笠縫邑ニ奉祀シ給ヒシガ、垂仁天皇ハ更ニ之ヲ伊勢ノ五十鈴川上(今ノ皇大神宮)ニ遷シ給ヘリ、其後日本武尊寶劍ヲ拜授シテ東夷ヲ平ゲ、歸途伊勢ノ能褒野ニ薨シ給ヒシカバ、寶劍ヲ尾張ノ熱田ニ奉祀セリ、今ノ熱田神宮コレナリ、

三 瓊々杵尊ヨリ神武天皇ニ至ル間ノ變遷ヲ述ベヨ

瓊々杵尊ハ、天兒履根尊・太玉命・天忍日命・天津久米命・玉祖命・石凝姥命等多クノ神々ヲ率キテ日

向ノ高千穗ノ峰ニ降り給ヒ、天位ヲ御子彦火々出見尊、御孫鵜草葺不合尊ニ傳ヘ給ヘリ、此三世ハ日向ニ都シ皇威西邊ニ振ヘリ、鵜草葺不合尊四子ヲ生ミ給ヒ、長ヲ五瀬尊ト云ヒ、季ヲ磐余彦尊ト云フ、磐余彦尊ハ即チ後ノ神武天皇ナリ、神武天皇ノ未ダ大和ニ遷リ給ハザル前ヲ神代ト云ヒ、其年數審カラズ、

四 神武天皇ノ御創業ノ大要ヲ記セ

(一)東征 天孫降臨以來三世ノ間日向ノ高千穗ノ宮ニ居給ヒシガ、皇都西ニ偏セシヲ以テ東方ノ地ニハ未ダ皇威ニ順ハザルモノ多カリキ、之ヲ以テ天皇ハ、樞要ノ地ニ遷リ、天下ヲ一統シテ萬民ヲ安セント思召シ給ヒ、乃チ皇族及群臣ヲ從ヘ、舟師ヲ率キテ日向ヲ發シ、瀬戸内海ヲ經テ浪速ニ至リ、夫レヨリ進ミテ大和ニ入ラントシ給ヘリ、

(二)大和平定 其頃大和ノ酋長ニ長髓彦ト云フモノアリ、豫テ天神ノ後ナル饒速日命ヲ奉ジテ勢力頗ル盛ナリシガ、皇軍ノ到ルヲ聞キ、兵ヲ出シテ之ヲ孔舍衛坂ニ迎ヘ戰フ、此時皇軍利アラズ、剩ヘ皇兄五瀬命流矢ニ中リテ薨シ給ヒシカバ、天皇、路ヲカヘテ紀伊ニ廻リ、道臣命ヲ嚮導トシテ熊野ノ險ヲ越エ、大和ニ入り、行ク々々諸賊ヲ破リ、遂ニ長髓彦ニ迫ル、偶マ饒速日命ハ長髓彦ヲ殺シテ降り、ツイデ其附近ノ諸賊モ皆平ギ、大和地方全ク平定セリ、

(三)即位及立后 コ、ニ於テ、天皇ハ畝傍山ノ東南ナル橿原ノ地ニ宮殿ヲ造リ、辛酉正月朔日三種ノ神器ヲ正殿ニ奉安シテ即位ノ式ヲ舉ゲ給ヘリ、後世コノ年ヲ以テ我が國ノ紀元元年トナス、ツイデ大國主命ノ後ナル五十鈴媛ヲ立テ、皇后トナシ給ヘリ、

五 神武天皇ノ定ヌラレタル政治組織ヲ略説セヨ

神武天皇皇位ニ即キ給フヤ、種々ノ職制ヲ設ケテ政治組織ヲ整ヘ給ヘリ、然レドモ其頃ハ未ダ草創ノ世ナリシカバ、政府ノ組織モ頗ル簡ニシテ、政治ト祭祀トノ區別明カナラズ、政治ハ寧ロ天神地祇ヲ祭ルヲ以テ重ナルモノトセリ、斯ル政治ヲ「祭政一致ノ政治」ト云フ、

(一)中央政府 天種子命(天兒屋根命ノ孫)ト、天富命(太玉命ノ孫)トヲシテ、祭祀ヲ掌リ、朝政ヲ輔佐セシム、即チ神祇官ナリ、道臣命(天忍日命ノ曾孫)ト、大久米命(天津久米命ノ裔)トヲシテ、各々其ノ兵ヲ率テ宮門ヲ護ラシム、即チ衛門ノ將ナリ、又可美眞手命(饒速日命ノ子)ヲシテ殿内ヲ宿衛セシム、即チ近衛ノ將タリ、

(註)天種子命ノ子孫ハ中臣氏、天富命ノ子孫ハ齊部氏、道臣命ノ子孫ハ大伴氏、大久米命ノ子孫ハ久米氏、可美眞手命ノ子孫ハ物部氏トナリテ、代々祖先ノ職ヲ世襲セリ、

(二)地方政治 地方ニハ國造・縣主ヲ置キ給フ、國造ハ凶賊ヲ平ゲ、人民ヲ鎮撫シタル功ヲ以テ其地ニ封セラレ、縣主ハ朝廷ノ御料田ヲ司ルモノナリ、何レモ地方官ニシテ、子孫相襲イデ各々其土地人民ヲ治メ、部下ヲ率テ朝廷ニ仕ヘタリ、

六 紀元節及金鷄勳章ノ由來ヲ述ベヨ

(一)紀元節 神武天皇即位ノ式ヲ舉ゲ給ヒシハ、大正十五年ヲ距ルコト二千五百八十六年前ノコトニシテ、辛酉ノ正月朔日ハ太陽曆ノ二月十一日ニ當リ、明治五年十一月此即位ノ年ヲ以テ我が紀元

元ト定メラレ、翌年一月更ニ即位日ヲ祝日トシ、此日ヲ紀元節ト定メラル、
(二)金鷄勳章 神武天皇紀伊ヨリ大和ニ入り、諸族ヲ平ラゲ進ンデ長髓彦ノ軍ヲ撃チ給フトキ、連戦利アラズシテ皇軍阻ム色アリ、時ニ金色ノ鷄來リテ天皇ノ御弓弭ニ止マル、其光流電ノ如クナリシカバ、賊軍爲メニ迷眩シテ戰フコト能ハズ、皇軍遂ニ勝利ヲ得タリ、現今殊勳ノ軍人ニ賜フ所ノ金鷄勳章ハコノ故事ニ基キテ制定セラレタルモノナリ、

七 崇神天皇ノ御事蹟ヲ問フ

- (一)神器ノ奉還 コレ迄三種ノ神器ハ宮中ニ安置セラレシガ、天皇ハ神威ヲ汚サン恐アリトテ、鏡・劍ヲ模造シテ勾玉ト共ニ宮中ニ留メ、神授ノ鏡・劍ヲ大和ノ笠縫邑ニ奉還シ給ヘリ、
- (二)皇威ノ伸長 當時近畿ノ地ハ皇威ニ服セシカド、遠方ハ未ダ王化ニ浴セザリシカバ、天皇ハ四人ノ皇族ヲ四方ニ派遣シテ各々其地方ヲ鎮メサセ給フ、世ニ之ヲ四道將軍ト云フ、
- (三)民業ノ獎勵 天皇ハ御心ヲ民業ニ注ガセ給ヒ、農ハ國ノ大本ナリトテ、池・溝ヲ穿タシメテ、水田ノ灌漑ニ便ナラシメ、船舶ヲ作ラシメテ運輸・交通ノ便ヲ圖リ給ヘリ、
- (四)租稅法ノ創設 人口ヲ調ベテ、男ニ弓弭調、女ニ手末調ヲ課シ給フ、弓弭調ハ、弓モチ獲タル獸ノ皮又ハ角ヲ貢トシテ奉ルヲ云ヒ、手末調ハ、女子ノ手工ニナル絹布ノ類ヲ奉ルヲ云フ、是レ我が國ニ於ケル租稅ノ始ナリ、
- (五)對外關係 此頃朝鮮半島ノ南部ニ加羅ト云フ小國アリ、新羅ト爭ヒ授テ我が國ニ求メシカバ、天皇ハ鹽乘津彦ヲ遣ハシテ之ヲ鎮メシメ給ヘリ、

八 四道將軍トハ何ゾヤ

第十代崇神天皇ノ朝ニ至リテハ、世運大ニ開ケ從テ人智モ進ミタリト雖モ、偏土ノ民ハ未ダ皇化ニ潤ハズ、會長各地ニ暴威ヲ振ヒ良民ヲ苦シムル者少カラザリケレバ、天皇大ニ之ヲ憂ヒ給ヒ、大彥命ヲ北陸ニ、其子武渟川別命ヲ東海ニ、吉備津彥命ヲ西海ニ、丹波道主命ヲ丹波ニ遣ハサル、天皇勅シテ宣ハク「若シ教ヲ受ケザル者アラバ兵ヲ擧ゲテ之ヲ伐テ」ト、之ヲ四道將軍ト云フ、遠近大ニ悅服シ、コレヨリ皇化漸ク四方ニ覃ブニ至レリ、

九 内宮及外宮ノ由來ヲ説明セヨ

(一)内宮 崇神天皇ハ敬神ノ念厚ク、三種ノ神器ヲ宮中ニ奉安スルハ神威ヲ汚ス恐レアリトテ、寶劍・寶鏡ヲ大和ノ笠縫邑ニ移シ給ヒシガ、御子垂仁天皇ノ時更ニ之ヲ伊勢ノ五十鈴川上ニ移シ、皇女倭姫命ヲシテ祭ラシメ給ヘリ、是レ即チ今ノ内宮(皇大神宮)ナリ、當時劍ト鏡トヲ奉祀シアリシガ、後、日本武尊薨去ノ時ヨリ、寶劍ハ尾張ノ熱田神宮ニ遷祀シ奉レリ、
(二)外宮 雄略天皇ノ時、農業・養蠶ノ神ナル豊受大神ヲ、丹波ノ國ヨリ伊勢ノ山田ニ遷シ給ヘリ、是レ今ノ外宮ニシテ、皇大神宮ト共ニ皇室ヲ始メ國民ノ篤ク尊崇スル所ナリ、

一〇 殉死及埴輪ノ大要ヲ記セ

(一)殉死 我が國太古、高貴ノ人死スルトキ、其近臣ヲ生キナガラ墓側ニ埋ムルノ風習アリタリ、

之ヲ殉死ト云フ、垂仁天皇其慘狀ヲ見ルニ忍ビ給ハズ、皇后崩御ノトキ、野見宿禰ノ議ヲ用ヒテ之ヲ禁シ給ヘリ、然レドモ足利氏ノ頃ヨリ武將死スルトキ、其臣追腹スルノ風アリ、徳川氏ニ至リテハ其多キヲ誇ル傾キアリタリシガ、家綱之ヲ嚴禁セシヨリ全ク其跡ヲ絶テリ、
(二)埴輪 埴輪トハ、土ヲ以テ人馬等ノ形ヲ造リ、殉死ニ代ヘテ墓側ニ立テタルモノニシテ、一ニ之ヲ立物トモ云フ、垂仁天皇ノトキ野見宿禰ノ創意ニカ、ルモノナリ、現今所々ノ古墳ヨリ發掘スルコトアリ、上古ノ風俗・工藝等ヲ知ルノ助トナルコト多シ、

一一 日本武尊ノ御事蹟(熊襲及蝦夷征伐)ノ大要ヲ問フ

崇神天皇以後皇威次第ニ遠國ニ及ビシガ、尙ホ九州ノ南部ニハ熊襲アリ、東北地方ニハ蝦夷アリ、共ニ強暴ニシテ未ダ朝命ニ服セズ、屢々邊境ヲ侵スコトアリタリ、

(一)熊襲征伐 第十二代景行天皇ノ朝ニ熊襲叛ケリ、天皇親征シテ一タビ之ヲ平ゲ給ヒシガ、數年ヲ經テ復叛キシカバ、此度ハ皇子小碓尊ヲ遣ハシテ討タシメ給ヘリ、皇子時ニ御歳十六歳ナリ、直ニ筑紫ニ赴キ、女裝シテ賊魁川上梟帥ノ宴ニ侍シ、夜半起ツテ梟帥ヲ刺シ給フ、梟帥ハ尊ノ武勇ニ感シ、死ニ臨ミテ日本武尊ノ御名ヲ奉レリ、
(二)蝦夷征伐 熊襲平定後間モナク蝦夷叛キシカバ、天皇再ビ日本武尊ヲシテ之ヲ征伐シ給ヘリ、尊先ツ伊勢ノ神宮ニ詣テ、御叔母倭姫命ヨリ叢雲劍ヲ拜授シ、尾張ヲ過ギ駿河ニ至リシトキ、此地ノ賊等尊ヲ誘ヒ火ヲ放チテ尊ヲ害セントセシガ、尊ハ寶劍ヲ抜キテ草薙千拂ヒ、向火ヲ放チテ却テ賊ヲ燒殺シ給ヘリ、是ヨリ此寶劍ヲ草薙劍ト申スナリ、

カクテ尊ハ相模ヨリ土總ニ渡リ、海路陸奥ニ進ミシニ、酋長等尊ノ御名ヲ聞キテ降服セシカバ、夫レヨリ歸途ニツカレ、常陸・武藏・甲斐・信濃等ヲ經テ尾張ニ出デ、更ニ近江ノ伊吹山ノ賊ヲ討チ給ヒシガ、山中ニテ病ヲ得、遂ニ伊勢ノ能褒野ニ至リテ薨シ給ヘリ、時ニ御年三十二歳ナリ、熱田神宮ハ尊ガ伊吹山征討ノ際、尾張ニ留メ置カレシ寶劍ヲ祀レルモノナリ、

(三)遺功 尊ノ東征・西伐ハ、大ニ版圖ヲ擴メ、皇城ヲ四方ニ輝カセリ、

一二 熊襲及蝦夷ニ就キ説明セヨ

(一)熊襲 熊襲ハ今ノ日向・大隅・薩摩地方ニ住ミタル剽悍ナル蕃族ニシテ、天孫トハ同種族ニアラズ、紀元前ニハ都ニ近キヲ以テ常ニ皇威ニ服セシガ、神武天皇御東征後ハ、其ノ勢力ヲ北方肥後地方ニマデ及ボシ、景行天皇ノ御代ニ至リテ漸ク異心ヲ懷キ、其勢頗ル盛ナリキ、

(二)蝦夷 蝦夷ハ今ノ北海道ニ住メルあい、ト同種族ナリ、景行天皇ノ御代ノ頃ニハ、奥羽ヨリ關東地方マデ蔓延シ、常ニ良民ヲ苦シメ奪掠ヲ事トセリ、

一三 景行天皇及成務天皇ノ御事蹟ヲ問フ

(一)景行天皇ノ御事蹟 日本武尊ノ偉功ニヨリ熊襲・蝦夷等ノ諸族服從セシヲ以テ、天皇親ラ東國ヲ巡視シ給ヒ、豊城入彦命ノ曾孫御諸別王ヲシテ東國ヲ鎮メサセ、又諸皇子ヲ諸國ニ遣ハシテ地方ヲ治メシメ給ヒシカバ、皇化四方ニ及ベリ、

(二)成務天皇ノ御事蹟 朝廷ノ御威德益々遠隔ノ地ニ及ビ、境界大ニ廣マリシカバ、第十三代成務

天皇ハ山河ノ形勢ニヨリテ國・縣ノ境界ヲ定メ、國造・縣主ヲ増設シ、稻置ヲ置キテ地方ノ制度ヲ整ヘ給ヒ、又中央ニ大臣ヲ置キ武内宿禰ヲ之ニ任ジテ國政ヲ輔ケシメ給ヘリ、

カクテ神武天皇ノ創メ給ヒシ海内一統ノ大事業ハ、崇神天皇ヨリ成務天皇ニ至ル二百五十年間ニ於テ著シク進歩シタルヲ見ルベシ、

一四 大臣・大連・稻置ノ意義ヲ述ベヨ

(一)大臣 大臣トハ、上古朝廷ノ政務ニ參與セシ重職ニシテ、皇別ノ人之ニ任ゼラル、成務天皇ノ御代ニ竹内宿禰初メテ大臣トナリ、其子孫之ヲ世襲セリ、

(二)大連 大連トハ、上古大臣ト共ニ朝政ニ參與セシ官ニシテ、神別ノ人之ニ任ゼラル、仲哀天皇ノ御代ニ大伴武以初メテ大連トナリ、其子孫之ヲ世襲セリ、

(三)稻置 稻置トハ、稻ノ君ノ義ナリ、邑毎ニ置キ、稻穀收稅ノ事ヲ掌ル地方官ニシテ、成務天皇ノ御代ニ初メテ設置セラレタルモノナリ、是亦世襲ナリ、

(註)皇別・神別ノ事ハ第二十四問題説明ヲ見ヨ、

一五 朝鮮半島ノ沿革ノ大要ヲ問フ

(一)三韓 上古ノ朝鮮半島ハ、北部ヲ古朝鮮ト云ヒ、南部ヲ三韓(辰韓・馬韓・辨韓)ト稱セリ、

(二)三國 古朝鮮ハ支那ノ領地ナリシガ、崇神天皇ノ頃此地ニ高麗國起リ、コレト相前後シテ辰韓

(三)ノ地ニ新羅國、馬韓ノ地ニ百濟國起レリ、我が國ニテハ此三國ヲモ特ニ三韓ト呼ベリ、

(三)任那 其頃辨韓ノ地ニ加羅ト稱スル國アリ、常ニ東隣新羅ニ攻メラレシガ、崇神天皇ノ末年頃使ヲ我が國ニ遣ハシテ授ヲ乞ヒシカバ、天皇乃チ鹽乘津彦ヲシテ之ヲ鎮メシメ、尋イテ垂仁天皇ノ時、崇神天皇ノ御名(御間城入彦)ヲ取リテ此地ヲ任那ト名ヅケ給ヘリ、
(註)高麗ハ凡ソ今ノ忠清北道及江原道ヨリ以北並ニ奉天省及吉林省南部ノ一帶ヲ指シ、百濟ハ忠清南道・全羅南道・全部、新羅ハ慶尙北道及同南道ノ北半部ヲ指ス、又任那ハ慶尙南道ノ南部ニシテ、加羅ノ本國ナル大伽羅ハ金海地方ナリト云フ、
本問ハ上古ニ於ケル日韓關係ヲ研究スルニツキ最モ大切ナルヲ以テ注意ヲ要ス、

一六 任那日本府ノ起原・變遷・滅亡ノ次第ヲ略說セヨ

(一)起原 加羅國、新羅ト戰ヒ授ヲ我が國ニ乞ヒシカバ、崇神天皇ハ鹽乘津彦ヲ遣ハシテ鎮セシム、垂仁天皇ノ朝ニ至リ國號ヲ任那ト賜ヒ、府ヲ置キテ日本府ト云フ、是レ日本府ノ始ナリ、
(二)變遷 其重ナルモノ左ノ如シ、
(イ)日本府設置以來、第十四代仲哀天皇ニ至ル二百餘年間ハ國內多端ナリシ爲、日本府ノ勢振ハザリシガ、神功皇后ノ三韓統一ニ及ビ、日本府ノ勢大ニ張レリ、
(ロ)第二十一代雄略天皇ノ御代ニ、任那ノ國司吉備田狹、新羅ト通ジテ我が朝廷ニ叛ス、
(ハ)第二十三代顯宗天皇ノ御代ニ、紀大磐、高麗ト結ビ任那ニ因リテ自立ヲ圖レリ、
(ニ)第二十六代繼體天皇ノ御代ニ、大連大伴金村、百濟ノ請ヲ容レ、任那ノ四縣ヲ割キテ之ニ與ヘシカバ、任那ハ我が國ヲ怨ミテ離叛スルニ至レリ、

(三)滅亡 其後新羅ノ勢益々振ヒ、第二十九代欽明天皇ノ御代ニ及ビ、高麗ト謀ヲ通ジテ百濟ヲ攻メ、又任那ヲ侵シテ遂ニ日本府ヲ滅セリ、天皇兵ヲ出シテ新羅ヲ征セラレシモ戰ヒ利アラズ、
ニ任那ノ我が領地トナリシヨリ茲ニ至ルマデ約六百年ナリ、爾後數代ノ天皇、常ニ任那恢復ノ事ニ力ヲ盡シ給ヒシモ其効ヲ見ザリキ、

一七 神功皇后ノ新羅征伐ノ大要ヲ記セ

(一)原因 仲哀天皇ノ御代ニ熊襲マダ叛ス、天皇之ヲ討タントテ皇后ト共ニ筑紫ニ至リ、征討ノ議ヲ擬シ給フ、コノ時皇后ハ「熊襲ノ叛クハ新羅ノ後援アルガ故ナリ、先ヅ新羅ヲ討タバ熊襲自ラ服セン」ト奏シ給ヒシモ、天皇聽カズシテ熊襲ヲ親征シ給ヒ、不幸ニシテ陣中ニ崩シ給ヒシカバ、皇后ハ新羅ヲ討チテ禍根ヲ除カント決心シ給ヘリ、
(二)親征 茲ニ於テ大臣武内宿禰ト謀リテ裏ヲ秘シ、別將鴨別ヲ遣ハシテ熊襲ヲ討タシメ、皇后親ヲ男裝シテ舟師ヲ率井、肥前松浦ヨリ對馬ノ和弭津ヲ經テ直ニ新羅ニ攻メ入り給フ、新羅王波沙錦我が軍ノ威風ニ恐レテ戰ハズシテ降り、永ク年々ノ貢物ヲ上ランコトヲ誓ヒシカバ、皇后之ヲ許シ、大矢田宿禰ヲ新羅ノ宰トシテ凱旋シ給ヘリ、
(三)結果 其主ナルモノ左ノ如シ、
(イ)新羅征伐後間モナク百濟及高麗モ出テ降り、朝鮮半島悉ク我が屬地トナレリ、
(ロ)新羅降服セシカバ、熊襲モマダ叛カザルニ至レリ、
(ハ)三韓ヨリ年々朝貢セシカバ大ニ我が富ヲ増シ、又韓土ノ文物輸入シテ國運増進セリ、

一八 古代ニ於ケル日韓ノ關係ヲ問フ

我が國ト朝鮮トハ一葦帶水ヲ隔テ、近ク相接シタレバ、日韓兩國ノ交通ハ古ク神代ノ頃ヨリ始マレリ、然レドモ歴史上最モ大切ナルハ、崇神天皇御代以後ノ事ナリ、

(一)崇神天皇ノ御代ニ、加羅國、新羅ト争ヒ使ヲ以テ授ヲ乞ヒシカバ、天皇鹽乘津彦ヲ遣ハシテ之ヲ救ハシメ給ヒ、ツイデ垂仁ノ朝、國名ヲ任那ト賜ヒ、且ツ日本府ヲ置カル、

(二)仲哀天皇ノ崩後、神功皇后親ラ大軍ヲ率テ新羅ヲ征シ給フ、新羅王大ニ恐レテ我が軍門ニ降服シ、尋イデ百濟及高麗モ亦降レリ、茲ニ於テ韓半島全ク我が屬地トナレリ、

(三)三韓我レニ屬スルヤ、一方ニ於テハ年々ノ朝貢ニヨリテ大ニ我が國ノ富ヲ増シ、他方ニ於テハ韓土ヲ介シテ支那ノ文物續々輸入セラレ、我が國ノ文化ニ至大ノ影響ヲ及ボセリ、

(四)三韓服屬後、百濟ハ概シテ恭順ナリシモ、新羅及高麗ハ叛服常ナク、加フルニ我が任那ノ鎮將中或ハ任地ニ據リテ叛キ、或ハ自立ヲ圖ルモノ出デ、半島ノ統御頗ル困難トナレリ、

(五)特ニ繼體天皇ノ御代、大連大伴金村、對韓ノ政畧ヲ誤リシタメ、任那大ニ我が國ヲ怨ミ、日本府漸ク動搖シ始メシガ、遂ニ欽明天皇ノ朝ニ至リ、新羅、任那ヲ滅シテ日本府ヲ毀テリ、

(六)其後數代ノ天皇ハ、カラ任那ノ興復ニ盡シ給ヒシモ事成ラズ、天智天皇内外ノ形勢ニ鑑ミ、韓土ヲ放棄シ給フニ及ビ、彼我ノ關係全ク廢絶セリ、

一九 文物傳來ノ大要ヲ記セ

三韓ハ早クヨリ支那ト交通シテ、文物頗ル發達シ居タリシガ、神功皇后征韓後、彼我ノ交通頗繁トナルニ從ヒ、漸次學問・工藝ヲ我が國ニ傳フルニ至レリ、

(一)學問ノ傳來 我が國ノ上古ニハ文字ナク、タレ前言・往行ヲ相傳フルニ過ギザリシガ、應神天皇ノ御代ニ、百濟ヨリ阿直岐來リテ皇子稚郎子ニ經典ヲ授ケ奉リ、ツイデ博士王仁召ニ應ジテ來朝シ、論語及千字文ヲ獻ズ、皇子亦就テ學ビ給ヘリ、是レ我が國ニ文字アル始ニシテ、又漢學傳來ノ始ナリ、其後モ韓土ヨリ續々學者來リ我が國ノ學問次第ニ進歩セリ、

(二)工藝ノ傳來 應神天皇ノ御代ニハ、學問ト共ニ諸種ノ工藝モ亦傳ハレリ、百濟王ハ縫工・織工ヲ獻ジ、支那人弓月君ハ多クノ人民ヲ率テ百濟ヨリ來リテ養蠶・紡織ノ業ヲ傳ヘ、又支那人阿知使主ハ十七縣ノ人民ヲ率テ歸化シ、後、天皇ノ命ニヨリ吳(支那ノ東南部)ニ使シテ機織・裁縫ニ長シタル數多ノ工女ヲ伴ヒ歸レリ、其他假冶・造酒・船匠等各種ノ工藝ニ通ズル職工來朝シ、大ニ我が工藝ノ進歩ヲ促セリ、

二〇 攝政ノ起原ヲ問フ

攝政トハ天皇ニ代リテ萬機ノ政ヲ行フ職ヲ云フ、當時應神天皇幼少ニ在シマセシガ、三韓降服シ、熊襲一旦鎮定セリト雖モ、日尙ホ淺クシテ此等ノ叛服未ダ明カナラズ、加フルニ霸阪・忍熊ニ皇子ノ如キ皇位ヲ覬覦スルモノアリテ、形勢頗ル穩ナラザリシカバ、神功皇后ハ天皇ヲ奉ジテ政ヲ攝シ給ヘリ、是レ我が國ニ於ケル攝政ノ始ナリ、

(註)現今ノ攝政制度ハ、皇族タルコトヲ要件トスルハ同一ナレドモ、其意味ハ多少異ナレリ、

二一 竹内宿禰ノ功績ノ大要ヲ記セ

竹内宿禰ハ孝元天皇ノ曾孫ニシテ、景行天皇ヨリ仁德天皇ニ至ル五朝ニ歷仕シ、功績頗ル多シ、
 (一)景行天皇ノ時東國ヲ視察シテ棟梁ノ臣トナリ、成務天皇ノ時始メテ大臣トナル、
 (二)仲哀天皇熊襲ヲ親征シテ筑紫ニ崩シ給フヤ、神功皇后ヲ輔ケテ新羅征服ヲ行フ、
 (三)神功皇后筑紫ニ凱旋シ應神天皇ヲ生ミ給フ、宿禰天皇ヲ奉ジ皇后ト共ニ京ニ還ルヤ、偶マ鷹野坂・
 忍熊ノ二皇子叛ヲ圖リ兵ヲ擧グ、宿禰之ヲ破リ遂ニ幼帝ヲシテ位ニ即カシメ奉レリ、
 (四)應神天皇ノ御代、韓人ヲ督シテ池ヲ大和ニ掘ラシム、韓人池ト云フ、又出デ、筑紫ヲ監察ス、
 (五)仁德天皇ノ御代ニ薨ズ、在官二百四十四年ナリト云フ、其年齡詳カナラズ、
 (註)宿禰ノ子孫ハ蘇我・平群・葛城等數家ニ分レ、執レモ大臣トナリ一門大ニ榮エタリ、

二二 仁德天皇及雄略天皇ノ御事蹟ヲ記セ

(一)仁德天皇ノ御事蹟 應神天皇ノ御子ニシテ第十六代ノ天皇ナリ、御事蹟ノ大要左ノ如シ、
 (イ)神武天皇以來都ハ概ネ大和ニ限ラレシガ、三韓服屬後、彼我ノ交通頻繁トナリシカバ、天皇
 ハ都ヲ當時第一ノ要港タル難波ニ遷シ給ヘリ、今ノ大阪ノ地是ナリ、
 (ロ)民ノ貧シキヲ察シテ六年間課役ヲ免ジ、親ヲ儉約ヲ行ヒテ仁政ヲ施シ給ヘリ、
 (ハ)又堀江ヲ造リ河ヲ穿チテ運輸ヲ便ニシ、池・溝ヲ掘リ、土地ヲ開キ、道路ヲ通ズル等、専ラ民
 業ノ發達ヲ圖リ給ヒシカバ、人民皆聖德ヲ仰ギ奉リテ、太平久シク打續ケリ、

二三 三藏トハ何ゾヤ並ニ三藏分立ノ次第ヲ述ベヨ

(一)雄略天皇ノ御事蹟 天皇ハ御性質勇猛ニシテ、時ニ粗暴ノ御行ヒアリシカド、皇后ノ御諫ニヨ
 リ一旦御改心後ハ、深ク御心ヲ民政ニ用ヒ給ヒシカバ、其御事蹟ノ見ルベキモノ頗ル多シ、
 (イ)農事ヲ重シ、特ニ蠶業ヲ發達セシメンガ爲メ、諸國ニ令シテ桑ヲ植工、蠶ヲ養ハシム、
 (ロ)又工藝ヲ盛ナラシメントテ、使ヲ吳ニ遣ハシテ縫工・織工ヲ招キ、更ニ百濟ヨリ陶工・木工・畫
 工等ヲ召シテ、此等ノ技術ヲ諸國ニ傳ヘシメ給ヘリ、
 (ハ)カク農・工業ヲ獎勵シ給ヒシ結果、國產大ニ起リ、諸國ヨリノ年々ノ貢物増加セシカバ、從來
 設ケラレタル齋藏・內藏ノ外、更ニ大藏ヲ建テ、之ヲ納メシメ給ヘリ、
 (ニ)五穀ノ神ナル豊受大神ヲ丹波ヨリ伊勢ニ遷シ給ヘリ、今ノ山田外宮是ナリ、

(一)三藏 三藏トハ齋藏・內藏・大藏ノ三ツヲ云フ、齋藏ハ專ラ神祭ニ供スル物ヲ納ムル所、內藏ハ
 皇室ノ御用度ヲ納ムル所、大藏ハ官物即チ國庫ニ屬スル物ヲ納ムル所ヲ云フ、
 (二)分立ノ次第 昔ハ祭政一致ナリシヲ以テ、神物ト官物ヲ區別セズ、總テ齋藏ニ納メテ齋部氏
 之ヲ掌リシガ、其後三韓ヨリ朝貢物多ク集リシカバ、履中天皇ノ御代ニ新ニ內藏ヲ建テ、官物ヲ
 納メ、齋部ヲシテ之ヲ掌ラシメ給ヘリ、然ルニ雄略天皇ノ御代ニ至リ、産業發達ノ結果、諸國ヨ
 リノ貢物益々増加セシヲ以テ、更ニ大藏ヲ建テ、之ヲ納メ、秦氏ニ其出納ヲ掌ラシメ、特ニ大臣
 蘇我滿智ヲシテ三藏ヲ總轄セシメ給ヘリ、是ヨリ神物ハ齋藏、皇室ノ御用度ハ內藏、官物ハ大藏
 ニ納ムルコト、ナリ、此ニ於テ三藏全ク分立セリ、

二四 神別・皇別・蕃別ノ區別ヲ問フ

我が國民ノ祖先ハ概ネ神別・皇別・蕃別ノ三種ヨリ成ル、其區別左ノ如シ、
(一)神別 我が國ニテハ、神代ヨリ一定ノ職ヲ奉ジテ天孫ニ事ヘ、世々其職ヲ襲ヒテ神武天皇以後
命ホ其後ヲ繼ゲルモノアリ、例ヘバ天忍日命ノ曾孫ナル道臣命ハ、大伴部ヲ率キテ宮門ヲ護衛シ
大伴氏ヲ稱セルガ如シ、此ノ如ク神代ヨリ續ケル氏族ヲ神別ト云フ、
(二)皇別 神武天皇以後、皇子ノ御子孫蕃殖シテ一ノ氏族ヲナセルモノヲ皇別ト云フ、
(三)蕃別 朝鮮・支那等ヨリ歸化セル人々及其子孫ヲ蕃別ト云フ、

二五 氏族制度ニ就キ説明セヨ

氏族制度ノ概要左ノ如シ、
(一)氏ノ制 我が國上古ノ社會ハ數多ノ氏ヨリ成レリ、氏トハ同一祖先ヨリ出デタル一族ヲ云フ、
(イ)氏ニハ大氏・小氏アリ、大氏ハ本家ニシテ、小氏ハ分家ナリ、例ヘバ大彥命ノ裔ナル阿倍氏ハ
大氏ニシテ、夫ヨリ別レタル阿倍志斐氏・阿倍間人氏ハ小氏ナルガ如シ、
(ロ)大氏・小氏ノ各々ノ主長ヲ氏上ト云ヒ、氏上ヲ伴造又ハ伴緒トモ云フ、
(ハ)大氏・小氏ニハ各々其下ニ隸屬スル氏人及部民アリ、部民ハ一ニ部曲ノ民又ハ品部トモ云フ、
(ニ)氏ニハ定リタル世襲ノ職業アリ、小氏ノ氏上ハ其氏人及部民ヲ統ベテ大氏ノ氏上ニ隸シ、大
氏ノ氏上ハ其氏人及部民ト、各小氏ノ氏上トヲ率キ、其職業ヲ以テ世々朝廷ニ奉仕セリ、

二六 佛教傳來ノ次第ヲ記セ

佛教ハ凡ソ二千五百年前(第二代綏靖天皇ノ頃)印度ノ釋伽ノ唱ヘタル宗教ニシテ、早ク支那ニ入り
終ニ朝鮮ヲ經テ我が國ニ傳來セリ、
(イ)繼體天皇ノ十六年、支那人司馬達等ト云フ者來リテ、大和國坂田原ニ居テ占メ、佛教ヲ弘メン
トシタレドモ、此時ハ異教ノ神ナリトシテ之ヲ信ズルモノナカリキ、
(ロ)欽明天皇ノ十三年、百濟ノ王、使ヲ遣ハシテ佛像及經典ヲ獻ジ、盛ニ佛教ノ功德ヲ説ケリ、
(ハ)天皇群臣ヲ召シテ信教ノ可否ヲ諮ヒ給ヒシニ、大臣蘇我稻目ハ佛ヲ禮スベシト云ヒ、大連物部
尾輿・中臣鎌子ハ、我が國ノ神ヲ措キテ外國ノ神ヲ信ズルハ不可ナリト反對セリ、
(ニ)天皇俄ニ決シ給ハズ、姑ク佛像ヲ稻目ニ與ヘテ試ニ之ヲ禮拜セシメ給ヘリ、稻目大ニ悅ビ、ソ
ノ向原ノ家ヲ以テ寺トナシ、佛像ヲ安置シテ大ニ之ヲ信仰セリ、
(ホ)然ルニ程ナク疫病流行シテ民ノ死スル者多カリケレバ、尾輿等ハ之ヲ以テ神罰ノ致ス所ナリト
シ、奏シテ寺ヲ燒キ、佛像ヲ難波ノ堀江ニ投ゼリ、

二七 佛教傳來ノ影響ヲ問フ

- (一) 佛教ノ渡來ヲ期トシテ、蘇我氏ト物部氏トノ軋轢一層甚シクナレリ、
- (二) 神道ノ現世的思想ナルニ反シ、佛教ハ前世・現世・來世ヲ説キ、人事ヲ因果應報ヲ以テ解シ、人世ヲ無常ト觀ズルヲ以テ、我が國民ノ思想ニ一大變化ヲ來セリ、
- (三) 佛教ハ平等主義ヲ唱道スル結果、信仰力ノ進ムニ從ヒ、階級的差別ヲ打破スルニ至レリ、
- (四) 佛教ノ盛ナルニ從ヒ、支那・朝鮮ヨリ寺工・佛工・畫工等相ツイテ來朝シ、寺塔ノ建立盛ニ行ハレシカバ、美術・工藝大ニ發達シ、我が國ノ美術及建築史上ニ一新區畫ヲ爲セリ、
- (五) 佛教ノ興隆ニ伴ヒ、支那ノ文物・制度輸入セラレ、遂ニ大化ノ改新ヲ見ルニ至レリ、

二八 蘇我・物部二氏ノ争ノ大要ヲ記セ

蘇我氏ハ竹内宿禰ヨリ出ツ、宿禰ノ子孫數家ニ分レ、執レモ大臣ノ家トシテ重キヲ爲セシガ、他ハ漸次衰ヘ蘇我氏獨リ盛ナリ、又物部氏ハ大伴氏ト共ニ大連ノ家トシテ著ハレシガ、大伴氏衰亡後ハ物部氏ノミ榮エ、蘇我氏ト相並ビテ大政ニ參與セリ、然ルニ蘇我稻目、物部尾興ノ時、偶マ佛教ノ傳來ガ政争ノ動機トナリテ、遂ニ兩氏ノ間ニ争ヲ生ズルニ至レリ、即チ次ノ如シ、

(一) 信仰上ノ争 欽明天皇ノ御代ニ佛教傳來スルヤ、蘇我稻目ハ之ヲ禮拜センコトヲ主張シ、物部尾興ハ之ニ反對セシガ、ヤガテ惡疫流行スルニ及ビ、信佛ノ崇ナリト奏シテ寺ヲ燒キ、佛像ヲ難波ノ堀江ニ投セシカバ、蘇我氏ハ大ニ物部氏ヲ怨メリ、敏達天皇ノ御代ニ、百濟再ビ佛像及經典

二九 聖德太子ノ御事蹟ヲ問フ

ヲ奉リ、稻目ノ子馬子深ク之ヲ崇敬セシガ、此時マダ惡疫流行シタルヲ以テ、尾興ノ子守屋ハ天皇ニ奏シテ佛像ヲ燒キ、堂宇ヲ毀テリ、是ニ於テ兩氏ノ反目其極ニ達セリ、

(二) 皇位ニ關スル争 敏達天皇崩シ給フヤ、守屋ハ皇弟穴穗部皇子ヲ立テントセシニ、馬子ハ己ガ妹ノ生ミ奉リシ皇弟大兄皇子ヲ立ツ、即チ用明天皇ナリ、天皇崩ズルニ及ビ、守屋ハ復穴穗部皇子ヲ推セシガ、馬子ハ皇子ヲ害シテ、泊瀨部皇子ヲ立ツ、崇峻天皇是ナリ、

(三) 物部氏ノ滅亡 尋テ馬子ハ厩戸皇子ト謀リ、兵ヲ率キテ守屋ノ邸ヲ攻ム、守屋ヨク防ギシモ、遂ニ矢ニ中リテ死セリ、是ニ於テ物部氏滅ビ、蘇我氏獨リ專横ヲ極ムルニ至レリ、

聖德太子ハ又厩戸皇子ト申ス、聰明ニシテ廣ク學藝ニ通ジ給ヘリ、第三十三代推古天皇(女帝ノ始)即位シ給フヤ、皇太子トシテ政ヲ攝シ給ヒシガ、其間ニ於ケル御治績頗ル多シ、

(一) 制度ノ新定 朝鮮及支那ノ制度ニ倣ヒテ、種々ノ新政ヲ布キ給ヘリ、其主ナルモノ左ノ如シ、

(イ) 冠位ヲ定ム 朝官ノ冠位ヲ分チテ十二階トナシ、以テ上下・尊卑ヲ明カニナシ給ヘリ、

(ロ) 曆ヲ頒布ス 我が國古來曆法ナク、春耕秋收ヲ記シテ年紀トセシガ、此ニ至テ曆ヲ頒テリ、

(ハ) 憲法ヲ制ス 此憲法ハ十七條ヨリ成リ、政治・道德ノ標準ヲ示セルモノナレバ、今日ノ憲法トハ其性質ヲ異ニスルモ、我が國ニ於ケル成文法ノ始ニシテ、最も重要ナルモノナリ、

(ニ) 支那トノ交通 太子ハ天皇ノ十五年、小野妹子ヲ隋ニ遣ハシ、對等ノ禮ヲ以テ國書ヲ隋帝ニ贈リ給フ、是ニ於テ彼我ノ國交始メテ開ケリ、

(三) 佛教ノ獎勵 太子ハ篤ク佛教ヲ信ジ、蘇我氏ト協力シテ之ガ興隆ニ盡シ給ヒシカバ、佛教忽チ四方ニ弘ガリテ漸ク當時ノ人心ヲ動カシ、從テ佛像ノ製作、寺堂ノ建立等頗ル盛トナレリ、

(四) 國史ノ編纂 太子ハ馬子ト議シテ、天皇記・國記・臣・運・伴造・國造等ノ各本記ヲ錄セシメ給ヘリ、是レ實ニ我が國ニ於ケル國史編纂ノ始ナリ、

三〇 上古ニ於ケル日支ノ關係ヲ記セ

支那トノ交通ハ既ニ太古ヨリ開ケ、筑紫ノ豪族中私ニ支那ト交通セルモノアリ、又三韓征服後朝廷ヨリ使ヲ彼ノ地ニ遣ハシテ織縫ノ工女ヲ求メ給ヒシコトアリ、然レドモ國ト國トノ交通ハ、推古天皇ノ御代ニ、小野妹子ヲ隋ニ遣ハシタルヲ始トス、

(一) 第三十三代推古天皇ノ十五年、聖德太子ハ小野妹子ヲ隋ニ遣ハシ、始メテ支那トノ國交ヲ開キ給ヒシガ、翌年妹子再ビ彼ノ國ニ使シ、學生・僧侶ノ留學生ヲモ件ヒ行キタリ、

(二) 其後凡ソ十年ヲ經テ、隋滅ビテ唐ノ世トナリシガ、第三十四代舒明天皇ノ二年、大上御田歊ヲ唐ニ遣ハシテ國交ヲ修メ給ヘリ、コレ遣唐使ノ始ナリ、是レヨリ歷朝、大抵使節ヲ遣ハサレシガ、其都度彼ノ文物・制度研究ノ爲メ、學生及僧侶ヲ隨ハシメタリ、

(三) 支那ト國交ヲ開キテヨリ、其文化ハ朝鮮ヲ經ズシテ直接ニ我が國ニ傳ハリ、政治・學問・風俗等ニ大ナル影響ヲ與ヘタリ、大化ノ改新ハ實ニ此ニ胚胎ルモノナリ、

(註) 約二百六十年後、第五十九代宇多天皇ノ御世、菅原道實ノ建議ニヨリ遣唐使ヲ止ム、

(問題) (1) 遣唐使ノ起原及廢止ノ年代ヲ問フ、(2) 小野妹子・大上御田歊ニ就キ知ル所ヲ記セ、

三一 蘇我氏無道ノ概要ヲ記セ

蘇我氏ハ物部氏ヲ滅シテ以來、馬子・蝦夷・入鹿相ツイデ大臣トナリ、橫暴至ラザルナク、甚シキハ天皇ヲ弑シ、皇族ヲ害シ、竟ニハ天位ヲ覬覦スルニ至レリ、其大惡實ニ天地ノ容レザル所ナリ、

(一) 馬子 用明天皇崩シ給フヤ、守屋ハ穴穗部皇子ヲ立テントセシガ、馬子ハ皇子ヲ害シテ泊瀨部皇子ヲ立ツ、之ヲ崇峻天皇ト申ス、天皇ハ馬子ノ甥ニ當ラセラル、モ、其專橫ヲ惡ミテ竊ニ之ヲ除カンコトヲ圖リ給ヒシカバ、馬子ハ人ヲ遣ハシテ天皇ヲ弑シ奉レリ、

(二) 蝦夷 馬子死シ其子蝦夷大臣トナルヤ、恣ニ舒明天皇ヲ擁立シ、其崩後ニハ皇后ヲ立テ、皇極天皇トナシ奉レリ、是ヨリ益々權威ヲ振ヒ、或ハ祖廟ヲ葛城ニ建テ、或ハ私ニ紫冠ヲ其子入鹿ニ授ケテ大臣ニ擬スル等、ソノ專橫實ニ前代未ダ聞カザル所ナリ、

(三) 入鹿 入鹿ハ蝦夷ノ子ナリ、其橫暴・僭上ハ父ヨリモ甚シク、我が家ヲ宮門ト呼ビ、其子ヲ稱シテ王子ト云ヒ、出入ニハ常ニ兵士ヲ從ヘ、總テ天皇ニ擬セリ、又聖德太子ノ御子山背大兄王ノ人望アルヲ忌ミテ、王ヲ弑シ其一族ヲ滅シ奉レリ、

三二 蘇我氏滅亡ノ顛末ヲ記セ

(一) 蘇我蝦夷・入鹿父子ノ專橫其極ニ達スルヤ、舒明天皇ノ御子中大兄皇子ハ深ク之ヲ憎ミ給ヒ、蘇我氏ヲ滅シテ皇室ヲ中興セントノ御志アリ、時ニ中臣鎌足亦時勢ノ日ニ非ナルヲ見テ慨然トシテ決スル所アリ、中大兄皇子ガ同シ志ヲ抱キ給ヘルヲ知り、私ニ心ヲ皇子ニ屬セリ、

(一) 偶マ法興寺ニ賊鞠ノ會アリ、鎌足始メテ皇子ニ親近スルヲ得シカバ、夫レヨリ學ヲ南淵先生ニ受クルニ託シ、相往來シテ蘇我氏誅滅ノ策ヲ運ラシ、更ニ蘇我石川麻呂・佐伯子麻呂等ヲ勸メテ授トナシ、三韓入貢ノ日ヲ期シテ事ヲ舉グルコトニ定メ、竊ニ時ノ至ルヲ待テリ、

(二) 皇極天皇ノ四年六月三韓朝貢ヲ進ム、此日天皇大極殿ニ御シ、入鹿入りテ待ス、皇子命ジテ悉ク諸門ヲ閉サシメ、鎌足ト共ニ弓矢ヲ執リテ殿側ニ隠レ給フ、既ニシテ石川麻呂表文ヲ讀ミ、將ニ終ラントセシトキ、皇子直ニ進ミテ入鹿ヲ斬リ給ヒ、尋デ子麻呂等之ヲ刺殺セリ、

(三) 此時蝦夷家ニ在リシガ、事變ヲ聞キテ兵ヲ集ム、蘇我氏ニ黨スル者モ亦蝦夷ヲ援ケテ戰ハントス、皇子乃チ巨勢德太古ヲ遣ハシテ、大義ヲ説カシメ給ヒシカバ、蝦夷其免レザルヲ知り、火ヲ第ニ放チテ自殺シ、蘇我氏ノ宗家はニ於テ全ク滅ブ、時ニ紀元千三百五年ナリ、

(問題) 蘇我氏滅亡ノ年代ヲ問フ 第三十五代皇極天皇ノ四年(紀元一三〇五年)六月ナリ、

三三 大化改新ノ大要ヲ説明セヨ

(一) 蘇我氏滅亡後、皇極天皇ハ位ヲ皇弟輕皇子ニ讓リ給フ、之ヲ皇德天皇ト云フ、中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トナシ、積年ノ弊ヲ一掃シテ政治ノ改革ヲ行ハントノ御志アリ、

(二) 新ニ左右大臣及内臣ノ職ヲ置キ、阿倍倉梯麻呂ヲ左大臣、蘇我石川麻呂ヲ右大臣、中臣鎌足ヲ内臣ニ任ジテ朝政ニ參與セシメ、支那ヨリ歸朝セシ高向玄理及僧旻ヲ國博士トシテ政治ノ顧問ニ備ヘ給ヘリ、又始メテ年號ヲ建テ、大化ト云フ、實ニ紀元千三百五年ナリ、

(三) 既ニ準備整ヒシカバ、大化二年正月改新ノ詔ヲ發シテ新政ヲ斷行シ給ヘリ、其要領左ノ如シ、

(イ) 官職ノ世襲ヲ廢シ、人々ノ才能ニ應ジテ官位ヲ授クルコトトシ、人材登用ノ途ヲ開ケリ、

(ロ) 中央政府ノ官制ヲ定メ、八省・百官ヲ置キテ政務ヲ分掌セシム、

(ハ) 地方ハ國・郡ニ區劃シ、從來ノ國造・縣主ヲ廢シテ新ニ國司・郡司ヲ置キ、要地ニハ斥候・防人・塞・關所ヲ置キテ警備シ、諸道ニハ驛馬・傳馬ヲ設ケテ官命傳達ノ制ヲ立テタリ、

(ニ) 從來皇族以下諸豪族ノ私有セシ土地・人民ヲ悉ク朝廷ニ收メテ之ヲ公地・公民トセリ、

(ホ) 戶籍ヲ造リ、戶口ヲ校ベテ班田收授ノ法ヲ立テ、人毎ニ口分田ヲ給セリ、

(ヘ) 從來ノ賦役法ヲ廢シ、新ニ租・庸・調ノ稅法ヲ設ケタリ、

(ト) 其他冠位ヲ改メ、朝參ノ禮ヲ定ムル等、新設又ハ改定セラレタルモノ多シ、

(註) 大化ノ改新ハ、後ノ武家政治及明治維新ト合セテ、我が國政治上ノ三大變革ナリ、

(問題) (1) 大化改新ノ主要ナル事項ヲ記セ、(2) 大化改新ノ四大事ヲ舉ゲヨ 前ノ問題ニ對シテハ(イ)ヨリ(ト)マデ、後ノ問題ニハ(ハ)ヨリ(ト)マデヲ書ケバヨイ、

三四 大化改新ノ理由(原因・必要)ヲ説明セヨ

理由種々アルベシト雖モ、其重ナルモノ左ノ如シ、

(一) 氏族政治ノ弊 從來上ハ大臣・大連ヨリ、下ハ國造・村首等ニ至ルマデ、官職ヲ世襲シ、土地・人民ヲ私有シテ權威ヲ恣ニセシカバ、漸次朝廷ノ政令行ハレズ、皇威大ニ衰フルニ至リシコト、

(二) 支那文化ノ影響 隋・唐トノ交通開ケテ既ニ久シク、漸ク彼ノ制度・文物ノ大ニ我ニ優レルコトヲ看破シ、彼レニ倣フテ我が制度ヲ改革スルノ必要ヲ感ズルニ至リシコト、

(三)世運ノ進歩 近時國運ノ發展ニ伴ヒ、一般人民ノ思想ニモ變化ヲ來シ、コレ迄ノ如キ簡朴ノ政體ニ満足スル能ハズ、規模大ニシテ整頓セル政治組織ヲ要スルニ至リシコト、

三五 大化改新ノ動機・目的・關係人物及年代ヲ問フ

- (一)動機 大化ノ改新ハ、眞ニ大伴氏及物部氏相尋テ滅ビ、其後獨リ皇權ヲ極メシ蘇我氏ノ宗家マタ滅ビテ、大臣・大連ノ家絶エタルヲ機會トシテ行ハレタリ、
- (二)目的 政治ノ實權ヲ朝廷ニ收ムルコト、畫一ノ制度ヲ定ムルコト、世襲ノ官職ヲ廢シテ、人材登用ノ途ヲ開クコト、是レ改新ノ主ナル目的トス、
- (三)人物 關係人物ノ重ナル者ハ、中大兄皇子・中臣鎌足・蘇我石川麻呂・高向玄理・僧旻等ナリ、
- (四)年代 改新ニ著手セシハ、第三十六代孝德天皇ノ大化元年(紀元一三〇五年)ナリ、

三六 國司・郡司・驛馬・傳馬ノ意義ヲ問フ

- (一)國司・郡司 國司及郡司ハ朝廷ヨリ諸國ニ置ク所ノ地方官ニシテ、國司ハ其國內ノ政務ヲ行ヒ、郡司ハ國司ノ下ニ屬シテ其郡内ノ政務ヲ行フモノナリ、國司ハ略ボ今ノ府縣知事ニ相當シ、郡司ハ支廳長ニ比スベシ、而シテ國司ニハ六年又ハ四年ノ任期アルモ、郡司ハ世襲ナリ、
- (二)驛馬・傳馬 驛馬及傳馬ハ、官使ガ公用ニテ諸國ニ赴ク場合ノ乗用トシテ、諸驛ニ備ヘ置ク馬ニシテ、事急ナル場合ニハ驛馬ニ乘リ、事急ナラザル場合ニハ傳馬ニ乘ル定ナリ、而シテ驛馬又ハ傳馬ヲ使用スルトキハ、官使ハ其賜ハリタル鈴ヲ鳴シテ徵發ノ印トス、之ヲ驛鈴ト云フ、

三七 班田收授法ニ就キ説明セヨ

天下ノ公民(男女)ニ一定ノ土地ヲ與フルヲ班田ト云ヒ、其人死スレバ之ヲ官ニ收メ、更ニ新ニ生レタル者ニ授クルヲ收授ト云フ、大寶令ニ依レバ、人生レテ六歳ニ至レバ、男ニハ田二段、女ニハ其三分ノ二ヲ給ス、之ヲ口分田ト稱ス、一旦授ケタル以上ハ、其人存生中ハ改授セズト雖モ、死生ノ異同アルヲ以テ、六年毎ニ月籍ヲ檢シ、授クベキハ之ヲ授ケ、收ムベキハ之ヲ收ム、此年ヲ班年ト云フ、サレバ六歳ヲ超ユルモ班年ニ當ラザレバ授ケズ、又死スルモ班年ニ至ルマデハ公收セザルナリ、此法ハ久シク行ハレタリシガ、天慶ノ亂後全ク廢絶セリ、

三八 口分田トハ何ゾヤ

大化改新ノ際、班田收授ノ制度ヲ設ケ、男子生レテ六歳ニ至レバ田二段ヲ授ケ、女子ニハ其三分ノ二ヲ與ヘタリ、之ヲ口分田ト云フ、蓋シ人毎ニ分ツヲ以テ此名アリ、

三九 租・庸・調トハ何ゾヤ

租・庸・調ハ大化改新ノ際定メラレタル税法ニシテ、從來ノ賦役法ヲ改メタルモノナリ、

- (一)租 租ハ田租ニシテ、口分田一段ヨリ稻二束二把ヲ納メシムルモノナリ、
- (二)庸 庸ハ朝廷ノ賦役ニ服スルコトナリ、即チ男子二十一歳ニ達スレバ正丁ト稱シ、毎年十日間力役ニ出ヅルカ、或ハ其代リニ毎月布一丈二尺、米五斛ヲ納メシム、

(三)調 調ハ絹・施・布其他地方ノ産物ヲ納メシムルモノニシテ、田一町ニツキ絹ハ一丈、施ハ二丈、布ハ四丈ノ割合ナリ(田ノ長サ三十步、廣サ十二步ヲ一段トシ、十段ヲ一町トス)、

四〇 越ノ蝦夷征服ノ大要ヲ記セ

(一)日本武尊ノ東征以來、東北ノ蝦夷ハ漸次皇化ニ浴セシガ、日本海沿岸ニ住メル越ノ蝦夷ハ未ダ皇威ニ服セザリシカバ、皇極天皇ハ淳足・磐舟(越後)ニ櫓ヲ設ケテ鎮定シ給ヘリ、

(二)ツイテ齊明天皇ハ越ノ國司阿倍比羅夫ヲシテ之ヲ討タシメ給フ、比羅夫ハ多クノ舟師ヲ率キ、日本海岸ヲ北進シテ秋田・津輕ノ蝦夷ヲ平ゲ、遂ニ渡島(北海道)ノ蝦夷ヲモ征服セリ、

(三)其後比羅夫ハ舟師ヲ率キ、渡島ノ蝦夷ヲ案内トシテ遠ク北ニ航シ、樺太地方ノ靺鞨ヲ伐テリ、靺鞨ハ蝦夷ヲ煽動セシ疑アリシガ、是ニ於テ蝦夷朝命ヲ奉ズルニ至レリ、

(註)靺鞨ハ今ノ露領沿海州及樺太地方ニ住メル人種ニシテ、一ニ秣謁トモ云ヘリ、

(問題)阿倍比羅夫ニ就キ知レル所ヲ記セ、

四一 朝鮮半島放棄ノ由來ヲ述ベヨ

(一)任那滅亡後、高麗・百濟漸ク衰へ新羅獨リ盛ナリシガ、齊明天皇ノ時、唐ノ兵ヲ借り百濟ヲ攻メテ其王ヲ降セリ、百濟ノ遺臣恢復ヲ圖リ、我が國ニ援テ請ヒシカバ、天皇ハ皇太子中大兄皇子ト共ニ筑紫ニ親征シ給ヒシガ、不幸ニシテ朝倉ノ行宮ニテ崩御アラセラレタリ、

(二)皇太子御志ヲ變ギ、兵ヲ發シテ百濟ヲ救ハシメ給ヒシモ、當時百濟ニ内亂起リ、又我が援軍モ

唐軍ト戦ヒテ利アラズ、百濟終ニ滅亡セリ、皇太子ハ永ク我が軍ヲ海外ニ留ムルノ不利ヲ察シテ之ヲ召還シ給ヒシガ、其後五年ニシテ高麗モ亦唐ニ滅サル、時ニ紀元千三百二十八年ナリ、

(三)是ヨリ先皇太子即位シテ天智天皇ト申ス、天皇深ク内外ノ形勢ニ鑑ミ給ヒ、韓土ノ恢復ヲ圖ルヨリモ、内政ニ力ヲ用ヒ、國防ヲ嚴ニスルノ急ナルヲ感シ、遂ニ之ヲ放棄シ給ヘリ、是ニ於テ、神功皇后新羅征服後四百餘年ニシテ、朝鮮半島ハ全ク我が國ノ支配ヲ離レタリ、

四二 天智天皇ノ御事蹟ヲ記セ

天皇ハ舒明天皇ノ御子ニシテ、中大兄皇子ト申ス、天資英邁ニシテ治道ニ通シ給ヘリ、今皇子時代ヨリ御即位後ニ至ルマデノ御治績ニ就キ、其重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ、

(一)皇極天皇ノ四年六月、中臣鎌足ト圖リテ蘇我氏ヲ滅ボシ給ヘリ、此時ハ皇子ニ在ハセリ、

(二)皇德天皇位ニ即キ給フヤ、皇太子ニ立チ、天皇ヲ助ケテ大化改新ヲ斷行シ給ヘリ、

(三)齊明天皇ノ朝ニモ皇太子トナリ、百濟救援ノタメ天皇ニ從ヒテ筑紫ニ出征シ給ヘリ、

(四)齊明天皇筑紫ノ行宮ニ崩シ給フヤ、將ヲ遣ハシテ唐軍ト戦ハシメ給ヒシモ、我が軍利アラズ、百濟遂ニ滅ビシカバ、乃チ軍ヲ召還シテ韓土ヲ放棄シ、ツイテ唐ト好ヲ修メ給ヘリ、

(五)御即位ノ後、鎌足ニ命ジテ令ヲ選定セシメ給フ、之ヲ近江朝廷ノ令ト云フ、

(六)天皇ノ九年、新ニ月籍ヲ作り給ヘリ、此年ハ庚午ノ年ニ當レルヲ以テ之ヲ庚午年籍ト稱シ、後世戶籍ノ原本トナレルモノニシテ、今ニ至ルマデ貴重ノ史籍タリ、

(七)其他學校ヲ起シ、禮節ヲ定ムル等、御治績著シカリシカバ、後世中興ノ英主ト稱シ奉レリ、

四三 藤原鎌足ノ事蹟ヲ記セ

鎌足ハ天兒屋根命ノ後裔、御食子ノ子ニシテ、本姓ハ中臣ナリ、博學ニシテ器宇宏遠、至誠ニシテ智略人ニ過グ、皇統・皇德・齊明・天智ノ四朝ニ歷仕シ、其功績頗ル多シ、

(一)常ニ蘇我氏ノ專横ヲ慨キ匡濟ノ志アリ、皇統天皇ノ時、中大兄皇子ヲ助ケテ之ヲ誅滅ス、

(二)皇德天皇ノ時、内臣ニ任ゼラレ、大化ノ新政ニツキ畫策スル所頗ル多シ、

(三)天智天皇位ニ即キ給フヤ、天皇ヲ輔ケテ政務ニ盡瘁シ、又命ヲ受ケテ令ヲ選定セリ、

鎌足、斯ノ如ク天皇ヲ輔佐シテ回天ノ大業ヲ成シ、カバ、天皇深ク之ヲ敬愛シ給ヘリ、御即位ノ翌年鎌足病ニ臥スヤ、天皇病床ニ親臨シテ之ヲ慰諭シ給ヒ、内大臣ニ任ジ、大織冠ノ位ヲ授ケ、藤原ノ姓ヲ賜フ、後世藤原氏ノ興ルハ、全ク鎌足ノ偉勳ニ因ルナリ、

(註)大和國多武峰ニアル談山神社ハ鎌足ヲ祀レルモノニシテ、別格官幣社ナリ、

四四 律令選定ノ沿革ヲ述ベヨ

(一)近江令 天智天皇、中臣鎌足ニ勅シテ令ヲ選定セシメ給フ、世ニ之ヲ近江令ト云フ、第四十代天武天皇之ヲ修正シ、又新ニ律ヲ定メ給ヒシモ、此律令ハ今傳ラズ、

(二)大寶律令 其後社會ノ進運ニ伴ヒ、完備セル律令ヲ要スルニ至リシヲ以テ、第四十二代文武天皇ハ忍壁親王(天智天皇ノ御子)・藤原不比等(鎌足ノ子)等ニ勅シテ、天智天皇以來ノ律令ヲ改修セシメ給ヒ、大寶元年(紀元一三六一年)ニ成レリ、之ヲ大寶律令ト云フ、

四五 大寶律令ノ概要ヲ記セ

(三)養老律令 第四十四代元正天皇ノ養老二年、マタ藤原不比等ヲシテ、疊ニ改修セシ律令ノ修正ヲ爲サシメ給ヘリ、之ヲ養老律令ト云フ、其一部ハ尙ホ今日ニ傳ハレリ、

(註)以上ノ律令ハ專ラ唐ノ制度ニ倣ヒ、我が國古來ノ習慣ヲ斟酌シテ定メタルモノニシテ、法制ノ典禮コ、ニ至リテ完備シ、其大要ハ永ク我が國政治ノ根本トナレリ、

(一)令 令ニハ官制・兵制・學制・田制・稅制等ヲ含ム、左ニ其概略ヲ示スベシ、

(イ)官制 (1)中央ニ神祇・太政ノ二官ヲ置ク、神祇官ハ諸官省ノ首位ニアリテ祭祀ヲ掌ル、太政官ニハ太政大臣・左右大臣・大納言等アリテ諸政ヲ統べ、中部・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内ノ八省ヲ管ス、又別ニ彈正臺アリテ非違ヲ糾彈ス、

(2)地方ニハ諸國ニ國司、其下ニ郡司ヲ置キ、特ニ京都ニ左右京職、攝津ニ攝津職、九州ニ太宰府ヲ置キテ之ヲ統轄セシム、此外官等位階・服色ノ制悉ク備ハレリ、

(ロ)兵制 京都ニ衛府、諸國ニ軍團、必要ノ地ニ防人ヲ置ク、而シテ徵兵法ヲ設ケ、男子二十一歳ヨリ六十歳マデヲ正丁トシ、其三分ノ一ヲ徵集シテ警備ノ任ニ當ラシム、

(ハ)學制 京都ニ大學、諸國ニ國學ヲ設ケ、身分アル者ノ子弟ヲ教育シテ官吏ヲ養成ス、

(ニ)田制 六年毎ニ班田収授ヲ行ヒ、口分田ヲ給ス、又此外ニ位田・職田・功田等アリ、

(ホ)稅制 租稅ハ租・庸・調ノ別ヲ設ケテ納メシム、大化新政ノ制ニ同ジ、

(二)律 律ニハ刑ヲ定メ、笞・杖・徒・流・死ノ五種ニ分チ、君親ニ對スル罪ヲ最モ重シトセリ、

四六 律・令・格・式ノ意義ヲ述ベヨ

- (一) 律 律トハ、刑ノ種類ヲ定メタルモノニシテ、今日ノ刑法ニ相當スルモノナリ、
 - (二) 令 令トハ、官制・兵制・學制等、行政上必要ナル根本規則ヲ集メタルモノナリ、
 - (三) 格 格トハ、律令ノ不備ヲ補ハンガタメ、臨時ニ發セラレタル詔勅又ハ太政官符ヲ集メタルモノヲ云フ、故ニ格ハ或ハ律令ノ一部ヲ増スコトアリ、或ハ廢スルコトアリ、
 - (四) 式 式トハ、律令ノ規定ヲ更ニ精密ニ定メタルモノニシテ、今ノ施行細則ノ如キヲ云フ、
- (註) 始メテ格式ヲ編纂シタルハ、嵯峨天皇ノ弘仁年間ニシテ之ヲ弘仁格式ト云ヒ、尋テ清和天皇ノ貞觀年間ニ貞觀格式成リ、醍醐天皇ノ延喜年間ニ延喜格式成レリ、之ヲ三大格式ト云フ、

四七 彈正臺・左右京職・攝津職・太宰府・防人ノ職務ヲ問フ

- (一) 彈正台 風俗ヲ矯正シ、非違ヲ糾彈スルコトヲ掌ル役所ニシテ、太政官ト獨立セリ、
- (二) 左右京職 左右京職ハ、京中ノ司法・警察及庶政ヲ司ル職ニシテ、左右ニ分レテ分掌ス、
- (三) 攝津職 攝津職ノ職掌ハ概ネ左右京職ニ同シ、難波ハ仁德・孝德兩天皇ノ都セラレシ地ニシテ上國ノ要津ナリ、且ツ當時尙ホ離宮アリシヲ以テ、特ニ此職ヲ置カレタリ、
- (四) 太宰府 九州ハ支那・朝鮮ニ近ク、國防上・外交上最モ重要ノ地ナルヲ以テ、特ニ太宰府ヲ置キテ軍務・民政ヲ統べ、兼テ外交ノ事ヲ掌ラシメタリ、府址ハ筑前國水城村ニアリ、
- (五) 防人 九州ノ要所ヲ守ル兵士ニシテ崎守ノ意ナリ、之ヲ統ブル職ヲ防人司ト云ヒ太宰府ニ屬ス、

四八 貨幣鑄造ノ起原ヲ問フ

昔ハ未ダ貨幣ノ制アラザレバ、各地方ノ物品ヲ交換シテ有無ヲ通ズルニ過ギザリシガ、第四十三代元明天皇即位ノ初メ、武藏國ヨリ和銅ヲ獻セシカバ、年號ヲ和銅ト改メ、又和銅開珎ト稱スル銅錢ヲ鑄サセ給ヘリ、是ヨリ貨幣ノ用次第ニ民間ニ行ハレ、商業・交通ノ發達ヲ促セリ、

四九 奈良奠都ノ理由如何、又奈良時代トハ何天皇ヨリ何天皇迄ノ間ヲ指スカ

- (一) 奠都ノ理由 上古ハ諸事簡易ナリシカバ、大抵御代ノ代ハル毎ニ都ヲ遷シ給ヒシガ、大化改新以來國運大ニ進ミ、朝廷ノ政務モ次第ニ複雜ニ赴キ、官省モ多ク、都下ノ人口モ増加シ、從來ノ如ク屢々都ヲ遷スコト困難ナルノミナラズ、支那トノ交通モ頻繁トナリテ、一ハ施政上、一ハ國家ノ體面上、帝都ヲ壯麗ニスルノ必要ヲ生ジタルニ因ル、
- (二) 奈良時代 元明天皇和銅三年(一三七〇年)三月、都ヲ奈良ニ遷シ給フ、之ヲ平城京ト云フ、而シテ是ヨリ元正・聖武・孝謙・淳仁・稱徳・光仁ノ七代七十五年間ヲ奈良時代ト稱ス、

五〇 奈良時代ノ國史・地誌撰修ノ次第ヲ記述セヨ

- 奈良時代ニ於ケル國史・地誌ノ撰修ハ、我が國ノ文學史上特筆スベキ大事業ナリ、
- (一) 古事記 元明天皇ノ朝、稗田阿禮ニ口誦セシメ、太安麻呂ヲシテ神代ヨリ推古天皇マデノ歴史

ヲ記サシメ給ヘリ、之ヲ古事記ト云ヒ、現今我が國ニ殘レル歴史書中ノ最モ古キモノナリ、
(二)風土記 元明天皇ハ又諸國ニ勅シテ、國々ノ山川・原野・物産・古傳等ヲ記シテ上ラシメ給ヘリ、
之ヲ風土記ト云ヒ、我が國ニ於ケル地理書ノ始ナリ、今尙ホ其一部傳ハレリ、

(三)日本書記 次ノ元正天皇ハ、舍人親王・太安麻呂ニ勅シテ、神代ヨリ持統天皇マデノ歴史ヲ撰セ
シメ給ヘリ、之ヲ日本書記ト云フ、漢文ニテ記シ、古事記ヨリモ更ニ詳シキモノナリ、

(註)此後、醍醐天皇ノ御代ニ至ルマデ屢々國史ノ撰修アリテ、所謂六國史成レリ、六國史トハ、日
本書記・續日本記・日本後記・續日本後記・文德實錄・三代實錄ヲ云フ、

(問題)奈良時代ノ重要ナル著作ヲ問フ 古事記・風土記・日本書記・萬葉集・懷風藻等ナリ、

五一 奈良時代ニ於ケル佛教ノ興隆ト其弊害ニ就キ記セ

(一)佛教ノ興隆 聖德太子以來佛教ハ漸次榮エ來リシガ、奈良時代ニ至リテ隆盛ヲ極メタリ、

(イ)第四十五代聖武天皇ハ佛教ヲ信シ給フコト篤ク、天平十三年(一四〇一年)諸國ニ勅シテ國分
寺及國分尼寺ヲ建テ、多額ノ寺領ヲ賜ヒ、又奈良ニハ東大寺ヲ建テ、總國分寺トナシ、金銅ノ
佛像(今ノ奈良ノ大佛)ヲ安置シ、遂ニハ剃髮シテ三寶ノ奴ト稱シ給フニ至レリ、

(ロ)光明皇后モ亦深ク佛教ヲ信シ給ヒシカバ、共ニ其興隆ニ力ヲ盡サレ、又施藥院ヲ置キテ窮民
ノ病苦ヲ救ヒ、悲田院ヲ建テ、孤兒ヲ養ハシメ給ヘリ、

(ハ)朝廷ノ崇佛ト共ニ佛教者シク盛トナリ、之ニ伴ヒ東大寺ヲ始メ西大寺・興福寺・藥師寺等ノ諸
大寺相ツイテ建立セラレ、又有名ナル僧侶モ多ク輩出スルニ至レリ、

(二)佛教ノ弊害 佛教ノ流布ハ慈善事業ノ興起、學問・工藝ノ隆盛ヲ致セシモ、其弊害亦多シ、
(イ)寺院ノ建立、佛像ノ製作、法會等國費多端ノタメ、人民ハ重税ニ苦シムニ至レリ、
(ロ)寺院建立ニ功アル者ニ官ヲ與ヘ、又仁慈ヲ旨トシ屢々大赦ヲ行ヒシ結果律令ノ弛廢ヲ來セリ、
(ハ)僧侶ノ尊敬ト寺封ノ増加ハ、漸ク僧侶ヲシテ專恣ナラシメ、遂ニ後世僧兵ノ因ヲ成セリ、

五二 僧行基ニ就キ知レル所ヲ記セ

(一)行基ハ泉洲ノ人、十五歳ノトキ出家シテ藥師寺ニ住ス、奈良時代ニ於ケル學德高キ名僧ナリ、

(二)聖武天皇ノ御信任厚ク、東大寺ノ建立、大佛ノ鑄造、國分寺ノ設置等ニ與ツテ力多シ、

(三)初メ東大寺建立ノトキ、天皇ハ神明ノ崇ヲ恐レ、行基ヲ伊勢神宮ニ遣ハシテ祈ラシメ給フ、行
基神託ト稱シ、天照大神ハ廬舍那佛ノ權化ナリト復命セリ、本地垂迹ノ說此ニ起レリ、
(四)行基ハ諸國ヲ周遊シテ教ヲ布キ、傍ヲ橋ヲ架シ、道ヲ通シ、池ヲ掘ル等民利ヲ圖ルコト多カリ
シカバ、時人之ヲ行基菩薩ト呼ベリ、天平十七年大僧正トナリ、尋テ大菩薩ノ號ヲ賜フ、

五三 奈良時代ニ於ケル文學ニ就キテ記セ

(一)漢學 奈良時代ニハ奈良ニ大學アリ、地方ニ國學アリテ學問ヲ獎勵シ、加フルニ支那トノ交通
盛ナリシ結果、漢學大ニ發達シテ、吉備眞備・阿部仲麻呂・淡海三船等ノ學者現ハレ、書籍ニハ日
本書記・懷風藻ノ如キ、漢文ニテ書キタルモノ出テ、詔書・勅書モ亦漢文ナリキ、

(二)和歌 此時代ノ文學トシテ最モ見ルベキモノハ和歌ナリ、歌人ニハ持統・文武兩天皇ノ御代ニ柿

本人麻呂アリ、奈良時代ニハ山部赤人・山上憶良・大伴家持等出ツ、皆有名ニシテ、就中人麻呂・赤人ハ歌聖ト稱セラレタリ、彼ノ萬葉集ハ家持ノ撰ニ係リ、仁德天皇ヨリ淳仁天皇迄ノ和歌ヲ包含スレドモ、其大部分ハ以上ノ人々ノ作ニシテ、我が文學史上有數ノモノナリ、

五四 奈良時代ノ美術・工藝及正倉院ニ就キテ記セ

(一)美術・工藝 奈良時代特ニ天平年間ニハ、唐ノ文物輸入ト、佛教ノ隆盛ト相持テ諸種ノ美術・工藝大ニ發達シ、寺塔ノ建築、佛像ノ彫刻・鑄造ヲ始メ、繪畫・織物・刺繡・漆器・玻璃・七寶等何レモ頗ル精巧ヲ極メタリ、サレバ美術史上ヨリ此時代ヲ特ニ天平時代ト稱セリ、
(二)正倉院 正倉院ハ奈良ニ在リ、天平時代ノ美術工藝品ヲ藏ムル寶庫ニシテ、モト孝謙天皇ガ聖武天皇ノ冥福ヲ祈リ奉ランガタメ建立セラレタルモノナリ、從テ其大部分ハ聖武天皇ノ愛用セラレタル御物ニシテ、佛具・儀式具・武具・樂器・文房具等約三千點ヲ算ス、

五五 奈良時代ニ於ケル僧侶跋扈ノ大要ヲ記セ

奈良時代ノ中頃佛教ノ隆盛ニ伴ヒ、僧侶モ重ク用ヒラレシカバ、中ニハ權威ヲ恣ニシ、遂ニハ政治ニ干與シ、不行跡ヲ取テスル者アルニ至レリ、僧玄坊・道鏡ノ如キ其最モ甚シキ者ナリ、
(一)玄坊 僧玄坊ハ曾テ遣唐使ニ從ヒテ唐ニ留學シ、歸朝ノ後龍ヲ受ケテ内道場ニ入り、説法ト稱シ光明皇后ニ近侍シテ屢々忌ハシキコトアリ、太宰大貳藤原廣嗣深ク玄坊ヲ惡ミ、之ヲ除カントテ兵ヲ筑紫ニ舉ゲシガ、大野東人ニ討タレ、ツイデ玄坊モ筑紫ニ貶セラル、

(二)道鏡 姓ハ弓削、河内ノ人ナリ、材器アリ梵學ニ通メ、其跋扈ノ次第左ノ如シ、
(イ)初メ孝謙天皇(女帝)ハ、藤原不比等ノ孫仲麻呂ヲ愛シ給ヒ、其勸メニヨリ位ヲ淳仁天皇ニ讓リ給ヒシガ、其後僧道鏡ヲ寵幸シ給ヒシカバ、仲麻呂不平ニ堪ヘズ兵ヲ舉ゲ、上皇軍ヲ遣ハシテ之ヲ誅セシメ、又天皇ヲ廢シテ再ビ位ニ即キ給フ、之ヲ稱徳天皇ト申ス、
(ロ)是ヨリ道鏡益々御信任ヲ得、太政大臣禪師ヲ拜シ、尋テ法王ノ位ヲ授ケラレ、出入・服食等總テ天子ニ擬シ、萬機一ニ其手ニ歸ス、時ニ太宰府ノ主神習宜阿曾麻呂、宇佐八幡ノ神託ト偽リ「天位ヲ道鏡ニ讓リ給ハ、天下太平ナラン」ト奏ス、道鏡遂ニ非望ヲ懷クニ至レリ、

五六 和氣清麻呂ノ忠烈ヲ記セ

(一)稱徳天皇ノ御代、僧道鏡ガ太宰府ノ主神習宜阿曾麻呂ノ嬖ヲ利用シ、天位ニ昇ラントスルヤ、天皇大ニ惑ヒ給ヒ、和氣清麻呂ヲ宇佐ニ遣ハシ、改メテ神教ヲ請ハシメ給ヘリ、
(二)清麻呂發スルニ臨ミ、道鏡説クニ禍福ヲ以テセリ、然レドモ清麻呂初メヨリ決スル所アリ、宇佐ヨリ歸リ復命シテ曰ク、「我が國ハ開闢以來君臣ノ分定マレリ、天日嗣ハ必ズ皇胤ヲ立テヨ、無道ノ者ハ速ニ誅スベシ」ト、憚ナク直言セリ、因テ皇位汚レザルヲ得タリ、
(三)清麻呂ハ道鏡ノ怒ヲ受ケ大隅ニ流サレシガ、光仁天皇ノ時召シ還サレテ本官ニ復セリ、
(四)朝廷ノ百官悉ク道鏡ニ媚ビ、一人ノ氣慨ヲ有スル者ナキ時ニ當リ、清麻呂獨リ毅然トシテ大節ヲ持シ、侃諤ノ一言能ク妖僧ノ膽ヲ破リ、滿朝無脇輩ノ氣ヲ奪フ、其功誠ニ大ナリト謂フベシ、
(註)京都市ニアル別格官幣社護王神社ハ、和氣清麻呂ヲ祀レリ、

五七 天長節ノ起原ヲ問フ

第四十九代光仁天皇ノ御代ニ、唐ノ千秋節ニ倣ヒ、天皇ノ御誕生日ヲ天長節ト定メ、百官ヲ召シテ宴ヲ賜ヒシコトアリ、是レ天長節ノ始メニシテ、今日ノ天長節ハ之ニ則リタルモノナリ、

五八 奈良時代ノ顯著ナル事件ヲ年代順ニ表示セヨ

- (一) 元明天皇和銅三年奈良奠都、
 - (二) 元明天皇和銅五年古事記成ル、
 - (三) 元明天皇和銅六年風土記成ル、
 - (四) 元正天皇養老二年養老律令成ル、
 - (五) 元正天皇養老四年日本書記成ル、
 - (六) 聖武天皇天平十二年藤原廣嗣叛ス、
 - (七) 天平十三年諸國ニ國分寺・國分尼寺ヲ置ク、
 - (八) 聖武天皇天平十九年東大寺大佛成ル、
 - (九) 淳仁天皇天平寶字八年惠美押勝叛ス、
 - (一〇) 稱徳天皇天平神護二年僧道鏡ヲ法王トス、
 - (一一) 稱徳天皇神護景雲三年和氣清麻呂僧道鏡ノ非望ヲ挫ク、
 - (一二) 光仁天皇寶龜六年始メテ天長節ヲ定ム、
 - (一三) 蝦夷屢々叛キシカバ其都度之ヲ討タシム、
- 五九 平安奠都ノ理由・事實及平安時代ノ時期ヲ問フ
- (一) 奠都ノ理由 奠都ノ主要ナル理由左ノ如シ、
 - (イ) 奈良ノ都ハ交通不便ニシテ、最早國運ノ發展ニ適セザルコト、
 - (ロ) 奈良時代ノ弊害ヲ除キテ、政道ヲ一新シ、破壊シ來レル中央集權ノ制ヲ恢復スルニハ、更ニ

形勝ノ地ヲ選ビテ新都ヲ建ツル必要アリタルコト、

- (二) 事實 桓武天皇ハ、初メ都ヲ山背(山城)ノ長岡ニ遷シ給ヒシガ、更ニ和氣清麻呂ノ讒ニヨリ、延暦十三年(一四五四年)今ノ京都ノ地ニ遷シ、平安京ト稱シ給ヘリ、此都ハ平城京ニ倣ヒ一層其規模ヲ大ニシタルモノニシテ、爾來明治二年ニ至ルマデ一千七十餘年間ノ帝都タリ、
- (三) 平安時代 桓武天皇(延暦十三年)ノ奠都ヨリ、安徳天皇(壽永四年)平家ノ滅亡)マデ、約四百年間ハ政令概ネ此京ヨリ出デタルヲ以テ、此間ヲ平安時代又ハ王朝時代ト稱ス、

六〇 本邦著名ノ皇居六ト其所在國トヲ奠都セシ年代順ニ舉ゲ且ツ之ヲ創設シ給ヒシ天皇ノ御稱號ヲ記セ

- (一) 橿原宮……………大和……………神武天皇、
 - (二) 高津宮……………攝津……………仁徳天皇、
 - (三) 大津宮……………近江……………天智天皇、
 - (四) 平城宮……………大和……………元明天皇、
 - (五) 平安宮……………山城……………桓武天皇、
 - (六) 宮城……………武藏……………明治天皇、
- (問題) 本問ト反對ニ「神武天皇・仁徳天皇・天智天皇・聖武天皇・醍醐天皇ノ都シ給ヒシ地名ヲ記セ」ト云フ問題ノ出デタルコトアリ、

六一 桓武天皇ノ御世ニ於ケル蝦夷征伐ノ次第ヲ記セ

(一) 蝦夷ハ齋明天皇ノ朝、阿倍比羅夫ノ征伐以來暫ク無事ナリシガ、奈良時代ニ至リ屢々叛キシカバ、元明天皇以後殊ニ之ガ鎮撫ニ力ヲ盡シ給ヒシモ、十分功ヲ収ムルコト能ハザリキ、

(二)桓武天皇ノ御代ニ至リ、蝦夷亦叛キシカバ、延暦三年ニ大伴家持ヲ、同七年ニ紀古佐美ヲ遣ハシテ之ヲ討タシメ給ヒシモ、何レモ失敗ニ終リ、却テ激シク反抗スルニ至レリ、
 (三)是ニ於テ天皇ハ十二年、大伴弟麻呂ヲ征夷大將軍トシ、坂上田村麻呂ヲ使トシテ、蝦夷ヲ討タシメ給ヒシガ、四年ニシテ一時鎮靜セシモ、尙ホ全ク平定スルニ至ラザリキ、
 (四)依テ延暦十六年、更ニ坂上田村麻呂ヲ征夷大將軍ニ任ジテ之ヲ討タシメ給ヘリ、田村麻呂大舉シテ深ク蝦夷ノ地ニ入り、其根據ヲ衝キテ殺戮殆ド之ヲ盡シタリ、

六二 渤海入貢ノ次第ヲ述ベヨ

(一)元明天皇ノ頃、今ノ滿洲ノ東部ニ渤海國起レリ、渤海ハ昔ノ肅慎ノ後ナリ、モトノ高麗ノ地ヲ併セテ國勢日ニ盛トナリ、一時ハ亞細亞東方ノ雄國タリキ、
 (二)聖武天皇ノ御代ニ渤海始メテ我國ニ入貢シ、爾後常ニ使聘ヲ通ゼリ、
 (三)桓武天皇ノ御代ニ渤海ノ使者出羽ニ漂着シ、蝦夷ニ劫掠セラレシヲ救フテ京師ニ迎ヘ、使ヲ附シテ之ヲ送還セリ、渤海王大ニ之ヲ德トシ、爾來貢期ヲ定メテ入貢ヲ續ケタリ、
 (四)而シテ醍醐天皇ノ頃、契丹起リ渤海ヲ滅シテヨリ、彼我ノ交通途ニ絶エタリ、

六三 桓武天皇ノ御事蹟ヲ記セ

第五十代桓武天皇ハ光仁天皇ノ御子ニシテ、天資英明ニマシマシ先帝ノ御志ヲ襲ギ、多クノ治績ヲ舉ゲ給ヒシガ、其中最モ著シキハ、平安奠都ト蝦夷征伐ノ二大事業ナリ、

(一)奈良ノ都ノ交通不便ナルト、人心ヲ一新スルノ必要ヲ感ジ、平安奠都ヲ斷行シ給ヘリ、
 (二)東國ノ蝦夷叛服常ナカリシカバ、坂上田村麻呂ヲ遣ハシテ之ヲ鎮定セシメ給ヘリ、
 (三)聖武天皇ノ御代ヨリ渤海我が國ニ入貢セシガ、桓武天皇ノ御代ニ其入貢期ヲ定メ給ヘリ、
 (四)淡海三船ニ勅シテ、神武天皇以來歷代ノ謚號ヲ撰定セシメ給ヘリ、
 (五)勸解由使ヲ置キテ、解由狀ノ受授ヲ專管セシメ、國司ノ不正行爲ヲ監督セシメ給ヘリ、
 (六)皇族中生母ノ卑シキ者ニ、姓ヲ賜ハリテ臣下ニ列セシメ給フ、是レ皇族賜姓ノ始ナリ、

六四 坂上田村麻呂ノ事蹟ヲ問フ

(一)坂上田村麻呂ハ阿知使主ノ後裔ニシテ、左京大夫菟田麻呂ノ子ナリ、體驅偉大背力アリテ、頗ル將略ニ富ミ、人ヲ御スルコト寛大ナリケレバ、兵士皆能ク其命ニ服セリ、
 (二)桓武天皇ノ御代ニ征夷大將軍ヲ拜シ、東國ノ蝦夷ヲ討チテ大功アリ、
 (三)嵯峨天皇ノ御代ニ、藤原仲成其妹藥子ト共ニ叛ヲ圖ルヤ、田村麻呂ハ勅ヲ奉シ、之ヲ美濃路ニ防ギテ其志ヲ果サシメズ、尋デ仲成捕ヘラレ、藥子モ亦自殺シテ事平ゲリ、
 (四)斯ノ如ク屢々偉勳ヲ樹テ、歷代寵遇甚ダ厚カリシカバ、其薨ズルヤ勅シテ從二位ヲ追贈シ、又山城國栗栖村ニ墓地ヲ賜ヒ、屍ヲ棺中ニ立テ平安城ニ面シテ葬ラシメ、國家ノ鎮護トナシ給ヘリ、後世將軍ノ出征スル毎ニ、必ズ先ヅ其墓ニ詣テ戰捷ヲ祈ルヲ常トセリト云フ、

六五 嵯峨天皇ノ御事蹟ヲ問フ

第五十二代嵯峨天皇ハ桓武天皇ノ御子平城天皇ノ御弟ニシテ、英明ノ方ニマシマシ、政治ニ勵ミ種々ノ改革ヲ行ヒ給ヒシカバ、御治績ノ見ルベキモノ頗ル多シ、其主ナルモノ左ノ如シ、

(一)御即位ノ初メ、宮中ニ藏人所ヲ設ケテ、機密ノ文書ヲ扱ハシメ、其後京師ニ檢非違使ヲ置キテ警察ノ事ヲ掌ラシメ、以テ當時形式ニ流レシ政治ノ刷新ヲ圖リ給ヘリ、

(二)東北ノ蝦夷叛セシカバ、征夷大將軍文屋綿麻呂ヲ遣ハシテ、之ヲ平定セシメ給ヘリ、

(三)藤原冬繼等ニ命シテ格式ヲ撰定セシメ給フ、弘仁年間ニ成レルヲ以テ之ヲ弘仁格式ト云フ、

(四)天皇ハ漢學・詩文・書道ニ通シ給ヒ、特ニ書道ニテハ僧空海・橘逸勢ト共ニ三筆ト稱セラル、

六六 藏人所・檢非違使・應宣ニ就キテ説明セヨ

(一)藏人所 機密ノ文書ヲ掌ル所ニシテ、嵯峨天皇ノ弘仁元年ニ置カル、蓋シ藥子ノ亂ニ、朝臣中之ニ與スル者アリテ、公事ノ外部ニ漏泄センコトヲ恐レタルニ因ル、而シテ初メハ機密文書ノ事ノミナリシガ、後ニハ傳宣・奏聞ノ事ヨリ、遂ニ宮中一切ノ事ヲ總掌スルニ至レリ、

(二)檢非違使 檢非違使ハ非違ヲ糾彈シ、逮捕ノ事ヲ掌ル役ナリ、此職ハモト彈正台ニ屬セシガ、此頃ニ至リ漸ク文弱ニ流レ、彈正其職ニ堪エザリシカバ、嵯峨天皇ノ時之ヲ置キ給ヘリ、

(三)應宣 檢非違使ノ職ハ、初メ衛門ノ尉之ヲ兼ネ行ヒシガ、次ノ淳和天皇ノ時、檢非違使廳ヲ設ケテ一局トシ、長官ヲ別當ト云ヒ、其命令ヲ應宣ト稱シ勅宣ニ準ゼリ、是ニ於テ衛府・彈正台・京職・刑部省等ノ職掌ハ、悉ク檢非違使廳ニ移リ、其威權天下ニ震ヘリ、

(問題)令外官トハ何カ 大寶令ノ制定後新タニ置カレシ官職、例ヘバ藏人・檢非違使ノ類ナリ、

六七 上古ヨリ平安時代ニ至ル間ノ蝦夷征伐ノ大要ヲ記セ

(一)上古 景行天皇ノ御代ニ、日本武尊、東北ノ蝦夷ヲ討チ給フ(第一一問題參照)、

(二)大化改新時代 齊明天皇ノ御代ニ、阿倍比羅夫、越ノ蝦夷ヲ討ツ(第四〇問題參照)、

(三)奈良時代 奈良時代ニハ蝦夷屢々叛キシカバ、數回將ヲ遣ハシテ之ヲ討伐セリ、

(イ)元明天皇ノ御代 巨勢麻呂・佐伯石湯、陸奥・越ノ二道ヨリ蝦夷ヲ攻メテ大勝ヲ得タリ、

(ロ)聖武天皇ノ御代 大野東人蝦夷ヲ征シ、多賀城ヲ陸奥ニ築キテ之ヲ鎮定セリ、

(ハ)淳仁・光仁兩天皇ノ御代 蝦夷ノ鎮撫ニ力ヲ盡シ給ヒシモ功ヲ奏スル能ハザリキ、

(四)平安時代 此時代ニモ屢々叛亂ヲ起セシガ、陽成天皇ノ頃ニ至リ漸ク平定セリ、

(イ)桓武天皇ノ御代 坂上田村麻呂、蝦夷ノ巢窟ヲ討チテ之ヲ殲滅セリ(第六一問題參照)、

(ロ)嵯峨天皇ノ御代 文屋綿麻呂、蝦夷ノ餘類ヲ討チテ殆ド屏息セシメタリ、

(ハ)陽成天皇ノ御代 出羽ノ蝦夷マダ叛キシガ、藤原保則之ヲ討チテヨリ爾後全ク平定セリ、

六八 僧最澄及空海ニ就キテ述ベヨ

最澄ト空海ハ平安時代ノ名僧ニシテ、新宗派ヲ傳ヘシヨリ、佛教益々盛トナレリ、

(一)最澄 最澄ハ近江ノ人ナリ、幼ヨリ聰明絶倫ナリシガ、十二歳ニシテ出家シ、桓武天皇ノ初メ根本中堂ヲ比叡山ニ創立ス、即チ延曆寺ノ起原ナリ、延曆二十三年命ヲ受ケテ入唐ス、翌年天台ノ奥義ヲ受ケテ歸朝シ、天台宗ヲ弘ム、清和天皇ノ時傳教大師ノ號ヲ賜ハレリ、

(一)空海 空海ハ讃岐ノ人、幼ニシテ穎悟、最澄ト同年ニ命ヲ受ケテ唐ニ往キ、留マルコト三年、歸朝シテ眞言宗ヲ弘ム、嵯峨天皇ノ時高野山ニ金剛峰寺ヲ建テ、天台宗ト相並ビテ本邦ノ佛教ヲ一新セリ、空海ハ博學・多藝ニシテ、詩文・彫刻・書畫ヲ能クシ、又諸國ヲ歴遊シテ民利ヲ興シ、學校ヲ設ケテ平民ノ子弟ヲモ教育セリ、醍醐天皇ノ時弘法大師ノ號ヲ賜ハレリ、
(註)奈良朝迄ノ三論・法相・華嚴・律・成實・俱舍ニ、天台・眞言ノ二宗ヲ合セテ八宗ト云フ、

六九 本地垂跡說トハ何ゾヤ

聖務帝ノ朝、僧行基出デ、神佛同體ノ說ヲ唱ヘシガ、最澄・空海出ヅルニ及ビ、更ニ一步ヲ進メテ「佛ハ神ノ本地ニシテ、神ハ佛ノ垂跡ナリ、即チ神佛ハ互ニ表裏シテ、共ニ衆生ヲ濟度スルモノナリ」ト說ケリ、之ヲ本地垂跡ノ說ト云フ、コレ我が邦人ノ敬神ノ念厚クシテ、佛教ノ普及ニ困難ナルヲ以テ、敬神ノ念ヲ轉ジテ崇佛ニ傾カシムル一ノ方便ナリシナリ、爾後神佛混淆ノ世トナリ、神明ニ佛名ヲ冠シ、僧侶神社ニ事フルニ至レリ、

七〇 平安時代初期ノ學校ニ就キテ記セ

從來ノ大學及國學ハ、何レモ官立ニシテ、専ラ官吏ノ養成ヲ目的トナシタリシガ、平安時代ノ初期ニ至リ、貴族等各々私立ノ學校ヲ建テ、一族子弟ノ教育ニ從事セリ、主ナルモノ左ノ如シ、
(一)弘文院 桓武天皇ノ御代、和氣廣世ノ建テタルモノニシテ、私學中最古ノモノナリ、
(二)勸學院 嵯峨天皇ノ御時、藤原冬繼ガ其一族ノ窮乏者ヲ教育スル爲メニ之ヲ建ツ、

(三)綜藝種智院 淳和天皇ノ御代ニ僧空海之ヲ建テ、平民ノ子弟ニ佛道及儒學ヲ授ケタリ、
(四)學館院 仁明天皇ノ御時、櫻林皇后(嵯峨帝皇后)之ヲ建テ、橘氏ノ子弟ヲ教育シ給ヘリ、
(五)獎學院 陽成天皇ノ御代、在原行平之ヲ建テ、在原氏一族ノ學問所トセリ、

七一 平安時代初期ノ漢文學及學者ニ就キ記述セヨ

(一)漢文學 桓武以後數代ノ天皇ハ、何レモ學ヲ好ミテ之ヲ獎勵シ給ヒ、又貴族ハ私立學校ヲ建テ、其一族ヲ教育セシガ、其學科ハ重ニ漢文學ナリシカバ、漢文學ハ此時代ニ於テ大ニ發達シ、朝廷ノ公文ハ勿論、日常一般ノ消息ニ至ルマデ、悉ク漢文ヲ用ヒタリ、而シテ其隆盛ヲ極メシハ醍醐天皇ノ頃ニシテ、遣唐使廢止以來漸次衰運ニ向ヒ、國文學之ニ代リテ勃興セリ、
(二)學者 嵯峨天皇ノ御世前後ニ、僧空海・都良香・小野篁・菅原是善等アリ、醍醐天皇ノ頃ニ至リテ、菅原道眞・三善清行・紀長谷雄等アリ、何レモ有名ノ漢學者ナリ、

七二 藤原氏繁榮ノ原因ヲ略述セヨ

藤原氏繁榮ノ原因ノ重ナルモノ左ノ如シ、
(一)藤原氏ノ盛ニナリシハ、其祖鎌足ガ天智天皇ヲ輔佐シ奉リテ中興ノ偉業ヲ定メ、其子不比等ノ持統天皇以下四朝ニ歷任シテ大功ヲ樹テ、共ニ顯要ノ基ヲ開キシコト其ノ原因ナリ、
(二)不比等ヲ始メ其子孫ハ、往々其女ヲ宮中ニ入レテ皇妃トシ、其生ミ奉リシ皇子ヲ立テ、天皇トナシ、自ラ皇室ノ外戚トナリテ政ヲ執リシコト、其最大ノ原因ナリ、